令和元年 第4回知名町議会定例会

第 1 日 令和元年 12 月 10 日

令和元年第4回知名町議会定例会議事日程 令和元年12月10日(火曜日)午前10時00分開議

- 1. 議事日程(第1号)
 - ○開会の宣告
 - ○開議の宣告
 - ○日程第1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第2 会期の決定
 - ○日程第3 諸般の報告

(議 長)

○日程第4 行政報告

(町 長・教育長)

- ○日程第5 一般質問
 - ①今井 吉男君
 - ②中野 賢一君
 - ③西 文男君
- ○散会の宣告
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり

1. 出席議員(11名)

議席番号		氏	名			議店	香番	号		氏	名		
2番	外	Щ	利	章	君		3	番	根	釜	昭-	一郎	君
5番	西		文	男	君		6	番	宗	村		勝	君
7番	大	藏	哲	治	君		8	番	中	野	賢	_	君
9番	今	井	吉	男	君	1	. 0	番	福	井	源刀	5介	君
11番	奥	Щ	直	武	君	1	. 2	番	名	間	武	忠	君
13番	平		秀	徳	君								

1. 欠席議員(1名)

1番 新山 直樹君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏	名		職 名		氏	名		
町 長	今 井	力 夫	君	会計管理者兼会計課長	大	Щ	幹	雄	君
副 町 長	赤地	邦 男	君	税務課長	甲	斐	敬	造	君
教 育 長	林	富義志	君	町 民 課 長	元	栄	吉	治	君
総 務 課 長	瀬 島	徳幸	君	保健福祉課長	新	納	哲	仁	君
総務課参事	村 山	裕一郎	君	水 道 課 長	Щ	田		悟	君
企画振興課長	髙 風	勝一郎	君	子育て支援課長	安	田	末	広	君
農林課長	上村	隆一郎	君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長 兼学校給食 センター所長	迫	田	昭	Ξ	君
農業委員会事務局長	元 榮	恵美子	君	教 育 委 員 会 事務局長次長 兼生涯学習課長	榮		照	和	君
建設課長	平山	盛文	君	中央公民館長兼 図 書 館 長	前	利		潔	君
耕地課長	窪 田	政 英	君						

△開 会 午前10時00分

○議長(平 秀徳君)

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

本日も、多数の傍聴、本当に心からありがとうございます。お礼を申し上げます。 今後とも知名町議会に、ご理解とご協力のほどを賜りますようお願いをいたします。 それでは、本日の会議を開きます。

ただいまから令和元年第4回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(平 秀徳君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127条の規定によって福井源乃介君及び奥山直武君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長(平 秀徳君)

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間としたいと思います。ご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長(平 秀徳君)

日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあります。若干申し上げます。

10月3日、4日、第26回日本観光鍾乳洞協会総会・第32回日本鍾乳洞サミットが岐阜県高山市で開催されました。高山市は人口9万人余り、面積の92.1%を森林が占め、観光都市として春・秋の高山祭りや江戸時代の古い町並みエリア、白川郷の観光名所があり、国内外から昨年444万人の観光客が訪れ、うち55万人が外国人とのことでした。

総会は9加盟鍾乳洞関係者120名が参加し、本町から朝戸昇竜洞代表取締役、町長、関係者4名が参加し、30年度事業報告決算について、令和元年度事業計画予算について承認。来年は、岩手県龍泉洞で開催されます。サミットでは、昨年開催地の今井町長が開会宣言を行いました。昨年の全国9加盟入洞者数は130万人で、5加盟が増で4加盟が減となり、過去3年間の入洞者の増減の分析状況や地域観光の活性化に果たす鍾乳洞の使命や取り組むべき事業、維持管理について現状報告がありました。今後さらに関係者が一体となり、入洞者増に取り組まなければならないとのことでした。

10月5日、関東鹿児島県人会連合会一行36名がご来島になり、ふるさと交流の旅in沖永良部島がフローラル館で開催され、両町との交流会が行われました。本連合会は、2019年2月に36回大会を迎え、今日まで県内43市町村を初め国内外の次世代交流を促進し、未来を担うグローバル人材育成を輩出し、地域を豊かにし、繁栄を築き上げるために、活発な経済交流を行い、2018年11月には、鹿児島県人会世界大会も鹿児島で開催されました。今後、新元号とともに、「新しい時代へはばたけ連合会」をスローガンに活動を続けていきたいとのことでした。

11月1日、令和元年度国保運営協議会、主管課長合同研修会、国保トップセミナーが鹿児島市で開催されました。人生100歳時代を迎え、高齢化による医療費のさらなる増加が見込まれ、保険税の収納率向上はもとより、医療費の適正化、ジェネリック医薬品への対応、特定健診や特定健康指導による健康寿命への取り組みが不可欠である。

講演では、筑波大学院久野教授が、「あなたのまちに住むと自然に健幸になります」と題して講演がありました。各地域が持つ多様な社会課題の解決や活性化に貢献、そのための地域人材を高度化にする。現在、全国で96市町村が加盟自治体で、鹿児島県では指宿市が加盟し、指宿市豊留市長がこれまでの健康づくりについての事例発表を行い、「健康という色に染まるまちづくり」と題して、運動・スポーツに関心層中心の施策、無関心層を振り向かせ継続への展開、費用をかけない既存組織や事業を有効的に活用し、行政指導ではなく、市民が中心となった事業、さまざまなスポーツや運動を継続することによって、仲間づくり、地域の活性化はもとよ

— 4 —

り、健康という色に染まるまちづくりの実現、このような取り組みによって、平成 27年以降、医療費が減少とのことでした。

11月7日、第29回大島地区障害者ゲートボール・芸能大会が本町で開催されました。日中のゲートボール大会は、10市町村14チームが競技を競い、和泊Aチームが優勝、準優勝に知名Cチーム、3位に与論の順位でした。夜は、フローラル館で、来賓を含め110名が出席し、各地区の芸能が出演し、踊りやカラオケで盛り上がりました。また、沖永良部島内の児童・生徒による創作ミュージカル「えらぶ百合物語」の公演もありました。

11月28日、東京にて令和2年度奄美群島奄美予算等に関する要望活動を行いました。群内市町村長、議長、奄美群島広域事務組合が持ち回りで、本町から町長と私が参加し、26名で5班の編成で活動。今回の中央要望のポイントとして、奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島の確実な世界自然遺産登録に向けた取り組み。次に、奄美群島の自立的発展に向けた振興開発の推進について。特に、奄振交付金に関し、概算要求額満額28億4,800万円の確保を要望。次に、独立行政法人奄美群島振興開発基金の機能強化について。奄美群島成長戦略ビジョン実現のための融資条件の優遇や限度額の見直しと制度拡充に必要な支援の要望。班全体での要望は、参議院議員会館で尾辻参議院議員、金子衆議院議員に要望書を提出し、意見交換を行いました。その後は、各班ごとに、衆・参議院、環境省、総務省、農水省、関係省庁担当課に155部の要望書を提出し、活動を行いました。また、2019年の東京在住奄美ティダネシアとの交流会も盛大に開催されました。

12月9日、令和元年東京奄美会郷土表敬訪問団一行17名がご来島になり、フローラル館で両町関係者との交流会が開催され、島内出身者の方も数名ご参加いただき、和やかに盛大な交流が開催されました。本日は、与論町で交流会が開催されるということになっております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を、同 条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長(平 秀徳君)

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

○町長(今井力夫君)

それでは改めまして、議場の皆様、おはようございます。そして、ネット中継を ごらんの皆様、平素から本町行政の運営等にご理解、ご協力を賜りまして、まこと にありがとうございます。

まず、私の行政報告を行う前に、さきの10月31日、突然の大火によりまして、世界遺産に登録されております首里城が出火し、正殿、北殿、南殿など7棟が消失してしまいました。沖縄県民だけでなく、全世界に非常に大きな悲しみをもたらしたものだと思っております。特に沖永良部におきましては、沖縄との関係が非常に深く、首里城再建に多くの方々がご賛同いただきまして、町民の皆様からも、再建に向けた義援金が今集められているところでございます。町民の皆様の温かいご厚志に感謝申し上げます。

それでは、私の閉会中の行政報告を行います。議長と幾分重なるところがございましたので、その分は省かせていただきたいと思います。

まず、10月2日の先ほどありました第26回日本観光鍾乳洞総会、それから第32回鍾乳洞サミットにつきまして、るる細かく議長のほうがご説明されましたので、私のほうは、私がかかわった部分に関しましてご報告を申し上げます。

この鍾乳洞サミットにつきましては、鍾乳洞は、その自然の魅力を観光資源として活用し、今や地域観光の核をなすものとして発展しております。この魅力を失わせることなく次世代に継承するための保存方法の研究をしながら、鍾乳洞の魅力をPRするとともに、全国9つの地域の鍾乳洞が参加して毎年開催されておりますが、今回、飛騨高山市で開催されました。

その中で、特別講師といたしまして、大阪府の観光局長、溝畑宏氏、これは前の日本観光の局長されておりましたけれども、この方が「鍾乳洞を核とした観光施策の活性化」と題して講演を行いました。また、大阪万博などにおいても、積極的に鍾乳洞を世界に紹介して、インバウンドの方々を鍾乳洞に誘客する取り組みを進めているという計画を報告いただきました。その中でも、鍾乳洞イコール恋人の聖地にすることによって、来場者が非常に増加しているという地域があると。

本町におきましても、鍾乳洞や田皆岬など、恋人の聖地への承認を進める、そういう発信をしていくことによって、本町への交流人口の増加が図られるのではないかなと考えております。

また、飛騨高山におきましては、通り沿いの家の塀の色を統一しておりまして、 そして古い町並みを再現したことによりまして、周辺の白川郷との観光地との連携が図られ、観光PRが功を奏し、国内外から多くの観光客が訪れているというような取り組みにつきましても、本町においても大いに参考になる部分があったかなと

— 6 —

思われます。

続きまして、10月6日に、岡山沖洲会の総会がございました。昨年は、西日本豪雨のために、知名町から多大な義援金をいただきましたということを、会長のほうから大変感謝しているという旨のお言葉をいただきました。岡山沖洲会においても、会員の高齢化や減少等もあり、島の発展を応援しているけれども、なかなかこれまでみたいな大きなふるさとへの支援というのが難しいのが今の現状になっているというようなお話でした。敬老会には33名の敬老者を迎えて、盛大に開催されました。私のほうでも、今後のご長寿とご多幸をお伝えしてまいりました。

続きまして、10月15日、職員採用試験委員会が本庁内で行われまして、9月22日と23日に実施しました職員採用試験について、試験結果に基づき、採用委員会において最終の判定会議が行われました。委員会後に、採用候補者登録者名簿の答申を受けました。

その結果を10月16日に告示し、受験者全員に合否の結果を通知しております。 来年度採用予定者は、一般事務が2名、保育教諭が2名、図書館司書が1名、保健 師1名、消防職が1名、計7名でございます。しかしながら、来年度の定年退職や 自己都合退職者等によって、職員のかなりの数の減がございますので、本年度は再 度、2月に2次募集を行う予定であります。このことにつきましては、11月 29日に、防災無線やホームページ等で周知しているところでございます。

10月16日、2015年国連サミットにおきますSDG s 持続可能な開発目標の概念に沿った地域社会のあり方を踏まえ、地域資源の活用や循環型社会の確立、環境教育の充実などに向けた連携協定を、東北大学大学院環境科学研究科との調印を行いました。東北大学からは、同大学院環境科学研究科長であります土屋範芳教授など3名がご来島いただきまして、調印式に臨まれておりました。

それから、10月21日、沖永良部死亡獣畜処理組合の総会がございまして、平成30年度の死亡家畜頭数が、成獣で81頭、子牛で21頭、胎児が143頭、計245頭も亡くなっていると。平成28年度が214頭、平成29年度が244頭、令和元年度もほぼ同数で推移しているということでございます。事故防止対策や母牛の飼育管理の徹底等につきまして、畜産農家と対応を講じていく必要があると痛感しております。

それから、10月23日の知名小学校区から10月30日まで、これまで町行政の取り組んできたことにつきまして、また庁舎建設につきまして、直接町民に説明をし、また町行政全般についての質問を受けてまいりました。5日間で町民が394名参加していただいております。活発な話し合いができたと思います。

— 7 —

私の主な説明内容といたしましては、子育てしやすいまちづくりについての取り 組みとして、子育て支援金制度、放課後児童クラブの開設。それから、身近な公共 機関につきましては、上城字、新城字、屋子母字の路線変更について。それから、 楽しめる交流の場を創出するということにつきましては、フローラルパークの改修、 稲水公園の整備、ジッキョヌホーの改修等についての説明をさせていただきました。

低炭素化社会への取り組みといたしましては、新庁舎におきます地中熱の利用、それからフローラルホテルにおけます熱交換システムを採用して、光熱費を抑えていきたいという旨の説明をしております。また、クリーンセンターにおきますごみの燃焼によります二酸化炭素の排出もかなりありますので、ごみの減量と、それからごみの資源化に向けての取り組みも必要ではないかということを説明させていただきました。

庁舎建設につきましては、現在、水利事業所の活用をどうしていくのか、それから庁舎の規模はどれぐらいにするのか、発注予算をどれぐらいで考えているのか、 それから駐車場やヘリポートの建設等々につきまして、今後のスケジュールを説明 しました。

なお、この語る会で出された質問事項につきまして、個別に回答しなければならないものにつきましては、質問者個人に回答しております。また、全体にかかわることにつきましては、各課で検討した上で、役場庁舎内の掲示板、それからホームページ等で回答しております。

11月1日、収納対策会議を開催しております。現年度分及び滞納繰越のある町 民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険税の税、そ れから公営住宅の使用料、換地清算にかかわる分担金、水道料金、奨学金、給食費 等の徴収につきまして、各課が協力して、今後徴収に取り組んでいくという旨を決 定しております。

それから、11月11日、全国地中熱フォーラム2019が、品川区立総合区民センターきゅりあんでございました。これが新庁舎に私が導入を考えております地中熱の利用についての全国大会でございましたので、地中熱協会のほうから参加依頼がございましたので、参加してまいりました。

開会式には、協会の会長であります笹田理事長が、まず最初にご挨拶をされ、持続的社会を実現するために、世界が化石燃料から再生可能エネルギーへと大きく転換しつつある中、地球熱利用はその一翼を担うものであると挨拶され、来賓挨拶としましては、齋藤 健衆議院議員、これは地中熱利用促進議員連盟の事務局長をされている方です。それから、小池百合子東京都知事が、地中熱の利用の重要性につ

いて、具体的な事例を挙げてお話しされておりました。特に、東京都は、再生可能 エネルギーの利用に向けては、既に24億円の基金を積み上げてあると。この基金 を使って、東京オリンピックの会場となる各施設においては、地中熱を積極的に活 用していくと。また、ことし5月には、ゼロエミッション宣言を行い、2050年 には東京都における二酸化炭素の発生をゼロにしていきたいという力強い発表がご ざいました。

あとセッション1からセッション5までかなりの講座がございまして、それぞれの取り組みについて、担当者のほうから説明がありましたので、かなり長くなりますので、これについては割愛させてください。

あと、翌日の11月12日には、この地中熱を大規模に活用しております東京スカイツリーのシステムについて、地下の設備を見学させていただきまして、非常に参考になりました。

11月13日には、中種子町の視察がございまして、それと、鹿児島県町村会定 例総会が中種子町でございましたので参加してまいりました。中種子町の視察におきましては、スポーツ施設を充実させておりますけれども、体育館や武道館、全天 候型のグラウンド、野球場など、大規模施設を建設しておりますが、その維持費にかなりの予算がかかっていると。スポーツ合宿も46団体が来島しておりますけれども、なかなか黒字にはならないということでした。ただ、子供たちに、こういう施設があることによって一流のアスリートが来ることによって、大きな夢を与えてくれているという意味では、非常に効果が見られているという話でした。

また、興味深いものは、古い体育館、旧町の体育館を、床を取り払って、下をセメント、そして砂をまいてありまして、雨天時のときのスポーツ団体の練習会場にしたり、またはゲートボールなどの老人の皆さんがふだん活用できる場にしているというような活用の仕方は大変参考になりました。

また、中学校は平成16年に4校統合して、現在は1中学校にしてあるということで、1中学校7小学校というふうに学校の統廃合も進めてきているというような話でございました。

それから、11月21日、沖永良部産科医の確保に向けた意見交換を和泊町と行ってきております。沖永良部地域における分娩施設の継続及び産科医等の確保を図る目的で月額10万円、非常勤医師に対しては5万円、それから1回の分娩につきまして1万円を両町から支給しておりますが、昼夜を問わず、安心して島内で出産できるようにしてきておりました。しかしながら、常勤医も高齢になり、年間を通して妊産婦への対応が非常に大きな負担となってきているのが現状であると。

— 9 —

そこで、引き続き島内で安心して出産できる体制を維持するためには、さらに両町で協力して取り組む必要があるのではないかということです。産科医を複数制にして、医師も妊産婦も安心して医療活動ができる体制づくりを進めていくことを、今後さらに両町で進めてまいりましょうと。そのためには、今後、鹿児島大学医学部医局に徳洲会への医師派遣を両町で要請活動を行いましょうと。それから、徳洲会系列の中でも、新たに産科医が沖永良部に赴任できないかということを要望していくということ。

それから、医療報酬については、周辺の離島の様子も鑑みながら、さらに検討していく必要があるんじゃないかということです。沖永良部におきましては、産科医に対する報酬が、周りの離島に比べるとかなり低くなっておりますので、そういう面では、今後、沖永良部におきましても、産科医への報酬等についてはかなり検討していく必要があるのではないかなと思っております。

続きまして、11月21日、奄美群島国立公園管理事務所の管理体制の充実について、環境省沖縄奄美自然環境事務所を訪問しております。

これの中身につきましては、世界自然遺産が近隣の島々でありますけれども、この沖永良部は残念ながらそれに入っておりません。そういう中で、環境に対する意識をさらに高めていくというためには、環境省の分室を知名町に設置していただきたいという旨の要望を環境省のほうに提出してまいりました。環境省のほうからは、この分室を設置することにつきましては、環境省、それから財務省との今後、検討が必要なので、もうしばらく時間がかかりますよということで回答をいただいております。

私の環境省の分室を設置していただきたいということに対する理由は、おおよそ 4点挙げてありますけれども、まず、自然公園法違反案件が幾つかございますので、 そういうものに対する対応をとっていくためには、分室も必要じゃないかと。それ から外来種駆除に対する問題、それから町民への普及活動、こういうものを積極的 に進めていくためには、環境省の専門家の皆さんが町内におりまして、各学校での 啓発活動や町民へのまた啓発活動等をしていく上では、分室の設置をぜひお願いし たいという旨の理由で、私のほうからは環境省に提出してあります。これにつきま しては、先般、環境省のほうに出向いたときにも、環境省の局長と直接この件につ いてお話をしてあり、今後双方で検討していこうという旨の回答をいただいており ます。

続きまして、11月27日、全国町村長大会、それから令和2年度奄美群島振興 予算等の要請活動がございました。先ほど、要請活動については、議長のほうから 細かくご説明がありましたので、省かせていただきます。

全国町村長大会におきましては、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、各町村の創意工夫を尊重し、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担について必要な財源を確保すること、子育て支援の充実については、国の責任において2020年度以降も幼児教育や保育の無償化に係る財源を全額国が負担していくこと、介護サービスの基盤確保に向けて介護従事者の養成等、人材確保に取り組むことなどを要請しております。

それから、このときにあわせて、町イチ!村イチ!の活動がございまして、これは有楽町の国際フォーラムで、全国から400ほどの町村が参加しております。本町も、本町におきます農産物等の販売や、または広報活動を行ってまいりました。特に、本町においては、黒糖焼酎、それから桑茶の現地での販売等を行いまして、桑茶につきましては非常に好評で、全て完売することができております。

11月25日の令和元年度鹿児島県優秀教員として、知名中学校の芋高純子教諭が表彰を受けておりました。数学科の授業における小テストや補充指導など、生徒の実態に応じた個別指導を行ってきたことに対することが評価され、表彰の対象となったと聞いております。今後さらに、各小・中学校においても、児童・生徒の学力向上について創意工夫を行い、学力向上の推進に努めていっていただきたいと思っております。

12月3日、民生委員・児童委員退任者への感謝状の贈呈、それから新任者の委嘱状伝達を行っております。最高で15年間、短い人で3年間、民生委員・児童委員として、それぞれの地域で声かけや見守り、支援などを行い、社会的弱者に対して献身的に活動されてきた方々に、町を代表いたしまして感謝の意を表し、厚生労働大臣、県知事、知名町からの感謝状を9名の方に贈呈しております。退任されても、新任の委員の皆さんとともに、地域の見守り隊として力をかしていただきたいと思っております。また、新たに委員に就任された方々には、地域の中で支援を要すると思われる方々に積極的にかかわり、関係機関との橋渡しをしていただきたいと、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりに、行政と一体となって取り組んでいっていただきたいと思っております。

最後に、12月5日、沖永良部農業開発組合の理事会がございまして、本年度のサトウキビ生産量が8万369トン見込まれているということ。その中のバガスがおよそ1,600トンから2,000トンあると。このバガスにつきまして、いろいろなところから要望がございましたので、その配分等について検討しました。ま

— 11 —

ず、南栄糖業が燃料として、雨などによりましておおよそ1,000トンほど毎年利用していると。残りを畜産業とかキクラゲ生産者に、ほぼ2対1の割合で配分していると。ただ、キクラゲ業者のほうからは、配分量が非常に少ないので、もう少しふやしてほしいという要望がございましたので、これについて検討しましたが、現在、キクラゲ業者が菌床として利用しているバガスを、これにビニール類がありますので、この廃ビニールをどう処理していくかということができれば、この廃菌床を使って畜産農家が活用できるのではないかということで、とりあえず、本年度はその廃ビニールの対応についてキクラゲ業者には対応していただき、そして、配分につきましては、現年度どおり、2対1の割合で配分していこうということに決定しております。

また、サトウキビの品種につきましても、変更点が出てきております。夏植えの 農林8号と農林22号を減らし、農林27号を約40%まで拡大していくと。農林 30号は茎数が非常に多く、早期に糖度が上がると。だから、初期の生育も早く、 低温でもよく成長するため、鹿児島県の推奨品種に採用されているために、変更し ていきたいということです。

知名町のキビ部会から出されておりましたトラッシュ率によります脱葉料金の見直しにつきましては、現状では、人件費や燃料、資材費、設備の維持改修費等のコストが今後上昇する見込みのために、トラッシュ率を料金に勘案した場合、大幅な値上げになってしまう可能性があるので、現時点では、トラッシュ率による料金の変更は考えていないということでございます。

以上で、閉会中の私の行政報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうご ざいました。

○議長(平 秀徳君)

これで、町長の行政報告は終わりました。次に、教育長の報告を求めます。

○教育長(林 富義志君)

おはようございます。

それでは、私のほうから閉会中の教育行政について報告いたします。

お手元の資料をごらんなってください。主なものについて説明いたします。

10月1日、鹿児島市で、市町村教育長会の第3回専門部委員会と全体会がありましたので出席いたしました。内容ですが、11月から始まる令和2年度の人事異動についての県教育委員会との意見交換について、何を質問し何を要望するかという協議の会でした。本町としては、今回、知名小学校に6月までに期限つき教諭が

配置できない点を指摘しまして、来年度は未配置の学校が出ないよう、他の町村と 共同で県に要望いたしました。

10月3日、鹿児島県労働局から平山職業安定部長を初め3名の職員が来られ、本町教育委員会における障害者雇用の実態についての聞き取り調査がありました。 法定雇用率を下回っている職場は指導が入るわけですけれども、本町の教育委員会は今年度、学校司書、臨時職員でありますが雇用いたしましたので、法定雇用率をクリアしているというような報告がありました。

10月7日、第2回目の教育委員会学校訪問として、総務課財政係の職員と一緒に、下平川小学校、知名小学校の3校を訪問し、今年度の予算の執行状況の確認、それから来年度の学校予算に反映させるための各学校の要望、特に施設整備の改修等の聞き取り調査と現場確認を行いました。15日には同様に、住吉小学校、上城小学校、それから田皆小学校、田皆中学校の4校を訪問して、同じように聞き取り調査をしております。これらの学校からの要望については、11月の定例教育委員会で、危険度等の優先順位を協議して、来年の当初予算に反映させるようにしております。

10月8日、令和元年度沖永良部秋季教育研究大会小学校部会が田皆小学校で行われました。両町の小・中学校から87名の先生方が参加して、授業参観後に、3分科会に分かれて熱心なグループ討議がなされております。この沖永良部秋研は、沖永良部独自の伝統ある教育研究会として、学力向上に成果が出るものと期待しております。

10月24日、大島地区教育委員会連絡協議会の総会と研修会が、本年度は天城町でありましたので、教育委員4名と出席いたしました。徳之島教育委員会と奄美市教育委員会の研究発表があったわけですけれども、徳之島教育委員会が発表した小規模校における新時代の教育として、ICTを活用した遠隔教育徳之島型モデルの発表は大変参考になりました。

10月25日、女性労働協会の主催による「ハラスメントのない職場づくり」の研修会がありましたので、参加いたしました。学校の教師間でいじめが起こるような現状、それから最近ふえ続けるセクハラ、パワハラの現状、職場での上司の言動、動画を交えた研修会が大変参考になる研修会でした。

10月28日、鹿児島市で、鹿児島県教育委員会との意見交換会があり出席いたしましたが、これまで10月1日に行われました指導部・人事部の専門委員会でそれぞれまとめた質問事項に対して、県の回答をいただくということの会でした。

意見要望として、近年の職員不足に対して、長期にわたる臨時的任用職員への配

慮、それから採用年齢を50歳まで引き上げると、それから校区内・町内の居住を指導すると、それから副校長職の新設による管理職の再任用問題等が挙げられました。 それから、10月29日、沖永良部警察署において、令和元年度のイラブ・ユンヌ被害者支援ネットワーク総会があり、今年度は知名町が会長ということで、私のほうで会を進めましたけれども、参加した各3町の関係機関からは、事例想定に対する支援対策をそれぞれ発表していただきました。

11月1日、毎年、「かごしまの教育」県民週間に合わせて実施しております町 議会議員の学校訪問があり、7校全て指導主事と同行して授業参観をいたしました。 夜は反省会も含めて、校長、教頭を含めてお互いの情報交換を行いました。

11月3日、第29回知名町生涯学習フェスティバルが文化ホールで行われました。式典、表彰、それから記念公演、公民館講座舞台発表、体育館では、それぞれの町民の力作が発表されましたけれども、時期的に非常に農繁期ということもあって町民の参加が大変気になりましたけれども、極端に少なかったということもなく、例年どおりのフェスティバルじゃなかったかなと思います。講師については、昨年度台風の影響で中心になった三善先生でしたので、元気の出る話を聞かせていただいたなと思います。

11月5日、第10回沖永良部中学校弁論・英語暗唱大会が和泊中学校で行われました。弁論の部とそれから英語暗唱の部に、4校それぞれ2名ずつ発表いたしますが、審査の結果、今年度は、最優秀は弁論の部で田皆中2年の栄琉桜さん、それから英語暗唱の部は田皆中3年の神崎桃花さんが選ばれました。なお、二人は11日あす、和泊町のあかね文化ホールで開催される日本復帰記念第35回大島地区中学校弁論・英語暗唱大会に、知名町を代表して出場することになります。

11月23日、毎年この時期に開催している町PTA研究大会にかわり、今年度は、県PTA活動研究委嘱公開知名町大会が文化ホールのあしびの郷で行われました。大島地区の各市町村から二、三名ずつ参加しますが、ことしは悪天候のため、船舶の抜港情報でキャンセルが相次ぎました。講師にバーバラ植村さんの講演が聞けるということもあって、島内のPTA会員で満席になったと。大変いい研究委嘱公開ができたものと思っております。

11月25日、2回目の知名町特別支援連携協議会、それから知名町教育支援委員会が行われ、来年度、小学校に入学する子供たちと、現在入級している子供たちを含めて、特別支援に関する情報交換、判定を行いました。最終的には、保護者の要望が優先しますが、保護者が納得いくように、今後も話し合いをしていけばいいと思っております。

11月27日、両町の小・中・高連絡会が行われ、各学校から校長と生徒指導係が出席して、各学校のいじめ・不登校の現状報告と課題に対する対応策の協議がなされました。

警察署からは、鹿児島県内、それから沖永良部圏内の青少年の補導と犯罪状況の 説明がありましたが、現在のところ、補導の児童・生徒はゼロという報告でした。 しかし、子供たちが被害者になる声かけの事例は2件あったという報告を受けまし た。

12月1日、知名町、和泊両町の教育委員会主催で、沖永良部島のトゥールシンポジウムを和泊町のあかね文化ホールで開催しました。本町の指定文化財になっているアーニマガヤトゥール墓、それから屋子母セージマ古墳跡、和泊町の県指定文化財の世之主の墓等について、文化庁の補助事業で四、五年かけて調査いたしましたが、その調査の結果報告と、今後このような文化財の活用方法について、大学の専門家を招いてシンポジウムを開いたわけですけれども、トゥール墓というお墓ということもあって、どれだけの島民が来てくれるのかなというふうに大変気になりましたが、墓正月とか骸骨の組み立て、そういうことが体験コーナーとして設置してありましたので、ホールの内外を問わず、満席で大変いいシンポジウムができたのかなと思っております。そういうことで、文化財担当者は、満席になった皆さんを見て、今後の調査研究にまた力が入るのじゃないかなというような感じがいたしました。

私のほうからは以上です。

○議長(平 秀徳君)

これで、教育長の行政報告は終わりました。以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 一般質問

○議長(平 秀徳君)

日程第5、一般質問を行います。通告に従って順次発言を許可します。今井吉男 君。

○9番(今井吉男君)

おはようございます。多数の皆様が議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

議席9番今井吉男が次の4点について一般質問をいたします。

- 1点目、沖永良部与論地区広域事務組合の継続に向けた取組みについて。
- ①現在、沖永良部与論地区広域事務組合は、与論町の消防負担金割合をめぐり、 継続か解散かの瀬戸際に直面しています。継続か解散かの決定時期はいつなのか。 なお、継続に向けた協議を重ねるべきではないか。
- ②現在、消防長、総務課長、署長の三役は、和泊町採用職員で占められています。 構成3町の負担金の公平性を言うのであれば、三役人事でも公平性を確保するべき ではないか。
- ③消防職員定数は、規約で知名町14名、和泊町14名、与論町13名となっていますが、近年、採用の関係もあり、定数に対するバランスが崩れ、和泊町採用職員が増加傾向にあります。現状況が続くのであれば、歳出総額の約80%を占める人件費については、採用町負担とすべきではないか。
- ④消防職員、特に知名町採用職員が相次ぎ中途退職する原因は、消防署内でのパワハラやいじめがあったのではないか。実態調査を実施して、予防策を講ずるべきではないか。
 - 2点目、放課後児童クラブについて。
- ①旧知名幼稚園跡地を活用して、知名放課後児童クラブの開設から約8カ月が経過、定数40名に対し利用児童が多く、希望しても利用できない児童がいます。教育の機会均等の観点から、来年度から小学校単位で開設できないか。
- ②さきの9月定例会で、外山議員への執行部答弁で、小学校に児童クラブとして使える教室はないとのことでした。施設は、小学校に隣接する旧幼稚園を活用することで新たな建設費は不要となるので、来年度から開設できないものか。
 - 3点目、道路改良について。
- ①各集落の公民館は、台風や災害発生時の避難所となっていますが、田皆コミュニティーセンターは県道からの道路が狭く、その上カーブが急で、車両の通行に支障を来しています。旧公民館を解体して、ふれあい会館から直線で幅員を広げることはできないか。
- ②瀬利覚字の町営田水団地と学校給食センターの道路は段差があり、車両通行時 に危険な状況です。転落防止用のガードレールの設置はできないか。
 - 4点目、鉱業権(採掘権)について。
- ①鉱業権設定以前は、道路改修等にコーラル (石灰石) を活用していましたが、 沖永良部島内では、現在、コーラルの採掘は禁止されています。いつから採掘禁止 になったのか。
 - ②不法採掘に関して、町民への周知はどのように行っているのか。

③コーラルを不法採掘した場合の罰則はあるのか、またはないのか、お伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○町長(今井力夫君)

それでは、今井議員のご質問に回答してまいります。

まず、1番目の沖永良部与論地区広域事務組合の継続についての案件でございます。

平成31年第1回臨時会において、平成33年3月31日限り、沖永良部与論地区広域事務組合から脱会する議案を提出し、可決されております。理由につきましては、構成町の負担金の支弁方法について、負担金の公平さが保たれていないなどの指摘もあり、設立当初から採用されてきております基準財政需要額による支弁方法から、均等割を20%、職員割合で30%、基準財政需要額からは50%の支弁方法に変更できないかということで、平成27年8月の組合協議会において協議されて以来、継続的に協議を行ってきたところでありましたが、構成町全ての可決が得られなかったために、規約変更が採用されませんでしたが、令和元年7月25日に開催された組合運営協議会において、均等割30%、基準財政需要額を70%という新しい支弁方法が提案され、3町において合意されました。

今後につきましては、3町それぞれ12月議会で組合規約変更の手続に入り、沖 永良部与論地区広域事務組合の継続を前提とした事務手続が進んでいくものだと考 えております。

2番目、昨年6月の定例会において回答いたしましたが、沖永良部与論地区広域 事務組合消防本部の役職につきましては、消防長が任命権者であります。署長の人 事につきましては、管理者の承認をもって消防長が任命することになっております。

ご指摘の人事の公平性を保つことは、非常に重要なことだと認識しております。 今後とも、人事につきましては、職員の年齢構成、役職、経験年数などを勘案して、 職員の能力が発揮される適材適所の配置を考えてまいります。

3つ目、問1の質問で回答してありますけれども、現在、新しい支弁方法で沖永 良部与論地区広域事務組合の継続に向けての事務手続を進めている状況であります。 採用のバランスについてのご指摘もございますが、令和元年7月25日に開催され た組合協議会で提案された3町の議会で理解を得られた新しい支弁方法で分担金は 進めてまいります。

4つ目のパワハラの問題につきまして、全国的にも消防署員のパワハラが社会問題として取り上げられております。消防署におきましても、消防長を中心として、

パワハラやいじめのない職場を目指して環境整備に取り組んでいるところでございます。

また、10月25日にフローラル館において、知名町・和泊町役場職員、消防署員、島内の事業所を対象にしたハラスメント研修会を実施しております。消防庁においては、パワーハラスメントの相談窓口を設置するなど、全国的な取り組みを実施しております。沖永良部与論地区広域事務組合におきましても、消防長による署員へのハラスメントの指導研修や悩み事相談窓口、相談員を配置するなど、職場内の環境の整備に積極的に取り組んでおります。

続きまして、大きな2番目の放課後児童クラブにつきまして。

知名町放課後児童クラブの開設から約8カ月が経過し、定数40名に対し、利用児童数が多くなり、希望しても利用できない児童がいるということですけれども、放課後児童クラブの開設につきましては、さきの9月議会でも述べたとおり、現在設置されている知名小学校区以外におきましても、将来的には、小学校単位で開設できるように検討してまいりたいと思っております。

しかしながら、現時点において、各小学校単位の放課後児童クラブの新設は、利用希望人数や職員配置等の観点からも難しいと考えております。現在運営している知名小学校区の次は、田皆中学校区に設置を行うことを目標として、現在、設置に向けて動いているところでございます。

2つ目、新規開設を予定しております田皆中学校区への設置につきまして、現在、 指定管理者として知名小学校区の放課後児童クラブしらゆりを運営しております社 会福祉法人幸福福祉会が運営の規模を拡大して実施することで検討をお願いしてお ります。法人との協議は、旧田皆幼稚園施設を利用し、実施する方向で進んでおり ます。タイムスケジュールにつきましては、来年1月までに体制を協議し、3月に 放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を整備し、2月から3月ごろには利 用申し込み受け付けを開始し、利用児童を決定した後に、令和2年4月からの開所 を目指しております。

ただし、補助金申請の都合によりまして、施設の改修等が令和2年4月以降の実施になることから、旧田皆幼稚園の施設を利用しての本格的な始動というのは、夏休みごろの7月ごろを予定しております。利用の要望が高い新1年生を含めた4月からの受け入れができるように、施設の改修が完了するまでの期間は、しらゆり保育園敷地内の仮設施設にて実施する予定でございます。児童の送迎につきましては、下校時間に合わせて、職員が小学校へお迎えし、帰りは保護者が迎えるというように検討しております。このことは、現時点で最も順調に進んだときのスケジュール

であります。今後、想定外の課題やトラブルが発生した場合には、多少後ろにずれる可能性もあるのではないかと考えております。

大きな3番目、道路改良につきまして。

平成31年度第1回知名町議会定例会の答弁と重複しますが、ご指摘の町道田皆屋古仁屋線は、道路幅員が狭く車両の離合通行に支障を来しておりますが、緊急車両の通行につきましては可能であります。また、民家が近接立地しており、用地の買収、建物の補償費に多額の費用が発生することから、改良工事は困難だと考えております。旧田皆公民館の解体が行われれば、線形不良区間の解消は可能になってくるかなと考えております。

続きまして、田水団地と学校給食センターの境目の道路段差につきまして。

ご指摘の場所は、県道より町道瀬利覚知名中前線を田水団地方向へ上がったところ、田水団地と町道の境界へ舗装どめ擁壁を延長29メートルしてあります。最大の高さが1.2メートルとなっております。安全対策として、平成28年度に擁壁に反射びょうを設置し警告しておりましたが、車両通行の際には、運転手の視界から見えづらいと思われますので、今後、安全対策を行い、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

大きな4番、鉱業権につきまして。

コーラルと言われます石灰石は、鉱業法の鉱物として取り扱われており、奄美群島では、土木工事等の主要鋼材として採取されておりました。昭和42年9月28日、福岡通商産業局長と鹿児島県知事との間におきまして、奄美群島における石灰石鉱業出願の処理等に関する覚書があり、石灰石の利用との調整については、

「奄美群島は全島が主として石灰石で構成されているとの特殊性及び住民の慣行に 鑑み、石灰石鉱業権の行使に支障を与えず、かつ日常生活に直接関係するものに使 用する場合は、できる限り石灰石の利用を認めるよう石灰石鉱業権者を指導するも のとする」とあります。また、「公共事業の用に供するために、一時的に石灰石を 採取しなければならない事態等を考慮し、石灰石鉱業権者の協力を得られるよう、 あらかじめ指導を行うものとする」としてあります。

これらから、石灰石の採掘は禁止であるという事項ではなくて、日常生活に直接 関係するものに使用する場合や公共工事の用に供するために石灰石を利用すること は可能でありますとの内容で理解しております。ただし、販売行為を行ったときに は、違法行為となります。

②過去の記録を見ますと、平成19年9月に建設業者に法の遵守についてお願いの文書を行っておりますが、それ以降は、特にこの法についての指導はなされてお

りません。

③鉱業法第147条に罰則がございまして、規定に違反した者などは、5年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金を処し、またはこれに併科すると記されております。

以上で、1回目の回答を終わります。

○9番(今井吉男君)

それでは、順を追って再質問をいたします。

大きな1番ですが、先ほど町長の答弁で、12月定例会で3町で新しい負担金の割合については協議をして、それで、また結論を出すということでございますが、これにつきましては、先般、12月7日付の新聞にも、与論町のほうは、新聞報道では解散回避の可能性高まるということでありますが、あと知名町と和泊町が残っておりますので、その結果で、継続の可能性が出てくるということで理解してよろしいですね。

それから、②のほう、先ほど町長は輪番制ですから、2年に1回、和泊・知名町長が管理者、副管理者ということになっておりますが、この規約を見ますと、消防長は管理者が任命するということになっていますので、消防長を管理者がかえていけば、総務課長、所長の人事は消防長が任命するということで載っておりますので、その辺は誤解しないように、全部を消防長が決めるんじゃなくて、トップの消防長は、管理者が任命するというふうになっていますので。

だからその辺を考慮して、負担金はやっぱり公平でなきゃいけないんですけれども、人事のほうも、3町ありますので1つずつは確保するという意気込みがないと、ただ何でもかんでも言われれば、はいと言うんじゃなくて、負担金のことを言うんであれば、これは三役です、三役、役場の三役と一緒ですよ。そういう感じで、ぜひ1つはポストをとると。1億数千万円の知名町の町民の税金を投入している以上、それだけの権利は主張していただくよう、これについては要請しておきます。

それから、それに関連して③のほうで、平成30年度の決算で、人件費が2億7,970万円となっております。平成30年度末の採用町別職員数を見ますと、和泊町が15人、知名町11人、与論町13人で、3町の人件費割合は、和泊町が約41%、知名町が27%、与論町が32%となっております。

そうしますと、やっぱり人件費の絡みで、それにまた三役が和泊町ですから、三役の給与は、調べましたら、6級であります、3名とも。消防署のほうからもらった資料で、これは平成30年当時の所長の給与、職員給与、職員手当とそれから共済費を含めた年収が、822万5,000円となっています。だから、役場と比べ

— 20 —

て、消防署は高いんですよね、いろんな特殊な勤務もありますけれども。これは町長と同じぐらいじゃないですか、町長を超えているかもわからないですね。だから、その3人の給与を含めると、和泊町はもう50%近く、人件費の半分近くは、和泊町がみんな持っていっているんですよね。

そういう絡みもありますので、ぜひやっぱり人事についても、今は管理者になっていますけれども、また、1年半後には、また管理者に戻りますので、その辺も含めて、もうとにかく主張するところは主張しないと、負担金だけ公平にして、それ以外はもう口を出すなということじゃいけませんので、それだけの主張は、町長、していただくように、知名町の代表ですから、知名町の町長ですから、その辺は強く要請をしておきます。

まず、人事の件と負担金、その2点について、町長の見解をお伺いします。

○町長(今井力夫君)

それでは、ただいまの質問に対して、私の見解を述べさせていただきます。

まず、三役人事について今ございましたので、前回のときにもこれは回答してありますけれども、今回たまたま和泊町から3名入っておりますけれども、これまでは知名町がかなりの割合で三役についております。その数を再度申し上げます。消防長につきましては、和泊町が16名、知名町が17名です。県からの出向が3名でございますので、この数は割愛してもいいかなと思いますけれども。総務課長につきまして、和泊町は22年間、これまで勤務しております、知名町は14年間です。消防署長につきましては、和泊町はわずか4年間です。知名町は32年間消防署長を輩出しております。これら管理職全体をどの割合で両町がかかわっているかと申しますと、和泊町はこの全てを足しても、42年間で全体の38.9%の期間です。知名町は63年間です。全体の58.3%は、知名町から三役を輩出しております。

そういう意味では、これまでの段階においては、ある意味では知名町の皆さんが、例えば年齢とか、その職級において上級職に配置されていて、適材適所の配置がされていった結果が、こうして約60%ぐらいは三役の中で知名町が占めるという割合になっておりますので、したがって、この件につきまして、たまたま今回三役が和泊町にこの数年はいくことになるかもしれませんけれども、全体を通して、ことしの分まで含めた中でも、60%近くは知名町が三役を占めているということは認識して、我々は考えていく必要があるかなと思っております。

ただ、ご指摘のように、果たしてこの人が適材適所なのかということにつきましては、管理者、副管理者の間で十分そこは検討して対応していかなければいけない

部分だと、私のほうも考えております。

また、管理者につきまして、現在、知名町と和泊町が公募になっておりますけれども、実際、消防署長につきましても、消防長につきましても、これは与論町も可能性を消しているわけではございません。必ず与論町に対しても、ある一定の年齢に達して、階級に達してきた皆さんに対しては、消防署長として本署に来られますかという打診はしてあります。それも今回打診をしましたけれども、与論町のほうが、本署のほうにまでは転勤することはしたくないというお断りをいただいております。

それからこの管理者、知名町長、和泊町長、与論町長3名がなっていけるような取り組みに、今後、我々は切りかえていくつもりでございますので、今まで和泊町と知名町が管理者を務めておりましたけれども、これに対しては、与論町にも再度、与論町長のほうが管理者としてなれるような方向性も今協議しておりますので、そういう意味では、人事上も平等に持っていきたいと思っております。

それから、署員の数についてですけれども、これには、例えば知名町の欠員がこれだけあったときに、知名町のほうで募集をかけますけれども、知名町の出身者がいない、募集しても出てこない場合がありました。そのときには、和泊町または与論町の方で、消防署員として活躍したいという希望のある者は受け入れております。ただし、知名町枠で採用しますので、そのかわり、合格して署員となるときには、必ず知名町に住居を構えなきゃいけないというふうな取り決めはしてありますので、そういう意味では、出身町は違っても、本人が署員としてその職務に当たるときの所在地としましては、居住地は必ずその採用町のところに来なければいけないと。もしこれが何らかの事情で移動する場合については、これは3町で今後協議していって、移動していった場合には、その部分につきましては、その町の負担金というふうなやり方も、今後考えていこうというところまでの話し合いは今進めているところでございます。

ちなみに、私のほうで消防署のほうからいただいております署員の人数につきましてですけれども、和泊町が確かに14名、今配置されておりますけれども、ただ、和泊町で採用されておりますけれども、この中から2名は知名町に、今在住しております。採用は和泊町なんですけれども、本人たちが住んでいるのが知名町ですので、そういう意味でも、和泊町にとっては好ましくないと言えるような現状があるんじゃないか。じゃ、知名町はどうかと申しますと、知名町14名おりましたけれども、7月に退職者が出ましたので、現在知名町の枠には13名です。この中で、じゃ、和泊町出身で和泊町に住んでいるのが1名おります。そして、和泊町出身で

— 22 —

なおかつ知名町にそのまま住んでいる方が2名おりますので、数といたしましては、 今現在、知名町枠が1名不足しておりますので、居住している場所につきましては、 大きな差は生じておりませんので、そういう意味では、負担金につきましても、あ る程度の公平性は保たれているかなと、私はそう思っております。

以上です。

○9番(今井吉男君)

ぜひ過去の歴代の幹部職員名簿というのは、私も持っております。それで、先ほど町長が言われたとおりですが、過去は過去で、現在3名いるうちの1人ぐらいは、ぜひうまく公平に、負担金のほうはもちろんそれは公平に持っていかなきゃいけないんですが、人事面も公平に、3人いるうちの最低1人は知名町から出すという方向で、今後はとっていただくよう、これは要請しておきます。

次に、移動した場合、これは採用の要綱の中にも、消防職員については、ほかの職員もですけれども、とにかく採用になった時点で、知名町枠で採用になった場合は、住所を知名町に移すというふうに書かれておりますので。

これが1人知名町枠で採用になった和泊町出身の職員が、平成26年に採用になりましたけれども、途中、平成29年には、和泊町へ籍を移しています。その数とかを計算しますと、私が先ほど言ったような人数になります。今後、こういう形で、なし崩しに知名町がいなくて、和泊町採用になると、幹部ももう当然職員が少なくなって、和泊町の三役がそのままずらっといくんじゃないかというふうに私は危惧しておりますので、ぜひその辺も勘案して、今後3町で協議をしていただいて、もし住所を移動した場合は、その移動したところの人件費の負担というふうに、これは取り決めをしていただくよう要請しておきます。

それから④です。消防職員、先ほど町長も言われましたけれども、全国的にやっぱり消防署のパワハラ、いじめがテレビ等で報道され、社会問題になっております。

それで、本町の沖永良部・与論地区のを見ますと、中途退職者、一応私はそのやめた職員と家族に聞き取りを行いました。家族、その本人も消防署内でパワハラ、いじめを受けたというふうに言っています。それをどこに相談するか、窓口といったって同じ署内で言えば、ますますいじめ、パワハラが助長されますので、その相談窓口がないと。どこへ行けばいいのか、そのために管理者、副管理者、そういうのも十分、今後、相談窓口、消防庁にしたって、みんなもうこれはわかりますから、第三者の立場からそういう相談ができる窓口を設置していただきたいということで、その親御さんも、息子は生涯の職業として消防職になったんですけれども、もう耐えられなくなって、本当にもう残念ですが、やめざるを得なかったという、本当に

— 23 —

悲痛な思いで語っておりました。

先ほど採用面で、知名町が消防職を募集しても、なかなか応募者がいないという一つの原因はこれにあるんです。その中途退職された職員と家族が、消防署内ではパワハラやいじめが横行しているので、余り子供を入れないほうがいいよと、そういううわさがもう伝わって、それが本当マイナス。

ですから、消防署内では、やっぱりもっと風通しがよく、その消防署の職員だけに任さず、管理者もやっぱり十分そういうのをチェックする体制をしないと、署内で生涯ずっと定年退職まで同じ職場ですから、異動するにしていても、以前は3町に交流人事ということがありましたけれども、やっぱりそれも復活するのもいいんじゃないかと思います。ずっと同じ職場で、定年まで25年、30年勤務すると、もう耐えられない場合、どこへ行けばいいのか、結局もう退職しかないと。以前はやっぱり3町の役場の交流人事もありましたので、これがもう横行してますますひどくなるようであれば、そういう交流というものを考えていいんじゃないかと思いますが、いかがですか、町長。

○町長(今井力夫君)

それぞれの職場におけるパワハラ等につきましては、いろいろな職場において、 今大きな社会問題となっております。そういう意味では、それぞれの職場において、 相談しやすい人を相談窓口として設置したりしております。例えば、学校などにお いては、男性教員、女性教員に1人ずつ、そして、今度は新たに養護教諭などを別 途に、生徒が直接話がしやすい養護教諭なども相談窓口等に設置したりしておりま す。消防署においても、現在、誰もが相談しやすいようにということで、かなり若 い職員を相談窓口に設置しているというのも聞いております。

先般、アンケートもとってありますということでしたので、そのアンケートを私のところと和泊町長に、必ず結果を提出してくださいと。どういう内容のものなのかというものを我々はチェックする必要がありますので、それをもとにして、管理者として、消防長自身または消防署員に対しての指導もしていく必要があるかなと考えておりますので、今後、今とっているアンケートの集約ができ次第、私たちも確認はしてまいりたいなと考えております。

また、私も町内の出身者で、途中で退職された方に直接話を聞いてあります。こういう事案はありますが、それであなたが退職した理由になりますかというのは、私自身のほうからも直接尋ねてはありますけれども、その方からは、そういう回答はいただいていないと。それから、先般、退職された方が上司に宛てた文面等も、私のほうも入手して確認した中では、パワハラによって自分が退職したのではない

— 24 —

ということを本人がはっきり記述してありますので、そういうところまでは私のほうも確認しておりますけれども、ただ議員ご指摘のように、表に出てこない部分があるんじゃないかなと思っております。そういうところは、アンケートとか窓口対応の中で確認して、我々としては当然指導していく部分だと思っておりますので、職員が働きやすい場所をどうつくっていくかというのは、その仕事が最大限に発揮されるために非常に必要なことと考えておりますので、対応してまいりたいと思います。

○9番(今井吉男君)

ぜひ消防署内でのパワハラやいじめで、今後、中途退職者が出ないように、やっぱり署内の環境をよくするという方向で、管理者、副管理者もかかわっていく必要があると思います。消防署、消防長を中心に任せるんじゃなくて、3町で構成していますので、それだけの権限はあると思いますので、チェックして、どうしてやめたのか、やっぱり言えない部分はある。自分はもうこの消防署が一番好きで採用なったんだけれども、もう毎日仕事に行くのがつらくて我慢していたんだけれども、どうしてもやめざるを得ないということを言われてましたんで、それがまた悪い評判となって、ずっと地域にいくと、ますます知名町のほうからの応募者は出てこないと思いますので、そういうのを払拭して、明るく本当に楽しく地域に貢献できる職場であるということをもっときれいにはっきりと示さないと、知名町からの応募者はふえないと思いますので、ぜひその点は強く要請をして、次に行きます。

次の放課後児童クラブについては、先ほど町長が、将来的には小学校区単位で開設を予定しているんだけれども、知名中学校区は今現在、知名放課後クラブが開設されておりますので、来年度は、田皆中学校区に旧田皆幼稚園舎を活用して開設予定だということで、これは評価したいと思います。その後、やっぱり送迎もできるということになれば、多少離れても、保護者のほうもこれは歓迎してもらえるんじゃないかと思います。必ず送迎のほうもきちんとしていただくように、これは要請しておきます。

次に、道路改良についてですが、先ほど町長が言われましたように、田皆コミュニティーセンターのほうは、本当に道路幅が狭くて、またカーブがありまして、先日の町長の会でもありましたけれども、もう並んで前から一、二台来たら、ずっととまってバックするしかないんですよね。そうすると、一般のまた歩行者も危険ですから、ぜひこれは旧公民館を解体して、ふれあい会館から真っすぐ行くと、ひっかかる民家は1カ所しかなくて、空き地ですよね、ほかは。ですから、それをあと1メートルか2メートルぐらい広げられると思います。1軒の方と、多分あとは全

— 25 —

部空き地ですから、現在住んでいる方は1人だけですから、そこの交渉をすれば、 幅員を直線で広げることは可能だと思いますので、その件はいかがですか、町長。

○町長(今井力夫君)

まず、今現在、確かに道路幅は狭うございますけれども、全ての緊急車両が通行するには支障がない状況にあります。ご指摘のように、大きなカーブのところがございますけれども、旧公民館はかなり年数がたっておりますので、今後の活用は非常に難しい状況にあると聞いておりますので、あの部分が解消されることによって、直線道路でそこを結ぶことが可能になってくるかなと思っておりますので、旧公民館の解体と同時に、通行の面については、便が図られるような方向で持っていきたいなとは考えております。

以上です。

○9番(今井吉男君)

ぜひ、あそこはいつも車がバックしたり、大きな事故がないですけれども、事故 が発生してからではいけませんので、早目の改良を要請しておきます。

②の田水団地と学校給食センターの間の段差のある道路ですが、建設課長も何度 か足を運ばれてみて、そして周りの田水団地の住人とか周囲の皆様のいろんな意見 を聞かれたと思います。私が聞いた段階で、今まで数回、脱輪や転落事故があった そうです。大きな事故にはつながっていないんですけれども、軽傷で済んだようで すけれども。あそこは坂を上ってきますと、左の駐車場と道路とが見にくいんです よね、どこが境界なのか。ちょっと行くと、だんだん先ほど町長が言っていた 1.2メートルぐらい奥のほうに、あそこを上がると、手前のほうで脱輪するんで す、住宅の駐車場に曲がるのと、直線で行くのと。その辺をやっぱりするためには、 ガードレールの設置をということで。

これにつきましては、ことし5月の議員と語る会の瀬利覚消防センターでの参加者の意見でも、転落防止用のガードレール設置の要望をしますということで言われております。

予算的に、光る金具みたいなのがついていますが、あれは見えないですね、運転 席から。見えないです、ボンネットとか。ですから、予算的に急にできないかもわ かりませんが、現在、瀬利覚消防センターから大山に向かう名畑線で一時、買収の 関係もあって、幅員が狭い部分がありましたよね。そこの現場に、工事拡幅工事を しておりまして、そこにガードレールが撤去されて道路の横に置いてあって、これ をちょっと計測したんです。 2つぐらいありました。その長さと、今言っている部 分の長さは大体一致するんです。あれを活用すれば、もうあしたにでもできるんじ

ゃないかと思いますので、課長どうですか、すぐあれを活用すればいいんです。あれば処分するんでしょう、あのガードレールは。

○建設課長(平山盛文君)

今、議員のご指摘の瀬利覚名畑線の筆界未定地、狭小になっている幅員のところがありますけれども、そこで使っているガードレールが、たしか今ご指摘のとおり2スパンぐらいあいているのと、それと、現在ちょっとまだどことは言えないんですけれども、ある現場の資材が、中古なんですけれどもガードパイプ類があるんで、それを撤去して田水団地のほうへ再利用しようかなという計画を今思っております。以上です。

○9番(今井吉男君)

すぐやるということで、ぜひ本件は、年末にはできるように、正月に事故でも起きたらもう来年1年がよくないので、課長、ぜひそれは年内に設置をするということで要請しておきます。

それから次に、大きな4番、鉱業権につきましては、先ほど町長がいろいろ答弁されておりましたが、これは、見ますとほとんど今、知名町が鉱業権を持っていますよね。企画振興課長、この表を見ますと、ほとんどが。一部大手の企業が持っているところもありますが、以前、土木課時代には、道路の改修、補修にコーラルを使っていますが、今はもうそれがほとんど採掘できないということで聞いておりますので、先ほど町長もありましたけれども。

結局コーラルをそういう別の用途に、何か工事関係で使われるという目的で採掘をした現場を、耕地課長も現場へ行って見られたようですが、今、何が問題になっているかといいますと、石灰石を採掘するために、結局、隣の土地へ越境採掘をして、隣の地権者とのトラブルが発生しておりまして、行政相談員の吉田さんもこの現場も見られたということでありますが、これは行政相談員のほうから町長に、何かその辺の説明とかございましたか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

ただいまのご質問、行政相談員の吉田さんより連絡がありまして、私とあと耕地 課の職員で現場立ち会いをしております。

確かに、その場所は、鉱業権は知名町が所有しております。ただ、鉱業権につきましては、鉱業法の中の、いわゆる採掘権というのがございますが、今までは民間の業者が持っていたものを、その民間の方々が余り良質なコーラルがもう出なくなったということで、その権利を知名町に移管している状況で、現在、知名町がその所有権を保持しております。

— 27 —

ただ、もう一つ、土地所有権、いわゆる土地を持っていらっしゃる方のもちろん権利があるわけですので、知名町が所有している鉱業権としては、九州経済産業局にも確認をいたしましたけれども、現在は、採掘を行っている業者に対しては、指導はできるんですが、現在採掘は行っていないというところで、現実的には指導しても厳しい状況であると。鉱業権の部分はそういうことですが、あとは土地の所有権、いわゆる土地の所有者との間での話し合いになるんではないかというふうな連絡は受けております。

○9番(今井吉男君)

知名町が鉱業権を持っているということですので、今回の採掘については、町が 許可をしたんですか。コーラルを採掘していいですよと許可を出したんですか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

知名町のほうが許可を出しているということではございません。ただ、鉱業権は 知名町が持っているんですけれども、その指導はしなきゃいけないところでしたが、 現地、そのような状況を把握できていなかったというところで、その採掘をしてい た業者に対しては、九州経済産業局からはそのようなご指導でしたけれども、一応 こちらのほうから伺って、そのようなことは今後は進めていけないというふうな連 絡はしております。

○9番(今井吉男君)

結局、鉱業権者である知名町に連絡をしていなくて、これはやっぱり不法採掘に当たりますよね。その辺はやっぱりきちんと指導していかないと、今後、これを黙認していくと、次々それが広がって、あそこはできるんだったらうちもやろうと、次々そういう形になって。これはコーラルをとるための、何かで使うためにこれをやっていますので、その辺はやっぱり指導するべきだと思います。町が採掘権を持って、知らなかったじゃ済まないと思いますよ。途中でそういう情報が入ったらすぐ行って、そういう問題になったからストップして、現在もうやっていないんですけれども、やっぱり今後もそういうことがないように、ぜひ町民へのもう一度周知徹底を図る必要があると思います。

皆さん、町民への情報発信として、よく町のホームページに掲載してありますとか言うけれども、今、現在の高齢化で、見る手段、機器を持っていない方がたくさんおりますよね。ホームページもいいんですけれども、一番やっぱりいいのは、広報ちな、防災行政無線を活用すると。もう一度、この不法採掘についてはやっぱり注意して、そういう周知を図る必要があると思いますが、いかがですか、課長。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

先ほど町長のほうが答弁いたしました平成19年に一度、建設業者に対して法の 遵守をお願いしますというふうな文書は出してあるみたいですが、それ以降十数年、 そのような措置はとっていなかったというところで、ご指摘のとおり、広報ちな等 を通して年に1回でも、鉱業権を持っている立場としてそのような通知は行ってい きたいと思います。

以上です。

○9番(今井吉男君)

ぜひこういう機会に、改めて町民に違法な行為はやめるよう、行政側として鉱業権を持っている町としては、やっぱりそれだけする義務があると思いますので、後でトラブルに。だからこのトラブルが、不法に採掘したために境界を越えて隣の土地まで掘削がさわっているもので、今まだ解決してないんですけれども、その件は町としても真摯に受けとめて、それが解決するように、今後もいろんな方面で情報を提供したりアドバイスをする必要があると思いますが、いかがですか、課長。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

再度になりますが、鉱業権のほうは知名町が持っております。あともう一つ、土地の所有されている皆さんの土地所有権ということで、土地の所有者までの一応了解をとらないと掘れないというところですけれども、ご指摘のとおり、鉱業権を持っている知名町としては、そのようなことが今後出ないように、また広報活動等も含めて進めていきたいというふうに思っております。

○9番(今井吉男君)

ぜひやっぱり町民に、広報ちな、防災行政無線で、一応年に1回は周知をして、 二度とこういう事例が出ないようにきちんとしていただくよう要請して、私の一般 質問を終わります。

○議長(平 秀徳君)

これで、今井吉男君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時から再開します。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

○議長(平 秀徳君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

中野賢一君の発言を許可します。

○8番(中野腎一君)

傍聴席の皆さん、ユーチューブをごらんの皆さん、常日ごろから議会に対するご 理解とご協力ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議席番号8番、中野賢一が町政全般について伺います。

知名町を初め、地方自治体を取り巻く財政状況は、少子高齢化、人口減少時代の 到来による社会構造の変化を受け、歳入面では生産人口の減少により町税収入への 影響が懸念され、収入の多くを普通交付税に依存している。新庁舎建設については 国・県からの補助がないため、市町村合併をした自治体などを除いては、全国どこ の自治体でも庁舎建設を行う際は、基金や一般財源、新規起債(借金)で財源確保 している状況でありました。

しかし、国では熊本地震等による庁舎等の被害を踏まえ、耐震化が未実施の市町村の庁舎の建てかえ事業について、交付税措置のある起債が新たに財政措置されることになり、対象事業は昭和56年の新耐震基準前に建設され耐震化が未実施の市町村の庁舎の建てかえ事業、財政措置は地方債の充当率、起債対象経費の90%以内、交付税措置は起債の75%を上限として、この範囲で充当した事業の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。仮に起債対象経費が9億円とした場合の交付税の試算は9億円掛ける90%掛ける75%掛ける30%で約1億8,225万円、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。そのことを踏まえて伺います。

- ①新庁舎の進捗状況について。
- ②知名町新庁舎建設事業に伴う財政状況について。
- ③自主財源(令和元年・平成30年度滞納状況)等について。

県道整備について、これは正名地区であります。

農道整備(横断側溝)について(小田線正名育苗センター付近)。

⑥農業集落排水事業について。

以上、壇上での質問を終わります。

○町長(今井力夫君)

それでは、中野議員のご質問に回答してまいります。

町政全般につきまして6点ほどご質問がございますので、順を追って回答してまいります。

まず、1番目の庁舎建設の進捗状況につきましてですけれども、先月11月にま ちづくり町民会議において、新庁舎建設における基本計画の協議を終え、今月には 新庁舎建設の基本計画を策定し、公表、そしてパブリックコメントの募集を経て基 本設計についてはプロポーザル方式による入札を行う予定となっております。現在 のところ、スケジュールどおりに進捗している次第でございます。

2つ目に、庁舎建設に伴う財政状況につきましてですけれども、少し長くなりますけれどもご説明します。

10月下旬に実施しました子や孫に誇れる住民説明会において、新庁舎建設面積を現庁舎の2,000平米に対して、不足している設備、主なものとしていたしまして災害対策本部、男女別のトイレ、相談室等々を勘案しまして建設面積を2,500平米と設定しております。庁舎建設費用につきましては、最大坪150万円程度で計算をした結果、12億円と試算しております。

それらの財源につきましては、市町村役場機能緊急保全事業による町債の発行と 庁舎建設基金、12月現在では4億5, 000万円基金がございますけれども、これらの一部といたしましておよそ3億円を活用することにより、PFI方式よりは 全体で2億5, 000万円の一般財源の軽減を図ることができるのではないかと試算しております。

また、庁舎建設による財政への影響につきましては、令和2年度から令和5年度にかけまして、過去に実施した事業のために発行した町債の償還ピークを迎えることになります。各年度約10億円前後の公債費(町債の返還)が考えられますが、そのために非常に厳しい財政運営を求められておりますが、令和6年度以降、町債の償還ピークが終了しますので、庁舎建設に伴い発行する市町村役場機能緊急保全事業債の元金償還の開始時期を令和6年度以降に設定することにより、償還の年度、償還期間の調整を行い、各年度の公債費を抑えることができるのではないかと、無理のない財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問ですけれども、自主財源についてお答えします。

本町が徴収すべき各種税金、使用料、負担金、保険料等の滞納収納状況につきましては、平成30年度と令和元年度12月1日現在で比較しますと、一般会計におきまして平成30年度滞納額が1億2,360万3,397円に対し収入額が1,443万7,427円で収納率が11.7%、令和元年度滞納額が1億5,662万5,719円に対し収入額が2,194万4,365円で収納率が14%となっております。特別会計におきましては、平成30年度滞納額が9,960万7,201円に対し収入額が2,291万6,140円で収納率が23%となっております。令和元年度の滞納額1億3,943万6,884円に対し収入額が3,088万8,500円で収納率が22.2%となっております。

収納未済額が平成30年12月1日現在に比べ令和元年12月1日現在では、一

続きまして、5番目の質問ですけれども、農道整備につきまして、小田線正名育苗センター付近の水路は、勾配が緩やかなために土砂が堆積しやすい状態となっております。豪雨等がある場合、周辺の道路等から水が越流し、育苗センター敷地内の表土をたびたび流しております。当初、越流の原因は土砂の堆積による水路詰まりであると見られたために、多面的機能支払交付金事業による泥土のかき出しを正名環境保全対策向上支援隊に定期的に実施していただいており、昨年度は水路の土砂堆積対策としてためますを設置し、対策を講じたところでございます。

しかし、ことし10月の豪雨でも育苗センター内の表土が流されていたため、現在行っている土砂堆積対策だけでは対処し切れないので、横断側溝を設置し、スムーズな排水を実現していきたいと考えております。

すみません、4番につきまして、県道整備につきまして。

現在、知名町内で県道整備が行われている箇所は、県道下平川内城線の特定交通 安全施設整備事業、久志検工区であります。歩道設置をおよそ800メートル(上 平川から久志検間)としております。県道国頭知名線(田皆工区)におきましての 線形不良区間の解消を目的とした道路改良事業は、長さが870メートル、今年度 から実施しております。

正名地区の県道改良につきましては、過去何度か整備要望書を県に提出しておりますが、いまだ採択には至っておりません。また、平成25年度から平成30年度にかけて、正名田皆間のバイパス線形改良工事が完了しておりますが、今後も県へ未整備区間の要望は行ってまいりたいと考えております。

5番目は先ほど説明しましたので、6番目に入ります。

農業集落排水事業につきまして。

農業集落排水事業は、平成13年に田皆地区、平成19年に下平川地区、平成23年には住吉地区と町内において3地区が供用開始されております。平成30年度末時点での接続率は田皆が76%、下平川地区は52%、住吉地区が37%、町全体といたしましては54%となっております。

また、財政状況といたしまして、平成30年度決算を申し上げますと、歳入が1億7,114万円であり、うち重立ったものとして使用料及び手数料が1,901万3,000円、繰入金が8,791万7,000円、町債が5,850万円でございます。歳出は1億6,592万1,000円で、うち重立

ったものとして農業集落排水総務費が3,423万3,000円、3地区の汚水処理施設の維持管理費が2,123万2,000円、過去に発行しました起債の元利償還金である公債費が1億3,168万8,000円でございます。

直近の取り組みといたしまして、使用料収入を増加させ収支を改善することを目的として、住吉地区を対象に、未接続世帯に対し接続促進に協力をお願いする戸別訪問を開始しているところでございます。

以上でございます。

○8番(中野賢一君)

ありがとうございます。

では、町長から今答弁がありましたけれども、順を追って再度聞いていきたいと 思います。

新庁舎の進捗状況については、先ほど町長のほうからもありましたけれども、私も子や孫に誇れるまちづくり住民説明会の新庁舎のスケジュール予定表によれば、12月は基本的計画策定とあります。問題は、これからやっていくんですけれども、規模とか、先ほど規模は大体2,500平方メートルとおっしゃっていましたんで、予定としては2,500を基準として、あと問題は階数、それから耐震に至る構造、これが一応、非常に問題になってくるかと思います。というのは、階数を2階にするのか平屋にするのか、それによっては、先ほどなされた土地の問題、駐車場の確保の問題、そういういろんなメリット、デメリットを出していくと、私は多分2階建てになってくるんじゃないかと思います。

そうしますと、耐震がまた問題になってくるんですね、2階建てにすると、耐震。 今一番、耐震では3つのやり方があるんです。免震、それから制震、それから耐震 ということになりますけれども、免震の場合が一番地震に対しては強いんですけれ ども、ただ問題は、予算が大分かかるんです。大体二、三割増しぐらいにいくんじ やないかと思いますけれども、制震はその半分ぐらいです。となると、やはり耐震 構造になってくると思います。

ただ、熊本地震でも耐震構造されておりましたけれども、震度7というのが2回来たんです。そのために耐震設計されておりましたけれどもやはり損害が、倒壊とかいろんな問題が出てきたんです。恐らく沖永良部のほうは、そう大して大きい地震は私は来ないかと思います。だから、耐震構造で十分間に合うんじゃないかと思うんです。

ただ、耐震の場合の欠点は、家具とかいろんなのをつけた場合、それもひっくり返ったりする。建物自体がもう自動的にこういう形で動きますので、免震の場合は

こういう揺れ方をするので、ゴムの装置があって。制震の場合は、壁の中にいろんな構造をしていくんですけれども、いずれにしても耐震構造になってきます。

ただ問題は、耐震にするとか階数にするとか、そういう町民への説明はどのようにする予定ですか。

○町長 (今井力夫君)

これまででも、地震等に対してどういう建物構造を持っていくかということにつきましては、町民会議の中で実際に資料を提供してあります。そして、その資料をもとにして、先ほどおっしゃられたような経費等についての説明もし、それについては各町民会議のたびに、その会議報告を既に役場庁舎内でも掲示したり、それぞれのところに掲示をしてありまして、町民誰でも見られるようにはしてありますので、そういうところで我々としては周知していく形をこれまでもとっております。

○8番(中野腎一君)

今、進捗状況については、まちづくりとかそういうので説明していただいておりますので、今、私がちょっと心配したのは、耐震構造関係とか、2階建てにするとか、そういうものがあったものですから一応お聞きしました。

じゃ次に、②知名町庁舎建設事業に伴う財政状況ということで、これも住民説明会で聞きました。償還方法、元利金等と、それから償還期間が25年間と、1年当たり負担額が3,000万円ということで説明がありました。その中で、庁舎建設に向けた基金を、先ほど町長が4億5,000万円ぐらい基金は準備していると、そのうちの約3億円ぐらいは庁舎に回すというふうにおっしゃっていましたから、それはそれでよろしいかと思います。だから、問題は地方債、地方債の残高は幾らぐらいになりますか、地方債の残高。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

当初予算の資料ですが、令和元年度末現在で86億5,393万7,000円を 見込んでおります。

○8番(中野賢一君)

はい、わかりました。

あとの問題は、一番ちょっと気にしているのは公債費比率です。一般財源に対して総額に対して25年間返済していった場合に、どの程度の公債費比率になりますか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

平成30年度の実質公債費比率が、決算統計上11.5%という形になっております。11.5。昨年度が10.9%ということで、この数年間、こども園とか大

— 34 —

型事業を実施してきておりますので、やっぱり庁舎をとなると、返済が始まるとなると1%程度の増が見込まれるんじゃないかと思っております。

○8番(中野賢一君)

平成30年度の予算案で見ますと、これが8億3,152万円ということで、比率でいくと13.72%ぐらいいっているんですね、ことしの31年度で。そうすると、庁舎建設が始まると、これ15%ぐらい超えるんじゃないですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

そういう懸念が考えられるということで、当初予算要求をいただいて、編成の中で緊急を要する事業とか、そういう形で取捨選択をして、先送りできるものについては先送りするなどいろんな手段を用いて、この比率が上がらないような財政措置をしていきたいと考えております。

○8番(中野腎一君)

知名町の将来の人口推計、令和元年11月1日現在で5,896人なんですね。これが25年後には、総務省の予想では3,500人前後ぐらいになっているんです。私は、そこまでは減らないとは思うんです。四千四、五百人ぐらいになるかと思いますけれども、やはり次世代への25年間返済していくとなると、人口が物すごく減少するんです。そうすると、次世代の方にその借金を回すような形になると思うんですけれども、そうした場合、これ25年間はちょっと長過ぎないかと思うんですけれども、町長。

○町長(今井力夫君)

我々が25年を設定してあるのは、単年度における返済額を3,000万円前後に抑えていきたいというあたりから試算したので、25年ぐらいまでの借入をかけていきたいというふうに試算しております。

○8番(中野賢一君)

そうするとできるだけ庁舎を、与論町は大体おおよそ庁舎が1,900平米ぐらいで、倉庫関係で300、そして全体で2,200ということで10億円ぐらいの予算なんですね。知名町も、将来的にすると総務省の人口推計からよると知名町、与論町が大体同じぐらいの人口に25年後なるような予想をされているんです。ですから、やはり早目に15年ぐらいで返済できるような規模とか、それから予算にしたらどうかと思うんですけれども、町長。

○町長(今井力夫君)

我々がその2,500平米前後を試算してありますのは、先ほど申し上げましたように、災害対策本部等の設置が現庁舎の中にはございませんので、そういうもの

— 35 —

を含めるためにふえるであろうと。ただ現在、我々は国営の水利事業所がございますので、あの部分をほかの施設の部分として2年後からは活用していくとなると、和泊町のような3,500平米ぐらいの建物は不要になってくるかなというあたりから試算して2,500ぐらいに設定して、そして償還金についても先ほどの。

ただ、2040年度総務省が試算しております3,000人、与論町とほぼ似たような人口になるであろうというふうな試算をしておりますけれども、私も一度その試算の根拠は何かということを1回質問してありますけれども、まだその試算根拠についての説明はいただいておりません。町民会議の中で私が説明したのは、この10年間の人口の減少が平均すると80人前後になっておりますので、私としては年間80人から100人ぐらいの減少率の中で見ていくと、先ほど議員がおっしゃったように四千数百人というあたりで落ちついてくるのかなと。

逆に、落ちつくのではなくて、我々はその人口までに維持できるような、急激な 人口減少に向けての対策を当然とっていく必要があるかなと。こういうものもあわ せながら考えた結果が、ほぼ25年間の間に返還していきたいなというあたりです。

○8番(中野賢一君)

はい、わかりました。

できるだけやはり町民に、将来の次世代に負担のかからないような方法で、庁舎 建築については非常に大変だと思うんですけれども、できるだけ、町民説明会議で も誰かが、11億円ぐらいに減らすような方法はできないかねと町長に話されてお りましたけれども、できるだけ町民の皆さんに負担のかからないように計画をお願 いしたいと思います。庁舎については終わります。

どうぞ、町長。

○町長(今井力夫君)

確かに、町民会議の中でも、町長と語る会の中でも、極力支出を抑えていくようなことをしてほしいと、当然のご提案だと私どもも思っております。最大限その数字を持ってきているわけでございまして、ただその中には、各種の設備等につきましてはまた別会計ということにはなりますけれども、今、議員からご指摘のいただいているように極力経費を抑えると、坪単価の150万円というのもかなり多めに我々としては試算してありますので、町民、やがて子や孫に大きな負担を与えないようには持っていきたいと思っております。

それから、新庁舎の中に私が今提案しております地中熱利用のヒートポンプを利用した空調設備を入れるということによりまして、我々としては電気代をかなり、現在、例えば羽田空港などにおいても48%まで電気代を抑えておりますので、そ

ういうものをすることによって今まで、無駄ではないんですけれども、かなりのそういうエネルギー効率のところで支払っているものを蓄えることによって、償還金をカバーしていくといったようなことにも当てはめていけるのではないかということで、再生可能エネルギーなどを十分に使った取り組みをすることによって、町財政の負担を抑えていきたいと考えております。

○町長(今井力夫君)

町長が今おっしゃるように、できるだけそういう方向で進めていくようにお願い します。

次に、3番の自主財源について。

私も、過去三、四年間の決算書をちょっと見てみたんです。そうすると、決算書でいくとそう大した滞納はないなと。30年度の知名町の一般会計歳入歳出決算書を見ますと、収入済額が、町民税が95%と95.1%、それから固定資産税が88.22%、軽自動車が88.70%と平均で92%と。たばこ税はもうずっと100%となっておりますけれども。不納欠損額というのが30年度は0.47%、それから28年度が0.31%、それから0.24%と、28年度が。収入未済額が、30年度が7.19%、それから歳入未済額が6.62%と、収入未済額の28年度が7.24%。これを見ますと、滞納は最終的には余りないような気がするんですけれども、どうですか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

お答えいたします。

ただいま中野議員のほうから、町民税収納率95%とかありましたが、それにつきましては現年分の徴収率ということで、現年分以外に滞納繰越分と過年度からの滞納が積み重なったものがございます。それを加えると、きょう、さきにお配りされていると思うんですが、滞納収納状況の数字になってくると考えます。

○8番(中野賢一君)

私がなぜこれを質問したかと申しますと、9月の議会で町長が、私が自主財源の件について質問したときに、税金滞納、ふるさと納税を強く話したんですけれども、そのとき町長が話されていたのが、滞納負債額をすれば自主財源がふえてくるんじゃないかという答弁をいただいたものですから、それで今、滞納関係をちょっとお尋ねしたんですけれども、町長、どうですか。大丈夫ですか、滞納。

○副町長(赤地邦男君)

滞納につきましては、非常に大きな課題となっておりまして、この原因は何かということでいろいろと分析しているわけでございますが、昨年、一昨年度からこと

— 37 —

しにかけまして、農産物の価格の下落等によりましてなかなか納めるべき方々が税を納めないということ、滞納で、非常に町として、役場として今、滞納対策をいかにしてやるかということ、積極的にやろうかということで対策を打っているところでございまして、私も11月に県に呼ばれて収納対策確保を何とかしてくれよと、知名町としてやってくださいということで、税務課長と2人呼ばれて指導を受けたりしているわけでございまして、今後、年明けてから1、2、3、それと出納整理期間の4、5月にかけて、この現年度分に対しましての徴収、そしてまた滞納繰り越しされている皆さん、滞納をやっている方々の徴収等を積極的に進めていただく予定にしております。

その対策の一つとしては、差し押さえ処分を積極的にすると、通帳の差し押さえ とか物品の差し押さえとか、それをして少しでも徴収率を上げたいなというふうに して考えているところでございます。

○8番(中野賢一君)

私も滞納については非常に大変だと思うんです、徴収する場合に非常に。それで 滞納はもちろん徴収せんといかんですけれども、できたらふるさと納税。

町長、9月議会で私が質問して後に、9月30日の新聞をごらんになりましたか。 9月30日に徳之島の記事が載っていたんですけれども、新聞に。これ見ますと、 やはりここを読んでみますとこういうことが書かれているんです。これ、たくさん 書かれているからまとめました。

平成21年度の税制改正で控除対象寄附金の拡大、ふるさと納税制度が実施され、現行の所得控除方式から税額控除方式に改められるのを機に、自主財源の確保のため、ふるさと納税は寄附や地域、自治体にとっても利点があり、同じ離島で自主財源が乏しい奄美の自治体にとって、わずか3年で驚異的な伸びを見せている。徳之島町の取り組みは非常に参考になるんじゃないかということがすぐ載っていたんです。

ですから、ことしも徳之島町は昨年の1.4倍の速さで一生懸命頑張っているんです。ですから、滞納ももちろん非常に大事なんですけれども、ぜひ町長、このふるさと納税に力を入れていただきたいんです。私は、また町長はやってくれると信じていますけれども、ぜひ、ふるさと納税はもう本当にこの徳之島、ほかの町村でもあるんですけれども、知名町は微々たるものなんですよ、ほかの町村に比べたら。だから、ぜひ知名町のほうも自主財源を確保するためには、ふるさと納税に非常に力を入れていただきたいなと思っているんです。

知名町の自主財源が10%台になったのはいつごろからですか。

よろしいですよ、私のほうから、じゃ。知名町の自主財源が10%台に落ちたのは、平成20年には29.8%あったんですよ、自主財源が。平成21年度は、地域経済に加え農業生産の伸び悩み等で税収が年々減少し、自主財源が20年度より11%落ち込み18.8%になったんですね。だから、もう平成21年度からずっと10%台なんです。

鹿児島県も都道府県で45番目なんですね。九州地方でいくと福岡県が15位、 それから宮崎県が26位、佐賀県が35位と、熊本県が38位、大分県が39位、 沖縄県が41位、長崎県が44位、そして最後に九州の自主財源がないところが鹿 児島県なんです、鹿児島県。あともう46位、47位と島根と高知になっているん ですけれども。

ぜひやはり自主財源をふやす方法で、町長、もう21年からずっと10%台なんです。ぜひ自主財源をふやして。自主財源をふやすことによって、いろんな事業もふえてくるし、町民の生活もよくなってくるんじゃないかと思うんです。ぜひ町長、ふるさと納税を何かする方法ないですか。

○町長(今井力夫君)

ふるさと納税対策を積極的に進めるべきではないかというのは、各議員からたくさん出されてきておりまして、我々としても、来年度の中で専属を配置していくというような形で今動く方向で捉えてはおります。そういう形で、自主財源をどこに求めていくか。当然、本来の自主財源は町の税金とか各種使用料が本来の自主財源になるべきであって、あくまでもふるさと納税というのはそのプラスアルファで考えていくべきだというような、これは国も当然出している答えでございますので、我々としてもふるさと納税だけに頼るような自主財源では困るなと考えておりますけれども、ただ一助になるということは各市町村の動向を見てもわかっておりますので、来年度、その専属を配置していくという方向で、今、人員調整には入っております。

○8番(中野賢一君)

自主財源の使用道はもういろんなことに使えると思うんです。ぜひ自主財源をふ やすように、ふるさと納税に力を入れていただきたいなと思います。

じゃ自主財源についてはこれで終わりたいと思います。

次に、県道整備についてなんですけれども、これ正名地区の整備、私がちょうど 区長をしているときの要望書が15年9月2日と、それから再要望書が20年6月 24日提出。それからもう16年が経過しているんです。16年が経過しているん ですけれども、いまだに集落内といいますか、そういう計画がどのようになってい

— 39 *—*

くのか、それがまだはっきりしないものですから、先ほど町長も話されておりましたけれども、ぜひこの県道、正名地区、やはりちょっと危ないんです、カーブはカーブで。ぜひ進めていけたらいいなと思うんですけれども、町長。

○町長(今井力夫君)

議員がご指摘の正名の集落内の県道の件、それについても県の沖永良部事務所の 課長を含め、それから県に出張したときに早急の拡張というのをお願いはしており ますけれども、何分、非常に民家が道路に非常に接近しているというので、県とし ても、総工費の中で住居の立ち退き料、そういうものがかなり大きな部合を占めて いる場合においてはなかなか進めにくいところがあるというような回答はいただい ておりますけれども、こちらとしても、議員ご指摘のように、町民の安全というも のを考えていった上では広い道路ということと、それから子供たちもおりますので、 歩道の整備もあわせた方向で、今後も県への要請活動は続けていくつもりでおりま す。

○8番(中野賢一君)

重々、予算とか補償費の問題があるということは、もう私たちも十分頭に入っております。ですが、やはり町民の安全、いろんな面をおいて、ぜひ。その方向性が全然見当たらないものですから、町民の皆さんがたまに、正名集落の人が県道どうなっているねということを聞かれるものですから、町長のほうでそういう形で進めていくように要望して、これも終わります。

5番の農道整備について、側溝、これも私がちょうど区長のときに、平成20年前後ぐらいじゃなかったですか、もうため池はあふれるし畑の土は流れるしで、当時、写真を撮ってあったんですけれども、私その当時の写真を準備して持ってこようと思って探したんですけれども見当たらなくて、もう畑が水につかって農家の皆さん、非常に困っていたんです。

その後、何とか少しずつできるかなと思って、私はそのまま様子を見ていたんですけれども、県の人と町の担当の方にも当時も見ていただいて、何とかならんねということで、前向きな返事はされておりましたけれども。ですけどこれがなかなかいかんで、せんだっての10月20日ごろに、私もそこの畑主とかに呼ばれて、ちょっと見てくれということで見に行って要請され、そのときに県の野口さんとかが見えていたんですけれども、県の野口さんの話では、もうこれは既に町に引き渡してあると。町に引き渡してあるから、もう県ではどうにもしようができないと。前も農地水でもどうにかならんかなという話はしたことあるんですけれども、なかなか進まなくて、すごい状況だったんです。

— 40 —

だから、ぜひこれやっていただきたいなということで、先ほど何か、農地水か何かでされますか。

○耕地課長 (窪田政英君)

今おっしゃっているご指摘の雨水の氾濫につきましては、以前にためますを設置して、それによる対策で一度治めたと思っていましたけれども、おっしゃるようにことしの10月の集中豪雨でそこも氾濫して町有地の圃場の土が流されているということで、私も現地を確認しまして、一応課内でも調整しましたところ、水土里サークル活動において、これは山手の第二知名西部地区の1-17号線への縦線がたばこ耕作組合のほうに一度迂回して流れているというのが原因にもありましたので、そこをそのまま直下の小田線の横断するような形で側溝を設置し、真っすぐ海岸線へ排水できるようにということで考えております。

なお、ちょっと予算の関係もありまして、水土里サークル活動を現在、正名地区 も活動を積極的にされていますので、来年度の長寿命化の予算を活用できたらとい うふうに考えております。

以上です。

○8番(中野腎一君)

ぜひこれもう早急にやっていただきたいんです。これが始まってからもう10年超してあるんです、こういう状況になってから。ですから、私も県の担当者にも言った、これは設計ミスじゃないのと。というのは、水が流れてきて、わざわざ迂回でこうして行くものだから、これ設計ミスじゃないのか、県の責任じゃないのかと言って野口さんにも言ったんですけれども。だから、もともとこれはどうしてそのような設計になったのかわからないんですけれども、ぜひやはり県もこうだと言ったらこっちの町民の皆さんが要望を出しても、これ曲げないんですよね、なかなか。だもんだから、町民の皆さんも後で困って、もう今でもやっぱり畑関係、そういう流されたりして問題がたびたびあちこちで起こっているんです。ですから、ぜひここは、先ほど農地水を課でされるということですので、ぜひ早急にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと最後、農業集落排水事業についてということで、これは監査委員からもたびたび指摘があって、これは大変だなと思っております。結局問題は、まだ住吉地区37%、下平川52%、平均すると29年度が52.3%、30年度が53.9%と低い。

だから、これを接続する。私、一遍、一、二年前ですか、聞いたことあるんですけれども、町長、平安町長時代なんですけれども、加入金をどうにかならないです

— 41 —

か。加入金をもうなくして、そして加入金もそれから接続費も全部すると、やっぱり町民の皆さんの負担が多いと思うんです。前は前でいいんじゃないですか。新しい加入を多くする。今から人口減少になってくるとやっぱり加入を多くしておかないと、何とか。となりの町は加入金ないんですよね、10万円の。だから、これ例えば、前は私が言ったのは、高齢者の方は加入金をなくしたらどうですかという質問もしたんですけれども、この加入金もなくして、そして少しでも接続を上げるという方法はないですか。

○耕地課長 (窪田政英君)

おっしゃるとおり、加入金の件につきましても以前伺ってはおりましたけれども、 その際にも議論されましたのは、従来接続していただいた皆様に負担していただい ていると、加入金については排水事業の財政的な負担を軽減するために皆さんに協 力をいただいているということできているところでありまして、その当時の議論の 中では、じゃ即座に加入金をなくして接続率を上げようというふうには至らなかっ たと思っております。

ですので、今現在、耕地課サイドでも集落排水事業につきましては、特に接続率の低い住吉地区、その後、下平川地区と戸別訪問を計画しておりまして、今、西のほうに何軒か回っているんですけれども、確かにおっしゃるように、年金収入のみの高齢者世帯については工事費の負担が大きいのかなと。それと、今おっしゃる加入金もありかなとは思っております。ただ、今私どもでは、まず戸別訪問をして皆様の状況、声をまず集めましょうかと。加入金をじゃすぐにゼロにするという結論の前に、声を集めてどういうところがネックになっているのかというのも分析しながら、これは以前負担していただいている皆様に対しても慎重にしないといけないということで、戸別訪問を実施して声を集めようというところであります。

また、令和元年度において接続した件数が地区ごとに、今手元にありますので申し上げますと、田皆地区では今年度になってからですけれども3件、それから下平川地区が7件、住吉地区が4件ということで、14件、12月9日現在で接続をしております。こういった形で微増というか、著しく改善には至らないんですが、そういう形で今取り組みをしているところでございます。

以上です。

○8番(中野賢一君)

今、耕地課長が話されていました3件、7件、4件、これは若い世帯ですか。それとも高齢者の方も入っていますか。

○耕地課長 (窪田政英君)

ここに名簿がありますけれども、高齢者は5件ほどございます。高齢者と申しますか、おおむね65歳以上だろうと私の判断で、5件ほどはいらっしゃいます。

○8番(中野賢一君)

町としても大変だと思うんですけれども、ぜひ接続率を上げるように。これは本当に大変だということは私も重々知っていますけれども、できるだけ。今までは今まででいいと思うんです。というのは、今後、基盤整備するにしても、ことしからは負担は5%とかなってきたじゃないですか。だから、これもそういう考えで、前向きな考えで、ぜひ接続率を上げるように、高齢者も70歳以上とかそういう方はもう例えば加入金はなしというような。前のことを私どもは考えんでいいと思うんです。これから後のことをどういうふうにしていけば加入はふえるかと、そういう方向にしていったほうかいいんじゃないかと思います。

時間も来ましたので、今、私が話をしたのは全部強く要請をしまして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(平 秀徳君)

これで、中野賢一君の一般質問を終わります。

インターネット配信映像保存のため、しばらくお待ちください。

次に、西文男君の質問を許可します。

○5番(西 文男君)

議場の皆様、こんにちは。そして、ユーチューブ等をごらんになって議会中継を 聞いている皆様、本当にありがとうございます。

それでは、議席番号5番、西文男が次の質問を行います。

まず初めに、ことしはニュースでもありましたとおり、全世界で日本が一番被害が大きかった国と、先日報道がありました。豪雨災害、台風災害、そして先ほど町長の話がありましたとおり、世界遺産であります首里城の火災ということで、非常に大きな災害、火災等がありました。一日も早い復旧復興を願っております。そして、来年度は被害、災害がないような年になるよう願っております。

それでは、質問に入る前に所見を述べ、質問に入りたいと思います。

先ほど来出ているように、我が町の財政、ふるさと納税に対する質問が、6月議会、そして9月議会、12月議会とあります。それは国が掲げている地方創生、地方が元気があれば日本が元気になるというふうな趣旨のもと、各市町村が取り組みに非常に頑張っているところであります。また、その頑張りで非常にふるさと納税の増加により、各市町村の取り組みにおいても多々業績を上げているものだと思います。ぜひ知名町ファンを全国にアピールをし、花の島知名町のファンをふやして

いく施策を確認していきたいと思います。また、町民の行政機関である町への要望 等をしっかり踏まえ、質問をしたいと思います。

大きな1番、ふるさと納税について。

- ①当初予算に対し、11月末現在のふるさと納税額、達成率またふるさと納税者 は何人ぐらいか。
- ②ふるさと納税者へのお礼状、返礼品、要望や意見等のアンケートは行っているか。
 - ③ふるさと納税の広報活動について、町としてどのような活動を行っているか。
- ④町の財政は交付税率が高く、自主財源比率が低いと言われている中において、 自主財源比率を引き上げるための施策はどのように考えているか。
- ⑤ふるさと納税についての今後の取り組みについて、町はどのように考えているか。

大きな2番、町政全般について。

- ①知名町への転入者等で、大島郡以外からの車を所有している方々が、住所変更 とともにナンバー変更を行うと思うが、現在どのようになっているか。
 - ②車の仮ナンバーの利用方法はどうなっているか。
- ③児童生徒の文化やスポーツで、郡大会、県大会、全国大会への出場への町の補助はどうなっているか。
 - ④農業用ハウス導入事業について、どうなっているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長(今井力夫君)

それでは、西議員のご質問に回答してまいります。

ふるさと納税について、順を追って回答してまいります。

当初予算に対しまして、11月末現在のふるさと納税額はどうなっているかということでございますけれども、令和元年11月末現在での申し込み状況が662件でございます。1, 841万4, 000円が入金されております。当初3, 000万円の目標に対しましては61. 38%の達成率となっております。

返礼品等につきましてのアンケート等につきましてですけれども、ふるさと納税者へのお礼や情報提供、ご意見などにつきましては、委託業者と協力して、本年度から、過去に寄附をしていただいた方々に対してメールアドレスを登録されている方全員にメールマガジン等で、季節の返礼品の周知や要望の聞き取りを月に1回から2回実施しております。また、本年度におきましては、寄附をしてくださった方々全員に対して、年賀はがきでのお礼と挨拶を行っていく計画を進めております。

続きまして、3番目、町としてのどういう活動をしているかということにつきましては、本年度の活動状況としましては、島内においては4月に尼崎沖洲会いきいきクラブ会員の里帰り旅行がございました。10月には関東鹿児島県人会の来島、12月に関東奄美会の方々がご来島された折に広報PRを行った次第でございます。また、島外では5月に東京沖洲会の総会、10月に鹿児島沖洲会の総会、11月に東京でのアイランダー2019において担当が出席しまして広報活動を実施してまいりました。

また、ふるさと納税申し込みサイトといたしまして、ふるさとチョイス、楽天、シフトプラスの3社と提携をしまして申し込み窓口の拡充を図っております。

4番、自主財源等につきましてですけれども、ふるさと納税はもともと自主財源 比率を引き上げるという目的での施策ではございませんが、大もとは自分が生まれ 育ったふるさとの自治体を応援するという趣旨でこの制度は開設されております。

町の財政運営上、自主財源の確保は優先的に取り組んでいかなければならない課題でございます。主幹産業であります農業はもとより、各種産業などの基盤整備と時代に即した地域振興策など、町全体で取り組んでいく必要があると考えております。

それから、5番目ですけれども、現在の取り組みといたしまして、町内業者や生産者に声かけを行い、ふるさと納税の返礼品のさらなる掘り起こしを図っております。また、来年度からふるさと納税の周知・広報・返礼品等の拡充を図るために、地域おこし協力隊を募集し、ふるさと納税業務をさらに推進していく考えでございます。

大きな2番目、町政全般につきましてですけれども、大島郡以外からの車のナンバーを変更するに当たりましては、整備工場などに手続を委任する方法が主です。 車検証等の必要な書類の提出と旧ナンバーの返却が必要になりますが、手続には 1週間程度かかるということだそうです。また、普通自動車の場合に、更新された 車検証、新しいナンバーなどは役場に届き、持ち込んだ自動車にナンバーを取りつけ、職員が封印の取りつけを行っております。

それから、2番目ですけれども、仮ナンバーにつきましては、これは臨時運行許可書になりますので、自動車の運行につきましては道路運送車両法に定められた特定の目的、例えば新規登録や新規検査、車検切れの自動車の継続検査のための申請に限り、自動車の一時的な運行を一定区間に限って最小限度の許可を与えるものとなっております。荷物の搬送やドライブをするなど、自動車本来の使用目的のための運行する場合は、許可の対象にはなっておりません。

③につきましては、これは教育委員会所管等になりますので教育委員会のほうから回答させていただきます。

続きまして、農業用ハウス導入事業等につきましてですけれども、農業用ハウスの導入につきましては、補助率の優位な奄振事業を中心に各種補助事業を活用し、 導入を図っておりますが、近年は要望が極めて少ない状況となっております。

町といたしましては、限られた農地で農業振興を図るためには、土地利用型作物と収益性の高い施設利用型作物のバランスのとれた農業を推進してまいりたいと考えております。引き続き、施設利用型作物の産地振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長(林 富義志君)

それでは、西文男議員の町政全般、③の児童生徒の大会への出場補助についてお答えいたします。

各種大会に出場する中学校生徒への補助については、知名町立中学校生徒の島外派遣費補助に関する規程に基づき補助をしておりますが、子ども議会などでも拡充の要望があったことから、平成29年度と平成31年度本年度に規程の見直しを行い、補助額を増額してきました。

現在の補助の内容としましては、郡大会については、船賃の往復額及び宿泊費と食糧費の補助として1泊当たり2,500円の最大3泊分を補助しております。県大会については船賃の往復額の7割の額及び宿泊費と食糧費の補助として、郡大会と同じく1泊当たり2,500円の最大3泊分を補助しております。全国大会については、近年出場の実績がないことから定めはありませんが、出場する場合については、他の市町村の補助の状況等も参考にしながら検討していきたいと考えております。

なお、令和元年度の補助の実績として、郡大会と県大会を合わせて167名の生徒へ補助しております。金額にいたしまして212万9,758円の補助になります。

以上です。

○5番(西 文男君)

それでは、町長、教育長の答弁がありましたが、順を追って質問したいと思います。

まず、初めの①ですけれども、非常に6月、9月というふうに毎回質問されて大変かと思うんですけれども、その効果といいますか、実績があるような形なんです

が、前年度比較で11月30日現在、先ほど金額はありました。件数は幾らぐらい ふえていますでしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

昨年度の11月30日時点、また今年度の11月30日時点での比較ですが、昨年は612件、今回は町長が答弁いたしました662件ですので約50件、件数としてはふえております。また、金額としましては昨年度が1, 518万5, 000円、今回が1, 841万4, 000円ということで、約330万円ほどの増額となっております。

○5番(西 文男君)

非常に努力されて330万円増という形で頑張っていらっしゃいますが、内訳を 教えていただきたいんですが、まず手数料、それから返礼品のパーセント、人件費、 よろしくお願いします。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

ただいまの質問の額等の資料は準備しておりませんので、後ほどお答えしたいと 思います。

○5番(西 文男君)

徳之島町において、ちょっと確認したんですが、非常に金額がふえてはいるんですけれども、人件費、返礼品、それから送料という形で結構比率もあったものですから、知名町と比べたいなと思ったので質問したので、わかりますか。パーセントでいいですよ、大体の。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

知名町においては、人件費につきましては、基本職員のほうで対応しております。 もちろん、委託等はございますが、人件費については職員で行っているということ です。

それと、徳之島町とのお話ですけれども、担当課長とお話ししまして、徳之島町は委託を出していないというところで、昨年は専属の職員を4人、それから臨時職員を5人配置して町独自で対応しているというところで、昨年実績が4億3,000万円の納税額と。ただ、内訳を見ますと、南海日日新聞にも載っておりましたが、それに対して収益を上げるための手間とかという部分に関しては、5割以上の経費をかけているというところで、なかなか徳之島町の額と内容等には大変すばらしいところがあるんですが、うちとは比較するというところまでいくには難しいかなと思っております。

○5番(西 文男君)

私も確認したところ、そういう形で話していました。また、重複することもありますので①は終わります。

次に、②のお礼状、返礼品、意見、要望、アンケートということで、町長が先ほど答弁で月に1回から2回メール等でということでありましたが、実際にメール等を使える方はそれでもいいんですけれども、そうじゃない方々の対処はどのような形でしていらっしゃいますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

返礼品をまず発送するときにお礼文をつけまして、その中でもしご意見等があればということでつけ加えてお礼状を出しております。

もう一つ、先ほど町長が答弁しましたが、年賀はがきで今回はお礼を周知して、 またその中で皆様のご意見・要望等があればぜひというふうな内容で通知をしたい というふうに考えております。

○5番(西 文男君)

その中で、メールで何か意見等があったようですけれども、やはり確認することが大事であって、やっぱりちゃんと来るんですよね。返礼品のパッションフルーツが傷んでいたのでメールでの問い合わせと。対応として、発送者の〇〇さんに確認して新しい商品を発送、〇〇さんは電話で謝罪というふうな形、やっぱりそういう形の内容を具体的に書いていただければ対処の仕方が即刻できるんで、ますますファンがふえていくんじゃないかなと。もう一点は、また返礼品の種類をふやす予定はないですかという質問があったら、対応は、ユリの球根をふやす予定であったのでその旨を報告という形で。

随時、要は意見等があればそれに対処していくような形でやっていますので、そしたら非常にファンがふえていくんじゃないかなと。もう先進地は非常にそういう形を前もってやっているものですから、確認する意味でこの意見や要望というふうな形になったんですけれども、これはあくまでメールであって、ほかの対処の仕方は何か考えておられますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

現在は行っておりませんが、アンケート等を今後進めていきたいというふうに思っております。そのアンケートの中で、また要望、ご意見等があればお書きくださいと。それは郵送なりファクスなり送っていただければというふうな形を今後とっていければというふうに思っております。

○5番(西 文男君)

ぜひそういう形で進めていただければと思います。非常にいい徳之島町がアンケ

— 48 —

ートをしていまして、やっぱり町内に住んでいた方が納税するのと町外でする方は、 返礼品等が違ってくると思うんです、品目等が。

隣の町は年齢、性別、住まいの地方、それから徳之島町の返礼品について梱包はよかったのか、申し込みから配達まで、返礼品の味、返礼品の内容、先ほどうちのほうにも意見があったような形になっていると。ふるさと納税について、今後納税したい都道府県、市町村はありますかとそこまで聞いているんですよね。これまでふるさと納税いただいた返礼品はありますかという形で、常に情報を得るためにもこういう形でやっていますので。

また、知名町も非常にすばらしい取り組みとして、取扱票にもちゃんと思いをこめてありますし、また申込書の中にもアンケートが少しありますけれども、そこの部分をふやしていって、ぜひ有効な形でできれば、非常にふるさと納税者の意見がふえる、集約ができるのかなというふうに思いましたのでお聞きしました。

それから、返礼品のリストについてですけれども、今、何リストぐらいありますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

この11月末現在で95品目の返礼品を準備しております。

○5番(西 文男君)

わかりました。95品目、ベスト3の返礼品の品はわかっていますでしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

現在、今年度に入っての1位が、牛肉のしゃぶしゃぶ用が第1位になっております。2位のほうが、牛肉のハンバーグ用の品物となっております。第3位がパッションフルーツ、第4位がソデイカというふうな順番になっております。

○5番(西 文男君)

それで、先ほど町長も言いましたが、返礼品については、町内で業者に声をかけて返礼品の囲いをふやしていくという答弁がありました。今の返礼品のベストを見ていきますと、牛肉に関しては当然、沖永良部産ではありますが、加工については鹿児島のほうの業者さんですよね。ですから、見ますとナンバー3はパッションフルーツ、沖永良部産なんですね。それから、当然、ソデイカも沖永良部の漁協でございまして、非常にいいかなと思っております。

残念ながら、我が町の特産品であります桑茶がベストワンになれないのは何か原 因があるんでしょうか。

○農林課長(上村隆一郎君)

返礼品の要望が多いのはそういうことだと思いますけれども、そこに我々も島の

側も入ってほしいなという気持ちは重々ございますので、また返礼品のほうに納税者が希望するような形もつくっていければなというふうに考えております。

○5番(西 文男君)

先ほどのアンケートの返礼品を漏れなく差し上げますというふうに徳之島町がしたら必ず返ってきたそうなんですよ。そこにふるさと納税で寄附をされた方、担当課で町から買って、それを返礼品にしたら巡回型になって、なおかつ島のアピールができるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

ご提示ありがとうございます。また、農林課ともあわせて協議をしながら進めていければと思っております。

○5番(西 文男君)

やっぱりアンケートや何かそういう形、商品があれば全て答えが返ってくるというふうな意見もあります。ぜひそういう形で進めてください。強く要望します。

それと、今回のふるさと納税をしていただいた方で宮崎県の方から2件なんですけれども、金額が大変喜ばしい金額をふるさと納税していますが、何か理由があったんでしょうか。ちょっとプライベートなことで言えない部分は結構ですので。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

すみません、これ休憩を入れていいですか。

○議長(平 秀徳君)

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時29分

○議長(平 秀徳君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(西 文男君)

はい。わかりました。

それでは、ほかに、納税の件はわかりましたが、あと広報活動で、企画振興課長、 例えばポスターの作成とか考えていますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

おっしゃっているポスターも含めて、チラシも作成等を進めていかなければいけないというふうに思っております。ただ、現在のところそこまでの素案が行き届いていないというところが正直なところでして、先ほど町長が述べておりました。で

きれば新年度、地域おこし協力隊も含めて取り組みを進めていきたいというふうに 思っております。その中で練っていければというふうに思っております。

以上です。

○5番(西 文男君)

実際、もう徳之島町は3町で空港に、これ無料だそうです、ふるさと納税のパンフレットを考えております。それと、前回も言ったんですけれども、船舶も同じようにやっております。これも無料です。それから、我が沖永良部を見ますと、これは港の写真なんですけれども、和泊町がちゃんとふるさと納税のパンフレット入れてあるんです。 2 階の待合所です。それと、空港の正面出口の右側に同じような形で置いてあります。これ、知名町はできないんですか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

現状やっておりませんが、必ずやっていきたいと思っております。

○5番(西 文男君)

必ず早急にやっていただければ、沖永良部に来る方も知名町、昇竜洞と花の島と 言われておりますので、ぜひそういう形でお願いします。強く要請します。

それから、自主財源についてなんですけれども、ふるさと納税の中で5つの項目がありますが、先ほど町長が、財源はふるさと納税が一翼を担って非常に助かっているという話は当然そうでございますが、その中でまだ活用していない事業もありますよね、ふるさと納税で。それは何か理由がありますか、5つの項目の中で。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

ふるさと納税の基金活用につきましては、各課から要望等をいただいて、その中で選考委員会が内規として設置しておりますが、その中でどのような方向で進めようかというところで進めているところですけれども、現在のところ5つの項目の保健福祉の部分と、その他まちづくりの部分に現在予算は使っております。そのほかは、今のところ活用する内容と重複する部分もあるんですが、重立ってこの部分だろうということで配置を、予算の配分をいたしておるところです。

○5番(西 文男君)

企画振興課長、地域活性化に関する事業もことしやっていますね。東京オリ・パラホストタウン事業として。以上3つの事業をしているということでよろしいですか。

それから、結構金額がある基金がありますので、またいろいろ基金について計画、 来年度以降、今の会議をして具体的に決まったのはありますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

来年度予算の当初予算、各課から一応要望書を上げているところですけれども、 今財政のほうの中で、例えばこれをふるさと納税の基金の部分で活用できないかと いうふうな相談は受けておりますが、ただどのように進めていくかというのは現在 検討中であります。

○5番(西 文男君)

それでは、県内のふるさと納税の一番多い市、それから郡内ではどこの町、また、 そういうのは把握していますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

これも令和元年度の資料になりますが、件数が今のところ多いのが東京都 145件、それから大阪府の……

[発言する者あり]

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

失礼しました。県内と郡内。

○5番(西 文男君)

企画振興課長、いいですよ。

なぜかといいますと、志布志市が平成30年非常に多くて16万4,295件で32億7,082万112円なんですね。具体的に金額が多いといろいろ施策が、全てパンフレットもきれいにできたりしてくるんです。それから、当然そのまちに例えばふるさと納税の件で視察に来るわけで、こういうまちのふるさと納税に対する取り組み等を紹介でき、そしたら新聞が取り上げ、広告代が非常に安く、要らなくなって、地元の地場産業の加工品、地元が潤ってき、市、町、村全体が活性化になって、町長が掲げる、設けるそれぞれのまちになっていくというふうな形がありますので、ぜひそういう形で、もう担当を置くということですので、強く要望して大きな1番を終わりたいと思います。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

○5番(西 文男君)

それでは、大きな2番にいきます。

①、これは担当課は税務課でよろしいですか。 I ターン、Uターン、そして転勤等で奄美ナンバー以外から転入した場合にどのような形のナンバーは手続をとればいいですか。

○税務課長(甲斐敬造君)

郡外から奄美郡内に、知名町に転入された場合ということですが、本土の場合は、まず車を直接陸運局のほうに運転して持っていって車検証とナンバー等を提示して、その日のうちに新しい車検証、ナンバー等に更新できるということなんですが、知名町の場合、離島ということで、船に乗せて陸運支局奄美まで持っていくということは現実的には行わないということで、ほとんどの方は整備工場等にお願いをして、車検証それからナンバーを一旦外して、整備工場のほうから奄美のほうに郵送して手続をしてもらって、また返却してもらうという形のほうが、現在は主な方法ではないかと考えております。

○5番(西 文男君)

そしたら、住所変更したら、ナンバー変更までしなければいけないという義務は 何日間ぐらいですか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

住所変更というのは、やはり使用する本拠が変わるということで、道路運送車両 法では15日以内に変更しなければ、変更登録、車検証の住所も変えると、また使 用の本拠も変えるという手続をとらないといけないということになっております。

○5番(西 文男君)

それで、先ほど今の手続の話がありましたが、ナンバーの封印は、これは陸運局のほうから委託を町がされているわけですか。

○税務課長(甲斐敬造君)

封印については、普通自動車のみ、軽自動車についてはございません。封印については、本来は国土交通大臣が行うということになっているんですが、離島においては市町村長が行うということになっていまして、やはり国のほうからの委任という形で現在行っております。

○5番(西 文男君)

国のほうから委任をされて、軽を除く普通車に封印をされているということですが、今度、私が聞きたいのは、封印は委任されているが、ナンバーの手続については、今現在、先ほど答弁があったとおり個人ではなかなか難しく、町内の車屋さん、整備工場さんが代理でやっているんですけれども、ほとんどが。その場合に、書類とって出して清書して、名瀬の陸運局に送って、それから確認がオーケーになった

— 53 —

らナンバーが来るんですよね。期間はどれぐらいかかりますか。

○税務課長(甲斐敬造君)

整備工場に問い合わせたところ、およそ1週間程度でナンバーは届くということでございました。

○5番(西 文男君)

その1週間、先ほども②も一緒に連動していますが、仮ナンバーでは道路交通法で当然走られないということですので、その1週間の期間、整備工場はナンバー変更するために代車を用意しなければいけないと。非常にその負担が大きい。要は時期が重なったりするものですから、全ての町内の業者。それについて、例えば封印と同じように、陸運局のほうから書類を事前に申請して、事前に許可をもらえば、町のほうで確認をして、もうその1週間程度の時間をなくしてそのまま申請すればそのままナンバーが受けとれる方法、要は封印をするので町に委託がありますよね。だからそのナンバーの受けとりも町で委任ができるような形はできないでしょうか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

今現在、普通車のナンバーと車検証の更新の手続を終わった後は、今現在は役場のほうに全て書類一式届くようになっております。その後、整備工場のほうから車を持ってきてもらって、職員が車体番号と車検証の車体番号、それからナンバー等を確認した上で、ナンバー取りつけて封印という形には既に行っています。

○5番(西 文男君)

いや、その1週間のタイムロスをなくすために、町でそれができないかという僕 の質問なんですけれども。

○稅務課長(甲斐敬造君)

現在の手続の上では、一旦ナンバーを返上した上で、書類等、ナンバー等を更新するということになっておりますので、先にナンバーをとって書類を更新してというぐあいに順番を変えることができるかということなんですが、それができれば理想なんですけれども、現在、陸運局などで行っている順序でいきますと、現状の手続でいくしか今のところはないと考えております。

○5番(西 文男君)

それぜひ整備工場の皆さんの総意でございますので、働きかけをしてできるように。仮ナンバーでは走行できないわけですから、そしたら整備工場が自社の車を出さなければいけないということで非常に経費負担になっておりますので、それを強く要請します。

それで、大きな2番の①、②を終わります。

③についてですけれども、教育長、非常にもう何か質問が出たらこのやっぱり生涯学習のまちは子供たちに対する遠征費の補助がふえていますが、実際に保護者の負担が、例えば上に兄ちゃん、姉ちゃんが高校生でいた場合に、きょうもちょっと話を聞いたんですけれども、今非常に全国大会とか非常に優秀でございまして、文化もスポーツも含めて。そうすると大体三、四十万、五十万ぐらいはかかっているような現状がある年度もあるそうです。ですから、この大会は本当に29年度と30年度には皆さんの予算編成の中での支出については理解を得ました。

ただ、そういう形で、中学生だけじゃなくて、やっぱり子供が3人とかいる家庭が非常に多い現状でございます。そういう形で、この助成を全額するというような考えはないですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

西議員からは、平成29年度の3月議会、それから12月議会に関連した質問をいただいております。それから、ほかの議員からも関連した質問をいただいております。

そうした中で、平成28年度の子ども議会の中で、郡大会で1位になった選手にしか補助が出ないと、それを拡充してほしいといった要望がございまして、平成29年度に要綱の改正を行いまして、県大会に出場する場合に1位に7割、2位に5割、それから宿泊費を創設したということです。

さらに、平成30年度の子ども議会でも質問がございまして、知名町の子供たちはふだんから練習相手が少ないと、外に出て経験を積みたいと、そうしたことがスポーツのレベルアップにもつながると、そういった声がございましたので、再度規定の改正を行いました。これについては、1位にだけではなくて、出場資格が得られれば補助を出すという形と、それから宿泊費と食糧費で2,500円の3泊までということで拡充をしてきております。

実績でございますが、平成29年度の実績で159万円、それから平成30年度190万円、令和元年度現在で229万円という形で拡充をしてきております。そうした形で拡充をしまして、予算ベースで30年度150万円から令和元年度306万6,000円、倍増してございます。これは、先ほど申し上げましたように、議会からの要請、それから子供たちの経験を積みたいという熱い思い、そういったもろもろを入れて現在の要綱ができ上がっているということで、ご理解いただければと思います。

○5番(西 文男君)

全額は厳しいということですね。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

船賃の7割ということについては、県のほうが2割程度ということで補助を出しております。ということで、合算しますと9割ほどなっているということで、1割ほどが個人負担になっているのではないかということで、町のほうで全部ということは現在のところ考えておりません。

○5番(西 文男君)

未来に知名町をしょって立つ子供たちの遠征費は、常に子ども議会にも出るように、保護者を含めて全員が思っている。そこまでやっていただいて非常に理解はできましたが、企画振興課長、ここに未来を担う教育に関する基金があるんですよ。これは、そういう形の遠征費等には利用する計画はないでしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

この件も、今後、選考委員会の中で提案をさせていただいて、どのように進めているかも考えてみたいと思います。

○5番(西 文男君)

そういう形で、学校教育課の中からも、子供たちには全て、町長も常に子供たちが教育の場であり文化の場であり、全てこれから頑張っていただいて知名町をしょっていくという話をしておりますので、ぜひそういう形で強く要請します。

それと、教育長、答弁の中で、今度は弁論大会と英語の暗唱部の話がありました。 この地区大会があす、第32回大島地区大会があるというふうに聞いているので、 これは12市町村の全市町村から参加しますか。

○教育長(林 富義志君)

全町村から1名ずつ、奄美市は2名で計4名ということになります。あした、和 泊町のあかね文化ホールであります。

○5番(西 文男君)

教育長、これ地区大会の後は当然、県大会、全国大会とあるんですよね。

○教育長(林 富義志君)

これ日本復帰記念というふうに大島独自でやっておりますので、県大会はないというふうに思っておりますけれども。至急確認します。

○5番(西 文男君)

おっしゃるとおり、多分、生徒が言ったんですよ、ないということで。せっかく 地区で優勝しても、県に行きたい、国に行きたいというやっぱり要望があるそうな んです。これ、たまたま正名の子だったものですから、ちょっと確認したんですけ れども。 ぜひ、そういう形があるので、先ほど県大会に行っての補助でありますとか聞いたのはここにあったんですけれども、ぜひそういうのを、前回は短歌コンクールの話もしましたが一緒だと思うんです。子供たちもそういう形で一生懸命頑張っていますので、教育長、ぜひこれ来年できるように強く要請して、県から許可もらえそうですか。

○教育長(林 富義志君)

今言ったように、県大会がいつ、どういう形で行われているか、確認して。これまでことしで36回になるんですが、県大会への派遣とか、郡全体としてはやっていないみたいですので。町独自でやるとなると、またなかなかかもしれないけれども、調査をして、どのような内容で県大会が実施されているか、検討したいと思います。

○5番(西 文男君)

以上で③を終わりまして。

それから、農業用ハウスの導入についてですけれども、知名町は複合経営で、先ほど来言っているように、自主財源も農家の収入のアップがないと実際にはふえていきません。そこにおいて、町単の事業と、それから奄振事業の補助と申し込み、昨年平成30年度で結構ですので、実績を示していただけますか。

○農林課長(上村隆一郎君)

営農用ハウスの事業実績につきましては、昨年度の奄振事業にある施設整備はございませんでした。ただ、実施したのはバレイショのハーベスター等があったかと思います。

一方、町単ハウスについてですけれども、昨年はマンゴーハウスで2件ほど整備をしてございます。

以上です。

○5番(西 文男君)

補助率は、それ町単じゃなくて……町単でやったんですか、それとも奄振事業で。

○農林課長(上村隆一郎君)

町単事業で実施しましたけれども、補助率については資材購入に係る経費の6割補助となっております。

○5番(西 文男君)

これハウス導入申し込み者が実際いないということですか。私が少し農家のほうから聞いた件は、補助率は同じですけれども、農家の負担が金額が違うというふうに話を聞いたんですけれども、農林課長、隣町との1,000平米当たりの農家負

担の差額はわかりますか。

○農林課長(上村隆一郎君)

事業費については、本町の平米単価については事業費の把握はしてございますけれども、隣町で実施している分の平米単価については、今資料を持ち合わせてございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○5番(西 文男君)

奄振事業を使いますと、補助率が国が60%、県が16.6%、自己負担が23.4%と、これは隣町と我が町と同じなんですね。それで1,000平米当たりのハウスの総額を聞いたら開きがあったんですけれども、金額は後でいいんですけれども、その理由は何かありますか、農家負担の。

○農林課長(上村隆一郎君)

隣町と若干、工事施工方法の違いがあるかと思います。本町においては、国が示された施工方法ですとか、それから鹿児島県が実施する補助金の要綱、施工方法の取り扱いについてを遵守しまして実施しているんですけれども、隣町は施工方法のやり方が若干違っておりまして、その差によって単価が若干変わっているかと思います。

○5番(西 文男君)

じゃ、農家負担の差額については、その方法が違うのでその金額が開いているだろうという回答の理解でいいですか。

それで、総務課長、なかなか切り花も非常に頑張っているんですけれども、その 差額大体1,000平米で22万円ぐらいなんです。町単独で、その開きの差額の 部分の事業を導入するということは可能でしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

そういう補助関係については、原課のほうでしっかりとその状況等を勘案して、 計画を示していただきたいと思っております。

○5番(西 文男君)

それでは、企画振興課長、最後に今の総務課長の財政の件も話があったんですけれども、また、ふるさと納税の地域活性化になる事業、そういう形でその差額分の金額を補助できるような仕組みづくりをできますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

農業に関すること、先ほどの児童・生徒の教育に関すること、それはまた各課から一応窓口である企画振興課に提出をしていただいて、その中で選考委員会の中で内容等を検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長(平 秀徳君)

締めてください。

○5番(西 文男君)

以上で質問を終わります。

○議長(平 秀徳君)

これで、西文男君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす11日は、午前10時から会議を開きます。ご起立ください。お疲れさまでございました。

散 会 午後 3時01分

令和元年 第4回知名町議会定例会

第 2 日 令和元年 12 月 11 日

令和元年第4回知名町議会定例会議事日程 令和元年12月11日(水曜日)午前10時00分開議

- 1. 議事日程 (第2号)
 - ○開議の宣告
 - ○日程第1 一般質問
 - ①奥山 直武君
 - ②外山 利章君
 - ③根釜 昭一郎君
 - ○日程第2 議案第51号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例について
 - ○日程第3 議案第52号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 〇日程第4 議案第53号 令和元年度知名町一般会計補正予算(第3号)
 - 〇日程第5 議案第54号 令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
 - 〇日程第6 議案第55号 令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正 予算(第1号)
 - 〇日程第7 議案第56号 令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補 正予算(第2号)
 - ○日程第8 議案第57号 令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第1号)
 - ○散会の宣告
- 1. 本日の会議に付した事件
 - ○議事日程のとおり

1. 出席議員(11名)

議席番号		氏	名			議店	香番	号		氏	名		
2番	外	山	利	章	君		3	番	根	釜	昭-	一郎	君
5番	西		文	男	君		6	番	宗	村		勝	君
7番	大	藏	哲	治	君		8	番	中	野	賢	_	君
9番	今	井	吉	男	君	1	. 0	番	福	井	源刀	かか	君
11番	奥	Щ	直	武	君	1	2	番	名	間	武	忠	君
13番	亚		秀	徳	君								

1. 欠席議員(1名)

1番 新山 直樹君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 福永勝人君 議会事務局主査 池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職	名		氏	名		職名		氏	名		
町	長	今	井	力夫	君	会計管理者兼会計課長	大	Щ	幹	雄	君
副	丁 長	赤	地	邦 男	君	税 務 課 長	甲	斐	敬	造	君
教	手	林		富義志	君	町 民 課 長	元	栄	吉	治	君
総 務	課長	瀬	島	徳 幸	君	保健福祉課長	新	納	哲	仁	君
総務割	果参 事	村	Щ	裕一郎	君	水 道 課 長	Щ	田		悟	君
企画振	興課長	髙	風	勝一郎	君	水道課参事	池	上	末	亮	君
農林	課長	上	村	隆一郎	君	子育て支援課長	安	田	末	広	君
農業委員会	《事務局長	元	榮	恵美子	君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長 兼学校給食 センター所長	迫	田	昭	Ξ	君
建設	課長	平	山	盛文	君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼生涯学習課長	榮		照	和	君
耕地	課長	窪	田	政 英	君	中央公民館長兼 図 書 館 長	前	利		潔	君

△開 会 午前10時00分

○議長(平 秀徳君)

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

その前に、昨日の西 文男議員の質問に対し、農林課長の答弁がございますので、 お願いいたします。

○農林課長(上村隆一郎君)

昨日の西 文男議員のハウスの事業費の件で、ご質問を保留しておりましたので答弁したいと思います。

事業費について調べてみましたけれども、まず、同じ型式のハウスで比較しないと比較にならないということと、それから、年度が同じでないと比較にならないということがあると思うんですけれども、若干その点を踏まえてご説明したいと思います。本町で実施した分で、平成25年度にユリのハウスを実施しております。これがK6エヌ型のハウスで実施しておるんですけれども、そのときの工事単価が平米単価5、231円でございます。

隣町和泊町で実施した分で調べてみたんですけれども、同じ25年度にはございませんで、平成28年度に実施した分が、同じ型式のハウスでございました。そのときの平米単価が4,962円でございます。それから、大島郡内ほかの市町村も見てみたんですけれども、平成26年度にほかの郡内の他市町村が実施した分で平米単価6,631円というところもございます。

いずれにしましても、今後、実施するに当たりまして事業主体の要望に沿った形での導入、それからコストもなるべく抑えるような方策をとっていきたいと思いますが、しかしながら、国の法令ですとか県の法令、それから事業の実施要綱、要領に沿った形で運用していかないといけない部分もありますので、そういった形で今後も進めていきたいと思います。

△日程第1 一般質問

○議長(平 秀徳君)

日程第1、一般質問を行います。 奥山直武君の発言を許可します。

○11番(奥山直武君)

皆さん、おはようございます。また、雨で足元の悪い中、傍聴いただいてまこと にありがとうございます。感謝いたします。

それでは、議席番号11番、奥山直武が大きな2点について質問いたします。 大きな1、福祉全般について。

- ①令和元年も残り数日となり令和2年を迎えるに当たり、独居老人の正月三が日の支援体制はどのように行われているのか。
- ②老人の徘回(認知症を患った方)時に居場所がわかるGPS機能がついた器具等を助成できないか。また、どのような器具があるのか。
- ③新庁舎建設に当たり、まちづくり町民会議のメンバーに障害者団体の代表者の 参加はできないか。
 - ④議会傍聴席に車椅子で傍聴できるように改修はできないか。
- ⑤町からの納税通知書など諸通知が障害者に対して、合理的配慮がなされていないと伺ったが、町としての対処はどうするのか。
- ⑥県、両町(和泊町、知名町)で協議をして、沖永良部にタータントラック(陸上)の設備はできないか。

大きな2、害虫駆除について。

現在、島内でミカンの木等が、カミキリムシによる被害が多く見られるが、対策 はなされておるのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○町長(今井力夫君)

改めまして、議場内の皆様、ネット中継をごらんの皆様、おはようございます。 では、2日目、私のほうの答弁を回答させていただきたいと思います。

ただいま奥山議員のご質問が大きく2点ございましたので、それぞれについてご 回答申し上げます。

まず、正月三が日の支援体制等につきましてですけれども、社会福祉の活動につきましては、平素から、民生委員の皆様と在宅福祉アドバイザーの皆様で、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦の世帯等に見守りや安否確認等、また声かけなどの見守り活動が日常的に行われております。

ご質問があった件につきましては、年始の活動に当たります。この年末年始の期間につきましては、活動されている民生委員等の方々も、ご自身のご家族とまた親戚の皆さんとの新しい年を迎える行事等を控え、なかなか支援が行き届かない状況にもあります。そこで、年末年始を迎えるに当たりましての見守り活動を行うとき

には、正月の三が日は買い物をする店もほとんど休業しております。また、公共交通機関におきましても休業となりますので、事前に正月三が日の買い物を行い、また病院等も休みとなりますのでお薬の残りを確認などして、新しい年を迎えるような準備をするようにお伝えをしております。また、健康面で心配がある方や特に緊急を要する件につきましては、役場もしくは社会福祉協議会につなぐ体制をとっております。

これらの件につきましては、12月の民生委員・児童委員の定例会におきまして も伝達をしているところでございます。

続きまして、2番目の問題、高齢化率が令和元年9月末時点では36%となっております。介護認定者数は445名で、そのうち要介護1から5までの認定者が351名となっております。昨年の調査におきましては、認知症高齢者の日常生活自立度のII a 以上の方が323名となっております。

GPS機能のついた器具に対しての介護保険活用や町としての助成は現在行っておりませんが、町内の居宅介護支援事業所に在籍している介護支援専門員に確認しましたところ、現在GPS機能の利用者はいない状況でございます。また、検討している方もいないということでございます。今後、認知症によります徘回が出現しGPS等の利用を検討していくことに対しても、機器の利用には家族の機器を活用する能力が必要となります。高齢者世帯にはハードルが高くなることも考えられるのではないかと考えております。

認知症となり地域の中で生活している高齢者の多くは、地域の見守りの中で生活しております。地域住民の認知症への理解や介護者への介護力の向上、地域の見守り活動のさらなる充実など、認知症高齢者の地域で支える地域力の向上をさらに努めていく必要があると考えております。

器具につきまして、GPS機能がおさまった月額1,500円程度でできるシューズ等も発売されております。

3番目のご質問ですけれども、現在、町民会議のメンバーは、各団体からの代表者、これは必ずしも会長職ではないように図っております。まちづくりに自主的な参画と協働のまちづくりを推進する一般公募委員を含めた35名で組織されております。任期は、平成30年12月27日から令和2年12月26日までの2年間の任期としております。次回の改正時には、各団体の構成について再度検討してまいります。

なお、新庁舎建設に当たり、基本計画のパブリックコメントを実施して幅広くご 意見をいただきたいと考えております。その中には、まちづくり町民会議で検討し た誰にでも優しい施設のあり方として、インクルーシブデザインの導入があります。 ただ、町内にはたくさんの団体がございます。新庁舎に対する要望につきましては、 町の担当者と話す機会を設けていただけると、よりよい庁舎になると考えておりま す。

現在、委員の中では社会福祉協議会や民生委員・児童委員といった福祉全般の意見をふだんまとめていらっしゃる方も含まれております。あわせて、この一般公募をしたときに障害者団体の皆様からの応募はございませんでしたので、今回その中には入っていないというのが今の現状でございます。

続きまして、4番目のご質問ですけれども、傍聴席への車椅子等の出入りの改修 につきまして。

町民の生活に直結した重要な問題が審議されている議会の傍聴は、町政への知識を深め、町政を身近に感じさせるためにとても必要なことと考えております。傍聴席の現庁舎における改修は、今のところは考えておりませんが、車椅子利用の皆様の傍聴希望がある場合には、合理的配慮を考えております。

続きまして、5番目の質問に対してですけれども、本町の身体障害者手帳の保持者数は、令和元年11月30日現在では497名の方が持っていらっしゃいます。 今後、視覚障害の方に対しては点訳や音訳、拡大読書器などの日常生活用具の購入 の助成、聴覚障害者の方に対しての手話通訳などや筆談といった合理的配慮ができるように、各種事業の導入や職員研修の推進に努めてまいりたいと考えております。

6番目に関しましては、教育委員会所管事項ともなりますので、教育長のほうから答弁させます。

続きまして、大きな2番目、害虫駆除等につきまして。

かんきつ類の重要害虫でありますカミキリムシの被害対策につきましては、果樹 生産組合に所属している生産者の皆様へは研修会等を通じた防除方法の周知を図る とともに、微生物防除剤でありますバイオリサの資材注文による配布を行っており ます。

また、個別に相談のある町民の方に対しましては、実際にミカン木の状況を確認 し、カミキリムシだけではなく、ほかの被害に応じた対策やバイオリサの周知に努 めているところでございます。

以上で回答を終わります。

○教育長(林 富義志君)

おはようございます。

それでは、私のほうから奥山直武議員の⑥について答弁いたします。

町民体育大会や小中学校の陸上記録大会が、グラウンドコンディション不良のため、時々中止になったり延期になったりしております。そのようなときに陸上関係者からは、管理面でも容易である全天候型のタータントラックがあったらいいねというような要望がこれまで言われてきました。

しかし、タータントラックの整備には多額の費用がかかるため、財源確保が厳しいこと、さらには両町でつくるとなると、島内のどこにするのかという位置の問題等、かなりハードルの高い課題があるために、これまで議論をしてこなかったのが現状です。将来的には、税源にめどがたてば、大山周辺の健康の森公園整備構想もありますので、そこに計画に入れ込んでいくという検討課題にしたいと思っております。

以上です。

○11番(奥山直武君)

順次、順番にまた再質問をさせていただきます。

①番、これはことしの平成31年1月1日、早朝からバスを待っているちょっと認知が入った独居老人が、バス停におられたんです。何しとるのかいと言うたら、バス待っとる。ちょっと今話されたように、店もバスも運休しております。じゃ、どこに行くのと、買い物に行きたいけれども、バスが来ない。それでもって民生委員に連絡いたしまして、民生委員が連れて行った商店も休み、そのことがあるから今後どのような対策をするのか、またしていくのか、それについてお答え願いたい。

緊急の場合は、今、町長がお話しされましたように、役場に連絡をすると思いますけれども、日ごろ認知症を患っとるお方が、前もって準備をしなさいと言われてもそれはできないことだと思いますけれども、その点、行政としてはどういう対応、対処をするのか。

○町長(今井力夫君)

それじゃ、私のほうから先に回答させていただきますけれども、確かに独居老人を含め認知症を患っている町民の方が、こういう正月三が日などという民間を初め公的機関が長期の休みに入るときに、安心・安全な生活をどうしていくのかというのは、これは非常に大きな社会問題の一つだと認識しております。だからこそこれからの時代、いろいろなところで私が申し上げておりますけれども、その周辺地域でどう、そういう方たちに対してよき理解をして支えることのできる地域社会を構築していくことが非常にこれからの時代、一番大切なことだと考えております。そういういろいろな場合にどう対応するかという対応力も大切。

ただ、もう一つそこに忘れていけないものは、地域力というものをどう我々は育

てていくかというのが非常に大切だと思っております。そのために、ふだんから各字には区長さんがおって、そして各組に組長さんもいらっしゃる。そして、組長さんたちが物の配布、またはいろいろな機会に声かけ運動をしてくださいよというのは、以前の区長会の中でも、各組長の皆さんにふだんから気になるところには声かけをしていただきたいと、そうすることによって、何らかの変化があったときに私たちはそれを早目にキャッチすることができて、それに対する対応というのができるのではないかと。

これからの時代は、本当に私たちが公助に入る前に、共助という隣近所でどうお互いを助け合っていくかというのが、これからの高齢化社会を控えている中では非常に大きな解決策の一つになると思いますので、議員ご指摘のことしの正月にそういう事例があったということは、非常に大きな我々としては対応策を考えていかなきゃいけない事例だと考えております。

同時に、じゃ、それをどう解決していくかと、民生委員の皆様もそれぞれお正月を迎えて家族団らんの場もございますので、そういうところでお隣近所がどう声かけができていくかという、そういう社会が知名町でできると、私は日本に誇れるいいまちづくりになっていくかなと考えておりますので、意識の高揚というものについては積極的に今後取り組んでいきたいと考えております。

○11番(奥山直武君)

今、町長がお話しされましたように、各地域に民生委員及び福祉アドバイザー、これが集落でもアドバイザーが8人ぐらい、民生委員とともに活動しております。しかし、正月前、この事前買い物、そのときにはお互い忙しくなるんです。そのときに地域協調、福祉のために皆頑張ろうという気持ちはあるんですけれども、それが蚊帳の外になっていってどうしようもないときがあるんです。

また、今回の場合は、民生委員はどこまで仕事をするのかと。というのは、店が 閉まっとる。その地区の民生委員は、その老人のためにおかずまでつくって持って いっとるんです。だから、そういう点を含めても民生委員、児童アドバイザー、福 祉アドバイザー、大事なんだけれども、それに一つ前向きに考えて、町のほうで包 括支援センター、そういう方々が前もって弁当をつくって正月用に配達できないか。 連絡がつかなかったらその家に行って、正月はどうしますか、買い物してあります かと聞く状態がほしいんですけれども、その点どうですか。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

議員がおっしゃられることはもっともだと思うんですけれども、今、社会福祉協 議会に委託してございます地域見守りネットワーク支援事業、この活動は見守りグ

— 68 —

ループの助成金と構成員に対しての事業でありますけれども、65歳以上の人口を 勘案いたしまして、各字に助成金を出しているところでございます。その中にも民 生委員を初め字の区長、婦人会委員、老人クラブ会員、地域住民で構成されている 方が、現在30年度の実績を見ますと153名となっております。今言われますよ うに、さらにこの支援事業の充実を図りながら、関係機関一体となって進めていき たいと思います。

○11番(奥山直武君)

今、課長、関係機関と一緒になって進めていくとお話しされましたけれども、民 生委員はどういう仕事をなさっているんですか、単刀直入に。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

一言で、その活動の内容というのは非常に幅が広うございますけれども、今確かに生活保護世帯とか、ひとり暮らしの世帯、子供から大人までなんですけれども、今現在の状況を見ますと、確かに生活保護の申請とか老人ホームの入所の民生委員の意見等、さまざまな分野で活動していると思います。

○11番(奥山直武君)

そうですね、要するに生活保護で亡くなられた方の家族葬とか、いろいろな面で も民生委員は活動しております。ただ、民生委員は年間に何ぼぐらい手当として、 給料じゃなくて手当としてもらっているんですか。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

町からはありませんけれども、県から5万1, 000円、国から5万9, 000円ですか、年間の活動としてあります。

○11番(奥山直武君)

11万円、11万円じゃ少ないです。県と国からでなく、町からもある程度の出会手当は出ていると聞いております。町からもある程度の予算を組んで出してもらわないと民生委員になる人がいなくなりますよ。だから、あっちこっちで仕方なしに民生委員を受けています。今から、民生委員は児童委員も兼ねておりますけれども、児童は少なくなってくる、高齢化になって余計、民生委員の活動がふえると思います。その点、町としても前向きに毎月の手当を上げるように要請して、①は終わります。

②、これは私の知人の親が認知症を患っておりまして、たまに行方不明になるんです。その介護をしているお子さんのほうから、こういう器具等はないのかと。うちはIT機器の知識不足で説明できなかったからこの質問上に載せました。町長が1,500円程度であるということで、機械に強い人はできると思います。今から

— 69 —

でも、財源の少ない中、こういう助成はできないか、再度お聞きいたします。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

認知症の徘回の件ですけれども、議員のおっしゃられるGPS機能がついた器具等は、介護保険の事業では助成がないということなんですけれども、介護保険の対象になっている在宅でのセンサーマットというのがあるんですけれども、今現在、使われている方が3名ほどいらっしゃいます。寝床からちょっと離れたらセンサーが作動する。そういう器具等はございますけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように、GPSについては、うららかGPSウォークとか、きらめきシューズとかございますけれども、先ほどおっしゃいましたように家族の負担も相当あってくるかと思います。また、果たして、じゃ、徘回する高齢者の方がそのシューズを履いていくのか。これを履かせるのにも相当な家族の負担があるかと思います。そういったところが実情なんですけれども、今後、また介護保険等で利用できる制度の分については検討していきたいと思います。

○11番(奥山直武君)

排回してちょっと居場所がわからない、探すよりかは靴を履かせといたほうが楽ですよ、家の人も。それを鑑みて返答してもらわんと。

それと、今、家で独居老人、要するに監視カメラがついて、都会の子供らがその様子をうかがえると、それが知名町に十何台。それができるから、GPSつきで、腰にでもベルトでも靴でも何でもいいです。これができないかと、それを聞いているんです。今現在、パソコンでみんな映し出して、都会の子供らが様子を見ているんです。それができるから、この1,500円ぐらいのGPSができないかと、再度答弁。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

この器具についてなんですけれども、確かにきらめきシューズ自体が通常価格で3万5,000円、これは一般企業が出しているんですけれども、起業記念特価ということで1万2,800円。先ほど、うららかGPSウォークというのが片足つける場合と両足つける場合で、両足の場合が7,560円、片足の場合が4,200円余りとなっております。確かに高額と言えば高額なんですけれども、議員がおっしゃいますように、確かにGPSが作動して居場所が簡単にわかるということはわかるんですけれども、今現在、皆さんがお持ちのスマホでGPSの確認ができた場合は、ドコモに問い合わせたところ1件につき使用料が50円とか、そういう機能もあるようです。じゃ、これが徘回のときご自身がこれを持っていなければ何もないと、そういう形でございますので、また検討させてください。

— 70 —

○11番(奥山直武君)

障害者の皆様には1割負担だけで済むのがあります。視覚障害者、聴覚障害者、 1割払えば残りは県助成がありますので、それを前向きにするようにお願いいたし ます。できるでしょう、課長。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

重ねて検討させてください。お願いします。

○11番(奥山直武君)

検討をよろしくお願いします。検討というのは、しないことじゃないですので、 前向きに考えてください。

次、いきます。

③新庁舎建設に当たり、まちづくり町民会議のメンバーに障害者の代表が参加できないか。

これは、障害者の代表等をまちづくり会議に参加させれば、いろんな知恵が出て くるんです。というのは、聴覚障害者は定時放送が聞こえない。じゃ、どうすれば いいか。鹿児島市議会みたいに、ワイヤレスの強い補聴器、それを今度、新庁舎に 導入。

また、もう一つ、視覚障害者には盲導鈴、盲導鈴を知っていますか、課長。盲導鈴、視覚障害者が公共施設に入るときに、公共施設の建物の入り口に誘導するための誘導チャイム、音声誘導装置ですか。こういうのもいろいろな問題があるんです。だから、そういう関係に対して障害者代表をメンバーに参加させることはできないか。内容はそうなんです。どうですか、町長。

○町長(今井力夫君)

私たちがまちづくりをしていく上で、今回、メーンテーマとして、庁舎建設をどういうふうな形でしていくかという町民会議を毎月1回開催しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今いる委員の皆様から基本構想的なものを伺っております。でも、これが全てではないというふうに先ほど私、回答してあります。この後、パブリックコメントとして、皆さんからこういう感じで今意見が出そろっておりますというのを出しますので、それに対して今回会議に直接参加できない人たちも、こういうふうな基本構想が上がっているのか、私としてはまだこれも必要じゃないかなというものが出せるように、あと二構えで、私たちとしては意見をさらにほかの人たちからもいただけるような体制づくりは構築してありますので、全くご意見を、もう基本計画が決まったので聞かないというのではなくて、基本構想ができた時点で基本計画を皆さんにオープンにします。それについてご意見をくださ

— 71 —

11

今度はそれをもとにして、一回、基本計画を変えます。そして、実施設計に入る前に再度それをどう改良していくかという、そういう幾つかの段階を経るので基本計画から実施計画までの間、我々は1年間組んであります。町民の皆様からどんどん早く進めてくれという話もありますけれども、私たちは限りなく多くの人たちからご意見を聞きながら、町民が親しめる庁舎をどうつくっていくかというような視点で考えております。

また、私たちは非常に町民会議を傍聴するというか、様子を見に来ることが可能な状況にしてありますので、後ろのほうに座席も用意してあります。そういうところで、多くの方たちが町民会議に参加できるような体制づくりを、私たちも気を使ってそこのところは配慮していく必要があると考えております。

ただ、夜行われているために、ある意味では合理的な配慮に欠ける部分があると ご指摘があると思いますけれども、何分、各委員の皆様も昼間お仕事をしておりま すので、仕事のあいた後、夜集まれるような、そういう集まりやすい時間帯にせざ るを得ない部分がございますので、そういう意味で町民会議は夜開会させていただ いております。

ただ、委員からのご指摘の部分につきましては、いろいろなところでご意見を聞くそういう配慮事項は、私たちも今後ご意見をいただきながら、改善していくところはしていきたいなと思っております。

○11番(奥山直武君)

これは孫に誇れる住民説明会、それでもう出ていますよね、これに。8ページの新庁舎建設へ向けて障害者の意見を反映させてほしい。だから、今、町長がお話しされましたように夜だけじゃなくて、障害者の方は知覚障害者、聴覚障害者、夜はちょっと出歩きにくい。だから、なるべく定時放送で流して昼間にしてもらえれば、障害者の皆さんからもいろんな意見が聞けると思います。どうぞ前向きに検討されてください。

○町長(今井力夫君)

はい、ありがとうございます。

○11番(奥山直武君)

次、いきます。

④議会傍聴席を車椅子で傍聴できるように改修できないか。現在のところ、多分 町長お話しされたように、改修はちょっと財源的には無理と思います。ただ、鹿児 島市議会、車椅子、親子連れの席も設けてあります。機械も、エレベーターとか階 段昇降機などを使って。

だから、今回の件は、もし車椅子の方が傍聴に来られる場合は、町長がお話しされたように、二人がかりで傍聴席にご案内するとか、もうそれしかできないと思います。これからいろんな、さっき言われたように、障害者の考えを熟慮する。ほんで次の新庁舎には、要するに親子連れで来れる、障害者が車椅子で来れる、そういう策定をよろしくお願いします。

⑤、これは町長もお話しされましたけれども、障害者に対して、税務課長、納税 通知書いろんな通知書があるんです。要するにきょうですよ、12月11日まで納 税義務がある、納税したにもかかわらず、その翌々日には督促が来ますでしょう。 視覚障害者は督促の文字が見えないんですよ。これを何か方法ないですか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

督促につきましては、各税目納期限までに納付がなくて、さらに20日以内に督促を送付するということになっております。納付がありましたら督促を出す必要はないんですけれども、納付が確認できないということで督促を出しております。

ただ、今のところ税務課もそうですが、町の各部署から住民に出す通知書につきましては、一般の方、障害者の方と区別して出しているわけではございませんので、視覚の障害のある方には、通常の納税関係のものだということがわからずに届いていて、気づかずに過ごしてしまうということもありますので、要望等をとって希望がありましたら、その方には点字なり、中身が何であるかわかるようにして送付することを検討していきたいと考えております。

○11番(奥山直武君)

そうですね、知名町で視覚障害者30名余りおられるんですけれども、その方でもなかなか字が読めない方もおられます。というのは、封書の名前の下に点字のシールを張ればこれはどういう封書ですよと。今からもうそういう時代が来ると思います。神戸市は点字のステッカーを張っています。そのように近いうちからできるんじゃないですか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

名前の下にどのような知らせといいますか、内容のものが入っていますというようにわかるようにいたしまして、できれば新年度からできればと考えております。

○11番(奥山直武君)

あっちこっちの市町でやっております。神戸市でも既にやっております。その点、 よろしくお願いします。

それともう一つ、前町長のときに、私は、点字、手話、これを解説できないか。

要するに、講習する方、これはそのままの返答なんですけれども、町長、引き継い でおられますか。

○町長(今井力夫君)

私の記憶不足かもしれませんので、引き継ぎがあったというふうには即答は控えますけれども、ただ、先般、大島地区の障害者スポーツ大会の中でゲートボール大会がございまして、その中で、選手宣誓を障害者の方がされました。それを本町の女性の方が、前で手話通訳を買って出ていただいておりました。あのシーンを見たときに、本町においても手話通訳のきちんと資格を持った人を育て上げていく必要があるなと思って、その後、その女性の方に研修を積んで資格を取る意思はございますかと尋ねたら、やりたいということでしたので、でしたら我々町のほうでも、あなたが資格を取れるような援助をしていきたいと思いますと。そのかわり、あなたには町内で、例えば公民館講座の中で手話講座を開設していただいて、より多くの人が手話通話ができるような、そういう環境づくりに貢献していただきたいというような話を本人としてありますので、来年度あたりから本人が資格を取りたいというような申し出が正式にございましたら対応してまいります。

○11番(奥山直武君)

いいことですね。本当に来年前向きにして、なぜなら高い金出して呼ぶ必要ないですよね。それと、今さっきは手話の話だけなんですけれども、点字のほうもよろしくお願いします。これは要請しておきます。

⑥、タータントラック、これは合成ゴムで固めてつくった陸上競技用の設備なんですけれども、教育長、今、財源的にも高い、つくる場所も言われていましたけれども、金は国、県、町、どうにかなるんですよ。要望次第なんです。ただ、口にくわえて黙って待っとっても金は入ってこないから、だから自分で動いて、教育長が後押しすればできる。

障害者もみんなタータントラックが要るんですよ。もしつくるんでしたら、今の沖高生をもっと伸ばすように、だから沖永良部高校につくってほしいんです。そしたら島の真ん中で、全天候型の施設ですから100メーター距離も延びる、当然体の負担を軽減できる、そういう方向で前向きに検討されてください。来年あたり、多分、沖永良部高等学校は鹿児島県立やから無理に言えばどうにかなりますでしょう。どうですか、意気込み、できるかできないか。全町民が見ていますからね。

○教育長(林 富義志君)

200メーター、400メーターの全天候型タータントラックとなると、いろい ろ建設費用を調べてみましたらやっぱり億単位ということで、7億円から8億円、

— 74 —

200メーターでも7億円ぐらいかかるという。財源的にだから厳しいなということで、その辺はこれまでのやっぱり陸上競技関係者の皆さんもわかっていて。ただ、100メートルだけ欲しいねという希望はあったというふうに引き継いでおりますけれども、100メートルつくるにしてもやっぱり億単位の財源になるということでです。先ほど議員から提案の確かに100メートルつくるんだったらやっぱり沖高だよねという話も陸上関係者から聞いております。

先日、ELOVEがしました全島一100メートル大会、子供から一般まで、私も行って見ましたけれども、50名ぐらい全島から選手が集まって100メートルを競いましたけれども、あの区間というか、ちょっとグランドに支障があるかもしれませんけれども、財源的に許せば100メートル、沖高にという意味は理解したというふうにして。ただ、100メートルつくるとしても億単位ということで、県の補助事業とかいろいろ調べたら規格に合わないとか、その辺は生涯学習課のほうで費用的なものは調べてありますけれども、そういうことで現在のところ財源的には非常に厳しいという状況です。

○11番(奥山直武君)

県の財源も厳しいということなんですけれども、2区選出の国会議員もおるし、 鹿児島県は自民党がいっぱいおるし、国と県と両町やから、どうにか1億円はでき るでしょう。頑張って沖高生も喜ばせながら、両町民が全天候型で運動ができるよ うに期待して要望します。

次、いきます。

○議長(平 秀徳君)

奥山君、ちょっと待って。先ほどの保健福祉課長の説明の中で訂正がありますので。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

先ほどの民生委員の活動費としての件ですけれども、県から年額5万9,000円、町から5万1,000円と出会手当が3,000円となっております。訂正いたします。

[「国はないの。国はないわけやね」と呼ぶ者あり]

○11番(奥山直武君)

次、いきます。害虫駆除。これは3年6カ月前、平成28年6月第2回定例会で 出しています。そのときに、この答弁は議事録を見たらわかりますけれども、今、 芦清良集落あたりから常に広がっております。当時、3年前は松の木を対象に桑の 木、マンゴー、それを対象に質問したんですけれども、あれから何も対処されてい

— 75 —

ない。ただ、町長の答弁では、薬剤散布いろいろなことを言っていますけれども、 我が芦清良周辺には何も聞こえていない。だから、マンゴーをつくっている方でも ミカンの木でオオシマゴマダラカミキリムシ、大きな3センチぐらいになるよ。そ れを手でつまんでペットボトルに入れてやっとる状態なんですけれども、どうです かね。

「「質問の意味が……」と呼ぶ者あり〕

○11番(奥山直武君)

当時の3年6カ月前から現在までの対処はどうしたのか。

○農林課長(上村降一郎君)

今、議員がおっしゃったように平成28年の6月議会でも同様の質問があったと記憶をしています。それを受けまして、農林課のほうでも対策を進めたわけですけれども、具体的には果樹生産組合に加入をしている果樹、ミカン木をつくっている方も含まれております。その方たちについては、研修会を通じてその防除方法の周知ですとか、それから果樹生産組合でマンゴーの出荷時期に合わせて箱の注文であったりとか、出荷に係るいろんな資材を注文しているんですけれども、それとは別にバイオリサについても注文をとって配布していると、先ほど町長が答弁をしたとおりです。

それから、個別にまたそういったミカン木の相談がある場合については、訪問を して実際に現地で確認をした後に、その症状に合わせて相談者にどういった対策が 必要かということはお伝えしているところでございます。

○11番(奥山直武君)

今、喜界島、徳之島にカミキリムシ、要するにオオシマゴマダラカミキリムシ、 その買い取りはするつもりですか。買うつもりか、しないつもりか、どうですか。

○農林課長(上村隆一郎君)

喜界島、それから徳之島町においては、そういった営利栽培が非常に盛んなところですので、買い取りもしているということは認識をしております。

本町においての対策についてですけれども、果樹組合に参加されておる方で、かんきつを栽培されている方については、今までどおり、また周知の徹底、強化に努めてまいりたいと思います。その他、個人で自家用ですとか、それから交際用につくっている方もかなりいらっしゃると思いますけれども、その方々については、また防除方法の周知、これはもう通常の害虫、病気の防除をしていればカミキリムシの害もおさまるということは確認しておりますので、そういった方面で今後対策を講じてまいりたいと考えております。

○11番(奥山直武君)

皆さん、写真も添付しているけれども、見にくいんですけれども、ここははっきりしとるけれども、そういうのも含めてまた買い取り、要するに喜界島の喜界町役場農業振興課のカミキリムシのエキスパート、園田さんとLINEでやりとりしているいろ聞いたんです。10年前から広がって、全体的に少なくなっとるけれども、一部地域でまたふえとると。それの買い取り価格が30円、50円、現在のところ100円。それが地方創生事業が本年度で切れるということで、来年4月からは200円にアップ。要するに奄振事業で対応するらしい。薬剤散布もそれで対応しておるみたいです。

だから、こういういろんな問題、事業が使えるんでしたら、知名町役場も行政も住民に認知をさせて、その薬を配給したらどうですか。今現在、この写真にもあるように、もう中からクワガタの幼虫とかいろいろ出て木が枯れとるんですよ。3年前からそうやから、あと5年もたてば沖永良部中、山のミカンもみんななくなるよ。だから、今、危機感を持ってしてもらわんと。だから、喜界島が1匹200円、こっちもそうなってくる。

だから、今回は防災無線、そういうのを含めたり、薬剤がどれぐらいですよと。 じゃ、農林課へ行けばありますよ、喜界町は農業振興課、それに委託してそれが役 場の窓口に事務局があるから役場の窓口で買い取りしとるみたい。それで、詳しい 事情も役場に来てやっとるみたいですので、これからそういう方面でいけるかどう か。

○農林課長(上村降一郎君)

各島々の状況、そこはまた調査をしたいと思います。それから事業を含めて、そこら辺の調査は今後進めていきたいと考えております。

先ほどもあったように、いろんな害虫がおるかと思いますけれども、カミキリムシを含めてカイガラムシですとか、いろんな害虫がいるわけですけれども、その防除方法についてやはり周知を図っていきたいと考えております。

現状、今、相談者を含めて聞きますと、なかなかそういう防除は各個人のところでやられていないということですので、その防除法の徹底を図って防災無線を使うとか、それから広報誌を使うとか、そういった害虫が非常に活発に活動する時期を捉えてそういった周知徹底を図って、また農薬の散布、それから防除対策ができるような対策には進めてまいりたいと考えております。

○11番(奥山直武君)

そうですね、今、カミキリムシの活発化、喜界でも4月から6月が物すごい活発

— 77 —

されるみたい。永良部で半月ぐらいおくれても計算できるけれども、7月、8月、 永良部では9月には落ちつく。だから、今、木の中に虫がおる状態ですので。

それと、だからこういう害虫防除は先進地に聞いて倣ったほうがいい。多分、この園田氏も喜界のいろんなことを教えますよという連絡来ていますので、また後からうちの農林課長が電話するだろうと伝えてあります。どうぞ前向きに島からミカンをなくさないように切望して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(平 秀徳君)

これで、奥山直武君の一般質問を終わります。

インターネット配信保存のため、しばらくお待ちください。

次に、外山利章君の発言を許可します。

○2番(外山利章君)

議場にいられる皆様、こんにちは。本日も議場での傍聴、またインターネットの 傍聴、まことにありがとうございます。これからも議会活動へのご理解、ご協力の ほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号2番、外山利章が次の点について一般質問を行います。

1、公的年金制度について。

人生100年時代を迎えようとしている現在、長期化する老後の生活を安定させる上で、公的年金の重要度というものは高まっています。加えて、障害の状態になったときに受け取る障害年金や残された遺族の生活を保障する遺族年金など、私たち一人一人の生活を支えるセーフティーネット、それが公的年金制度であります。公的年金制度は、自立して生きていくのが難しい人を社会全体で援助する、いわゆる社会的扶養の一つの形であるため、国は日本に住む20歳以上の人に国民年金の加入を義務づけています。

地方分権一括法の施行に伴い、国民年金事務にかかわる国と市町村の役割分担が 明確化され、事務量の相当分が国へ移管されました。市町村には、法定受託事務と 事務運営の協力・連携が求められることとなりましたが、公的年金の必要性、また 重要性を鑑みた場合、市町村には国、年金事務所とのより一層の連携が求められる ものと考えます。

そこで今回は、年金が本町の経済、財政に及ぼす影響、年金事務に対する取り組み状況並びに国民年金被保険者の加入状況等について質問いたします。

①本町の年金の受給者と人口に占める割合は。また、年金給付金額の総額は幾らか。

- ②市町村には、国の法定受託事務及び年金事務運営の協力・連携が求められているが、その主な内容は。また、その業務に対する人員、システムなど体制は整っているか。
- ③本町の第1号被保険者(国民年金)の加入者数および未加入者数は。また、被保険者の年代別の納付率は。
 - ④年金の保険料の未納に対し、町としてどのような対応が行われているか。
 - 2、食の自足について。

持続可能な地域づくりには、地域経済が域内において力強く循環していることが 重要で、たとえ域外から補助金や給料、年金をたくさん受け取ったとしても、その 大部分が域外へ流出してしまう外部依存型の構造では、域内の所得はふえていきま せん。経済の域内循環を実現する一つの方法が食の自足であり、島内で生産可能な 食をできるだけ生産し、流通、消費することで域外への貨幣の流出を防ぐとともに、 地元所得の創出、雇用確保、新たな商品開発につながっていきます。

神永良部島は、これまで培われた高い生産性や技術力により、多くの農産物を生み出す高いポテンシャルを有しています。また、近海漁業や沿岸でとれる海産物、野山における有用植物など、今後、活用の仕方によって経済的価値を生み出す豊富な食資源にも恵まれています。しかし、これまでほとんどの農産物を島外へ出荷し利益を得る、いわゆる外貨を稼ぐ点に主眼が置かれていたため、島内における食循環の取り組みは十分とは言えません。そこで、今回は食の自足に向けた本町の取り組みと進捗状況を確認するとともに、さらなる推進に向けた人材確保やシステムづくりについて提案したいと思います。

- ①生産可能な「食」をできるだけ島内で生産し、循環させる「食の自足」に取り 組むことは、域内の経済循環を考える上で特に重要だと考えるが、町として今後ど のように取り組んでいくのか。
- ②「食の自足」には生産・流通・販売・消費を結びつける仕組みづくりと、それをコーディネートする人材が必要となる。内閣府の地域活性化伝道師派遣制度や総務省の人材派遣事業を活用し、地域の食をプロデュースする人材を確保・育成する取り組みを進めていくべきと考えるが、いかがか。
- ③国は、学校給食の地域産物の利用割合を30%以上とする目標を定め推進を図っている。知産知消を掲げる本町においても、その取り組みを推進すべきと考えるが、目標達成に向けどのような対策を進めていくのか。
- ④食の安定的な供給体制が整えば、安心・安全な農水産物の販売、地元の食材を 生かした食メニューの提供、新たな地場産品の開発などを行う拠点施設「食マルシ

ェ」の整備が可能となる。新庁舎建設に伴う庁舎跡地周辺の活性化の観点からも整備を進め、にぎわいの場の創出につなげてはどうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○町長(今井力夫君)

それでは、外山議員のご質問に回答してまいります。

公的年金制度等につきますご質問でございますけれども、まず、知名町における 国民年金の受給者数なんですが、平成31年3月末現在、2,212人です。3月 末の人口が5,915人なので、人口に占める国民年金受給者の割合は37.4% になります。

一方、厚生年金の受給者数ですけれども、1,970人でございます。割合は33.3%となります。国民年金と厚生年金は重なる部分がございますので、これらを明確に区分し、延べ年金受給者数を明示するということは大変難しゅうございます。町民の4割を超える方が、何らかの年金を受給しているものと推計しております。

また、年金給付額の総額についてでございますが、国民年金では14億1,621万2,000円となっております。厚生年金は7億3,688万7,000円でございます。これらを合計しますと、21億5,320万9,000円となります。なお、これには共済組合等が支給しております共済年金の報酬比例部分は含まれておりませんが、これらを含む推計額としては、二十数億円が年金という形で知名町に入ってきているものと考えられます。

2番目、市町村には国の法定受託事務等につきましてのご質問でございます。

法定受託事務の主な内容といたしましては、被保険者の資格の取得や喪失等、各種届け出の内容を受理、審査し、厚生労働大臣に報告することとなっております。 保険料の免除申請に関し申請書を受理し、審査し、また厚生労働大臣に報告すること。受給権者からの第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金の裁定請求など、その他の給付に関する申請書も受理し、申請等にかかわる事実を審査し、厚生労働大臣に報告すること等がございます。

協力・連携の件につきましてですけれども、資格取得時におけます保険料納付方 法の説明、年金に関する広報誌への掲載、厚生年金の裁定請求書の受理、審査など 法定受託事務以外の各種裁定請求書の厚生労働大臣への報告及び年金に関する相談 業務などがございます。

業務に対応する人員は、他の業務と兼任で行っておりますが、年金担当を1人置き、担当が不在でもほかの職員が対応できる体制を整えてはおります。ただ、年金

など専門知識が必要な分野におきましては、人事異動のサイクルによってスペシャリスト育成するということは困難になっております。特に一定の知識やスキルが求められる年金相談につきまして、そのノウハウを継承させていくことが、現在、課題の一つとなっております。

3番目につきまして、本町の第1号被保険者加入者数等につきまして回答します。 第1号被保険者数は、平成31年度末で820人です。また、未保険者数という 統計上の数字では出てきておりません。平成30年度の知名町の保険料納付率につ きましては60.74%です。年代別の納付率につきましては、年金事務所に確認 しましたけれども、市町村別に数字を出していないということでございます。

④につきまして、国民年金保険料の収納は、地方分権一括法により、平成14年4月から国の事務とされ町が徴収することはございませんが、協力連携事務の一環として、未納者が窓口に納付相談に来られた場合には、口座振替やクレジットカードで納付できることや、年金保険料を納めることが難しい場合には保険料の免除の制度があることに対しての説明、納めなかったときはどういうふうなデメリットがあるか、そういうことについて説明をする対応をしております。また、年金事務所の職員が戸別訪問する際には本町の担当者も同行し、徴収しやすい環境づくりに努めております。

続きまして、「食の自足」についての大きな設問ですけれども、まず、1番目、議員ご提案の地域内での食の自足を図り、経済を循環させる取り組みは非常に大変重要なことだと考えております。町といたしましても、本町の豊かな地場産食材や伝統的な食文化を生かしつつ、地産地消や食育を計画的に推進するため、知名町食育・地産地消促進計画を策定し、取り組んでいるところでございます。今後も、この促進計画を基本としながら、地域の実情に応じた地産地消・食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目のご質問ですけれども、議員ご指摘のとおり、食の自足及び地域内経済循環を進め発展させていくには、生産から販売、消費を結びつけていくシステムづくりと、それらをコーディネートする人材育成をしていくことが必要だと考えております。地域が持つ農産物や伝統などの資源を生かしつつ、地域活性化につなげていくためには、人材育成が特に重要だと考え、その人材育成にかかわる講演や研修会などにつきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の設問についてですけれども、これにつきましては、教育委員会所管事項 ともなりますので、教育長のほうが答弁します。

4つ目、本町の地産地消や食メニューの提案、特産品の開発、さらに観光ともタ

イアップしたにぎわいの創出につきまして、最終的には拠点施設の整備が必要になると考えております。町といたしましては、その整備も視野に入れながら地産地消や特産品の開発、また人材育成などの取り組みを推進し、にぎわいの場の創出に向けた環境整備、機運の醸成等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。 以上でございます。

○教育長(林 富義志君)

それでは、外山利章議員の③学校給食の件についてお答えいたします。

学校給食における地域産物の利用拡大については、食育基本法に基づき平成 18年に策定された食育推進基本計画に盛り込まれております。具体的には学校給 食において、都道府県単位での地域産物を使用する割合の増加を目指しており、食 材数ベースで30%以上とするということを目的としております。

このようなことから、本町においても、平成26年度に農林水産省が行った日本の食を広げるプロジェクトの学校給食地場産食材利用拡大モデル事業を取り入れるなど、積極的に地域産物の利用拡大に取り組んできているところであります。本年度6月調査時点における食材数ベースでの地域産物の利用割合は30.6%になっております。今後とも、町内生産者で組織する「あたらしゃ会」などとも連携しながら、学校給食における地域生産物活用推進や、地域で生産された食材に対する情報を子供たちに伝える取り組みを促進していきたいと考えております。

以上です。

○2番(外山利章君)

それでは、再質問していきたいと思います。

まず、先ほど年金受給者の人数、また人口に占める割合が、人数的に重なる部分があるので、割合で示すと町民の4割を超える方々が年金受給を受けているということで、先ほど町長から回答がありました。

また、年金の給付金額ですけれども、それも1年間、町に対して二十数億円、確定しているうちで21億円、共済分も合わせるとまたさらにふえるということで、21億円以上の金額が町のほうに入ってきているという回答がありました。昨年の本町の農業生産額が37億822万円であります。それの3分の2に当たる金額が年金として本町の経済に寄与しているというか、本町に入ってきているという計算になるわけであります。また、年金から町の財政に特別徴収という形でお金が入ってきております。

それでお伺いしますが、税務課長、年金から特別徴収される住民税、国民健康保 険税の額はお幾らでしょうか。

○稅務課長(甲斐敬造君)

年金から特別徴収といいますか、年金からそのまま天引きされる額ですが、個人住民税につきましては892万6,000円、これは町・県民税、両方含めておりますので、町民税だけにしますと535万6,000円となります。それから、国民健康保険税につきましては、課税額が1,645万9,700円となっております。これは12月9日現在の数字でございます。

以上です。

○2番(外山利章君)

それと、あと介護保険料、また後期高齢者医療保険料も年金から特別徴収されていますが、保健福祉課長、その金額を教えていただけますか。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

後期高齢者で特徴、普徴を合わせまして4,579万600円。介護保険で見ますと、特徴、普徴を合わせまして1億3,703万4,960円となっております。

○2番(外山利章君)

特別徴収の分だけでいいますと、介護保険が1億2,284万円余りで、後期高齢者医療保険が3,046万円余りということでよろしいでしょうか。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

そのとおりです。

○2番(外山利章君)

今、両課長からお答えしていただきましたが、年金から特別徴収、先ほどいわゆる天引きという形でお話がありましたが、特別徴収される分が1億7,511万円余りということで、町の財政に対して1億7,500万円、昨今、滞納問題がさきの質問でもよく問題に出てきておりましたが、年金の特別徴収分に関してはもう安定的に天引きという形で徴収される分ですので、町の財政にとって1億7,500万円の財源というのは非常に大きな金額だと思います。このことからも、先ほどの二十数億円余りの金額、また財政として入ってくるお金も1億7,000万円余りということで、両方、経済にとっても財政にとっても、本町にとって年金の重要度というものは非常に重要であるということがおわかりになると思います。

そこで、町民課長にお尋ねしますが、年金というのは年間何回支給されて、その 日にちというのは決まっておりますか。

○町民課長(元栄吉治君)

年金の支給の月は、偶数月の15日となっていますので、年6回支給されていま

す。

○2番(外山利章君)

年6回支給されて、もう日にちも決まっているわけですね。15日ということで決まっているわけです。対象者が町の人口の42.4%あるわけですけれども、それを6回ということですから二十数億円、21億円が確定額で、4億円に近いお金が2カ月に1回、町の年金受給者のもとに届けられているということを考えると、年金が町の消費動向に及ぼす影響というものは非常に大きいと思います。

そこで、企画振興課長にお尋ねしますが、町の商工会等で、それに合わせたセールであったり、限定割引だったり、そういうものの動きというものがあるか把握されておりますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

現在のところ、そのあたりはちょっと把握をしておりませんので、商工会等、確認をとってみたいと思います。

○2番(外山利章君)

また、担当は企画振興課ですよね、商工会に関しては。その振興に関して、商工会と話し合いを持つ場というものはございますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

商工会等の中でいろんな組織がありますが、その中の総会等をあわせての会には 出席しております。ただ、そのようなテーマというか、そのあたりが今まで出てこ なかったところもありますので、今後、そのあたりまた商工会とも連携をとるとい うか、どのような動きまた考え方を持っているかこちらも把握をしたいというふう に思っております。

○2番(外山利章君)

そうですね、町の振興にとって商工業の発展というものは非常に大きなものがあります。ぜひ、今後どういうふうに商工業の発展を行っていくかという点については、町としてもしっかり商工業者と話し合いをしてほしいと思います。もちろん、商工会の独自の考えというものもあると思いますので、その点について、しっかりと商工業者と話し合いをする場をまずつくっていただきたいと思います。

それは要請で終わりますが、そういう形で例えば年6回ある受給日に合わせて、 商工会の方々がセールであったり高齢者を対象としたサービス、また商品展開、介 護用品であったり日常品であるものを非常に安い価格で販売していただければ、年 金受給者にとってもプラスになるわけですね、それは。ぜひそういう形の取り組み というものを進めていただきたいと思います。 実際、Aコープのほうに確認いたしました。Aコープのほうはもう既に行っているそうです。年金受給日に合わせて、ポイント3倍であったり独自のセールをお店としてやっていると言いました。やはり年金受給者、自分たちの客層は高齢者の方が多いので、やっぱりそういう形で、お店にとってはビジネスチャンスですよね。そこをしっかり捉えるような形で、また年金受給者に対しても、できるだけ日常品に関して安い価格で買えるようなサービスを展開しているということを伺いましたので、そういう点はまたほかのところへも広がるような形を企画振興課としてもとっていただきたいと思います。

年金の支給というのは、先ほどから言っているように、対象の人数であったり支給の総額から考えると、町の財政、経済に及ぼす影響というのは非常に大きいと思います。また、先ほどから言っているように、高齢者のニーズを捉えて、購買マインドに働きかけるようなサービスを展開して、高齢者と商工業者がともに利益を得るような取り組みというものを町としてぜひ取り組んでいただくことを要望して、まず、①の質問は終わります。

②についてでありますが、今、担当等は1人ということで伺いました。専任では ないわけですね。

○町民課長(元栄吉治君)

担当を1人置いていますけれども、ほかの業務と兼任という形で業務を進めております。

○2番(外山利章君)

この質問を上げたのは、国の調査によりますと、年金業務にかかわる職員の経験年数の不足というところがやはり問題になっているようで、異動がありますので、その点でどうしても経験を持った職員をずっとそこに置いていくと、先ほど専任職員というお話がありましたけれども、難しいという部分もあるようであります。ただ、そのフォローアップができる体制というのは整えられているわけですか。

○町民課長 (元栄吉治君)

年金担当は今1人ですけれども、経験者もいるということと、あと年金事務所と の協力・連携ということで、年金事務所とは直接つながる電話がありますので、必 要な情報についてはそこから得て年金相談等なりをしていますので、そこら辺につ いてはフォローができていると思います。

○2番(外山利章君)

体制としては周りにいる職員のフォローアップも行えるということで、また年金 事務所との連携もとるということで、今、回答をいただきましたが、先ほど法定受

— 85 —

託事務、また事務の協力、窓口に来られる方は年金が国の事務になりましたと言われても理解できないわけです。もう町の窓口というのが、全部年金に対しての相談が受け付けられるということを思っていると思います。そのためには、やはりその職員がしっかり対応できる体制というものを整えていかなきゃいけないと思いますので、また職員の研修等もぜひ今後しっかりと入れていただいて、その体制というものを整えていくことを要望します。

次に、3番と4番は関連しておりますので、あわせて質問いたします。

先ほど、町のほうでは年代別の保険料納付の納付率が出ないということでしたけども、国のほうでは平成27年度の厚生労働省の調査によると、25歳から29歳の保険納付率が低くて、年齢が低くなるほど納付率が低くなっているという結果が出ています。感じとして、課長、知名町も同様ですか、おわかりになりますか。

○町民課長 (元栄吉治君)

知名町の保険料納付率、全体で60.74%ですけれども、今、議員がおっしゃったように、国のほうが25歳から29歳の年齢層が一番低い数値になっております。パーセントで申しますと56.32%、一番高い年代が55歳から59歳、これが77.4%となっております。やっぱり若年層になるほど低いんですけれども、20歳から24歳までの方は63.99%と少し高い数字になっていますけれども、これは学生がいらっしゃいますので、学生は学生納付特例、いわゆる学生免除というのがありまして、それでちょっと納付率が上がっているようでございます。

いずれにしても、年代が低いほど納付率が悪くて、年金をそろそろもらえるかな という年代になったときに慌てて納めたりとか、納付率が7割、8割近くになって いるということでございます。

○2番(外山利章君)

今、課長のほうからあったんですけれども、この公的年金制度の周知度、公的年金とはどういうものかという周知度についても、25歳から29歳と若い人たちはその周知度が低いという結果が出ています。保険料の納付を始める20代で公的年金の重要性がわかっていないということです。

この結果に出ているわけなんですけれども、もっと若いうちから年金ということはどういうものかと、社会全体を支える仕組みだということを理解する取り組みというものが私は必要じゃないかなと思うんですけれども、税務課長、先週ですか、税について、租税講座というものが小学校でございましたね。ありましたか、確認です。

○稅務課長(甲斐敬造君)

税については、若いうちから理解をしていただくということで、町のほうでは各 小中学校の要望によりまして、12月から1月にかけて、租税教室を町の職員が講 師として行っております。

○2番(外山利章君)

同じ社会保障の制度ですので、社会保険もありますけれども、あわせた形で社会保障の制度というものをもっと若い段階からそういう形の講座を行うべきだと思いますけれども、これはどちらに聞いたほうがいいですか。教育長、いかがですか。

○教育長(林 富義志君)

今、税務課長からありましたけれども、今週の月曜日に上城小学校で合同学、上城、田皆、住吉の5・6年生の集合教育の中で、この租税講座で、町の職員が2人行って説明をいたしました。これは学校の要望に応じてということですけれども、本町としては、3年、4年生から一応勉強させたいと思っております。小さいころからということで1・2年生の集合学習の中でも、言われたとおり、税金の勉強を組み込んでいくような教育課程を持つように校長等に言ってみたいなと。確かに小さいころからの税の勉強をやっぱりしておいたほうがいいと思いますので、実施したと。

それと、先ほど言ったように、税の勉強と年金もあわせてしたほうがいいのじゃないかなというふうに思います。

○2番(外山利章君)

ぜひその点については、今度から社会保障全般に対しての勉強ということで、難 しいところもあると思いますけれども、子供たちには、ただしっかりと大事なこと ですので、ぜひ教育部門としても取り組んでください。これは要請いたします。

年金というのは、やはり若い世代がこれから老齢年金をもらう人たちの原資というものを賄っているという世代間扶養の形でありますので、現役世代が全員加入して保険料を全員払っていくような形というものをとるべき必要があると思います。また、そのためには理解を深める取り組みというものをぜひ行っていただきたいと思います。

そして、年金の最後の質問ですけれども、若い人の間には年金の未納について、加入しても損になるんじゃないかだとか、将来の年金制度は破綻してしまうんじゃないかという不安があるようです。担当課長として、その点について見解をお聞かせいただけますか。

○町民課長(元栄吉治君)

年金制度につきましては国の制度ということで実施していますけれども、先ほど

— 87 —

広報活動、それから子供たちの教育ということもありました。やはり一般の町民も 国民もそうなんですけれども、社会保険制度もその時代に合わせて変わるというこ とで、年金制度全般について詳しいという方がなかなかいらっしゃらないというこ とで、それが将来もらえないんじゃないかというまた誤解を生んでいるということ で、やっぱり広報活動が一番大切かなというふうに感じているところであります。

持続可能な年金制度ということで、現在の公的年金制度には少子高齢化を見据えて、負担と給付のあり方を5年に一度、財政検証をしております。例えば、今までは物価スライドという形で物価が上がれば年金給付も上げていましたけれども、それでは現役世代の負担が大きいということで、保険料の水準を今固定化しております。現役世代の負担を少なくしながら、持続可能な年金制度という形で国もやっていますので、国の制度ですので、世代間扶養ということもありますので、日本という国がある限り持続的な年金制度は続くと思いますが、少子高齢化ということですので、将来的な給付ということに関してはやはり水準は下がってくるのではないかと思っております。

○2番(外山利章君)

担当課としては、続きますと言ってほしかったんですけれども、そこはやはり将 来を見据えたということで回答いただきました。

国民年金、先ほどから言っているように、老後の生活を守るセーフティーネットで加入がもう義務づけられている公的制度であります。また、さっき一番最初の質問で言いましたけれども、町の財政であったり、町の経済に対してというのは非常に大きな影響を持っております。これからの年金制度維持に向けた取り組みを国だけに任せるのではなく、町としても何らかの考えられ得る方策というものをとっていただくことを要望して、この質問というものを終わります。

次に、食の自足についてでありますが、食の自足、地産地消の取り組みというものに、多分、言葉的には置きかわると思うんですけれども、知名町食育・地産地消計画に沿った取り組みというものが行われていると思いますが、計画、今年度で終了の予定であります。5年計画ですね。5年計画で今期の計画は終了ということでありますが、その進捗状況というものはどうなっているでしょうか。

○農林課長(上村隆一郎君)

知名町食育・地産地消促進計画につきましては、計画期間が平成27年度から平成31年度までとなっております。したがいまして、来年の3月で策定が終わるということになっておりますので、その後のまた新たな計画については、今現在、各部署、関係機関の担当者の中で作成に向けて進めているところでございます。

— 88 —

進捗状況につきましては、これ、かなり分野が広くございまして、役場内でも担当部署が、保健福祉課ですとか学校教育課ですとか農林課ですとか、幅広いところがございますので、それぞれの部署のほうで新たな計画に向けてのところを検討していただいている。それを持ち寄りまして、また全体的に進めるようなふうに進んでおるところでございます。

○2番(外山利章君)

進捗状況と次期の計画ももう既に策定されているということでありましたけれども、その次期の策定についてですけれども、地産地消を担う生産者のグループ、例えば直売所であったり、先ほど「あたらしゃ会」もありましたけれども、「あたらしゃ会」というメンバーが中心的役割を果たしていた組織が高齢化で活動というものが縮小しているという現状があります。

そこで、その方々のそれ以外にかわる方々、その組織のまた活性化もありますけれども、それ以外にかわる組織であったり生産グループの掘り起こしというものを、次期計画にはぜひ重点事項として入れていただきたいと思うんですけれども、課長いかがですか。

○農林課長(上村降一郎君)

やはり地産のつくるほう、そこの部分は今、議員がおっしゃったことが課題となっているかと思います。生産者数も今、高齢化で縮小しているという現状もございますので、またそこに向けて加わっていただく方、それからもう一つの課題としましては、今地域で地場産野菜がつくられているわけですけれども、非常に個々、品目が重なってくるということと、同じ品目が同じ時期に重なるというところが課題となっておりますので、生産者の数の部分、それから地場産の栽培についても非常に課題がありますので、そこら辺の対策もあわせて講じてまいりたいと考えております。

○2番(外山利章君)

地産地消の問題の中で、需要と供給がうまく合わないというところが非常に大きな問題というところで出てくると思います。その問題が次の質問にかかわってくるんですけれども、私、プランニング・コーディネートしていくキーパーソン的な役割の方をぜひ招いていただけないかということを提案しましたが、先ほど町長答弁では、講演や研修会で取り組んでいくということがありました。

ただ、先々月、沖永良部シンポジウムが行われました。その際に、食のアドバイザーとして金丸弘美先生という方をお招きして講演いただきました。金丸先生、全国あっちこっちのそういう食の活用による地域おこしという事例をよく知っておら

— 89 —

れます。金丸先生から、内閣府の地域活性化伝道師派遣や人材派遣事業にも私は登録しておりますということでお話を伺いましたので、提案をさせていただきましたが、ぜひそういう形で地域の食の活用による地域おこしという観点からも、いろんな知見であったり事例を知っている方を招いて、中心的な役割を果たしていただきたいと思いますが、ぜひ呼んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○農林課長(上村降一郎君)

先日行われた沖永良部シンポジウムについて私も参加いたしました。その中で、 金丸先生の各地域で取り組まれている非常に優良な事例の報告も聞かせていただき ました。一番感じたのは、やはり地域に埋もれている資源、それからいろんなもの がちょっとしたきっかけで生かされて、それが非常に地域活性化に結びついている ということをお聞きしまして、自分も感動したところでございます。

今、議員がおっしゃったように、地産地消を進めていくに当たって、つくる側と それからそれを消費者と結びつける側、そこが現状として非常にうちの町では進ん でいないのかなということを感じておりますので、食の伝道師、金丸先生を含めて、 そういった我々の地域で何かアドバイスをいただけるようなことについては積極的 に取り入れていきたいと考えております。

○2番(外山利章君)

課長のほうから積極的に取り組んでいくという前向きな回答をいただきましたが、 それと同時に、金丸先生は徳之島のほうに在住されておりましたので、非常に離島 の食の事情にも詳しいので、これはぜひ呼んでいただきたいと思います。町長、い かがですか。

○町長(今井力夫君)

先般、シンポジウムで非常に興味をそそられるような事例発表と本人の実践発表 をお聞きしておりまして、また個別にも、先日来、情報交換を今しております。

内閣府の制度もですけれども、私としては総務省の政策の一環を使って年5回、 交通費込みで来ていただけるような制度がございますので、そういうところを使っ ていきたいなということと。あとは、二、三日前ですか、金丸先生から本人が書い た著書も送っていただいて、今それを読んでるところなんですけれども、非常に書 かれた書籍もかなり多うございますので、それらを図書館かもしくは町のほうで幾 冊か購入して、ちょっと関係部署には読んでいただきたいなと。そういう事前準備 をした上で先生をお呼びしていきたいなというふうに考えておりますので、来年度 あたりの中には、それを組み込めるような方策で持っていきたいなというふうに考 えております。

— 90 —

○2番(外山利章君)

ぜひそういう形で金丸先生に来ていただいて、食の活用を知名町で行っていただきたいと思うんですけれども、助言をいただきながら、実際に地元で動かしていく人材という点が非常に重要だと思います。

先ほど組織化の話もしましたけれども、これ地域の方々のもちろん組織化も重要なんですけれども、地区外から新たな発想や能力を持っている方々を誘致して、農水産物のPRであったり、域内流通の促進など、地産地消を図るような、例えば企画振興課長、地域おこし協力隊にも食の分野というものがございます。隣町においても今、誘致をしようと動いているようでありますが、ぜひ本町においても、食の分野は新たな産業を生み出す一つの分野であります。そのために地域おこし協力隊の活用というものもぜひ考えるべきだと思いますけれども、企画振興課長いかがでしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

現在2名の地域おこし協力隊の方がおられますけれども、期限の3年目等々に当たっているということで、第2期の方々の募集を10月に、各課から要望書を出していただいて13の案が提出されました。この中で、財政と町長とも含めて、来年度に向けてどのような方向で動こうかというところで、今のところはふるさと納税の取り組みをさらに進めていきたいというのと、島留学、国内での語学留学も含めて検討できないかという2つの案で来年度は進めていきたいというふうなところが出ております。

議員がご提案されている食に関してのものも、今後も含めてきょうの議案の中で 出てきましたので、担当課も含めて、このようなまた次の方向で検討が出てくるか と思っております。

○2番(外山利章君)

今、金丸先生にぜひ来ていただいてという話がありました。金丸先生に来ていただいて、一体どの部分が知名町において欠けているのかというはっきりと問題点を出していただいて、その上で地域おこし協力隊にその業務に当たっていただくという体制が整っていけばいいと思いますので、まず農林課長におかれましては、次年度しっかりと要望していただきたいというところと、企画振興課長については、またそういう人材をぜひ再来年度、入れていくような形をとっていただきたいと思います。これは要望いたします。

次に、外から来ていただく方も大事なんですけれども、地域の生産者を引率する リーダーの養成というものも非常に必要だと思います。組織化と先ほどから言って

— 91 —

おりますが、高知県では3年ぐらいかけて先進地に視察に行って、合宿等も行っているようです。その先進地で。本当にただただ見て帰る視察ではなくて、合宿を行ってそこがどういう取り組みをしているのかというものに対して、しっかりと人材育成につなげるような取り組みをしているようであります。ぜひそういうほうも取り組んでいただきたいと思いますが、農林課長、その推進計画の中にもそういう部分を強く入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○農林課長(上村隆一郎君)

つくる部分については、そういった形で進めていきたいと思います。やはりかなり地場産野菜をつくっている方はいらっしゃるんですけれども、ただ、それを組織化をして、じゃ、そこの中にリーダーがいらっしゃるかというと、本町においてはそういったところまでは進んでおりませんので、やはりつくる方を組織化ですとか、それからその中でまたリーダーを見つけて、また次の段階にステップアップしていくとか、そこら辺が重要になってくるかと思いますので、そこら辺も十分検討した上で次の計画を作成してみたいと考えております。

○2番(外山利章君)

ぜひ、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、3番の学校給食の利用割合ですけれども、先ほど30.6とありました。 これは数量ベースでありますよね。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

そのベースとなる指標が、重量ベースと職員数ベースそれぞれございますが、鹿児島県の場合は重量ベースとなっております。ただ、国の指標と比べる場合には、職員数ベースでないと比較ができないということで、今回、栄養教諭にお願いをして換算したのが30.6%ということでございます。

○2番(外山利章君)

国の目標はクリアしているということですけれども、国の目標はあくまで国の目標ですので、町内において地産地消、知名町で生産して知名町で消費する、わざわざそういう形で事務を充てているぐらいですので、またさらに進める必要があると思います。

地域によっては、例えば J A の子会社が入って生産者と給食センターをつなぐ形をつくって、50%以上の給食の自給率を上げているところもございます。ただ、お米をつくっていないので、本町では、その辺難しい点はありますが、まだまだ知名町の食の可能性から言えば上げれる部分だと思いますので、その点の努力はしていただきたいと思います。

— 92 —

先ほどから金丸先生の話ばっかりになりますけれども、金丸先生は、給食の地産地消コーディネーター派遣事業の登録もされているようであります。来ていただければその点でもアドバイスをいただいて、学校給食と生産者を結ぶ際に、先ほどからあったように、量であったり時期であったり、どういう形態であったりということで非常にミスマッチというものが起きるようであります。そこをよく事情を知ってる方に間に入っていただいて、その課題というものを解決していく必要があるようでありますので、ぜひそういうアドバイスもいただきたいと思います。

それで、これは1つ提案になりますが、さきのシンポジウムで、学校給食の自給率を上げようということで話をしました。その際に、参加されていたメンバーから出たのが、学校給食の職員に畑の管理をしてもらって、そこで生産したらどうかという提案がありました。確かに笑いが出た部分もあったんですけれども、実はこれ高校生が提案したんです。だけど、よく考えればすごく理にかなった話で、その量と時期をしっかりと把握できる専門の圃場があれば、確かに学校給食の自給率は上がると思うんです。自然環境ですので難しい部分はありますが、給食の献立を考えるのは学校給食の職員ですので、それを融通することも可能です。そういう意味でいうと、学校給食専用の農場というものがあれば確かにいいなと、高校生、目のつけどころが違うなと思って私は聞いたんですけれども。

そこで提案があります。職員で管理を行うというのは、もう現実的に無理な話です、今の職員数では。現在、農福連携ということで、農業と福祉の連携ということがいろんな形で提案されていますが、障害を持たれた方々の管理、運営による学校給食センター専用の福祉農園の整備というものを提案いたしますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

そういったものがいいかどうかちょっと私も判断できませんが、現在、納入業者 40社、個人も含めてです。その中に、各学校がつくったジャガイモの納入とか、 そういった部分も取り入れてございます。そういった中で今ご提案のあったことが できるのかどうかは、給食センターのほうで検討はさせていただきたいと思います。

○2番(外山利章君)

保健福祉課長、いかがでしょうか。

○保健福祉課長 (新納哲仁君)

現在、精神、知的を含めた障害の方がいらっしゃいますが、も一りよに今9名の 方がいらっしゃいます。それと、日常的に和泊町のさねんに通っている方が10名 いらっしゃいます。

— 93 —

議員ご指摘の福祉農園についてなんですけれども、今、さねんでは農園みたいな感じではないんですけれども、家庭用の菜園の花の栽培が行われているようです。 今、議員がおっしゃいます農園として、じゃ、障害のある方が作物をつくれるかどうかということは、日常的に日々状態が変わるときもございますので、また学校教育課と連携しながら検討していきたいと思います。

○2番(外山利章君)

私、この質問をしたのは、最近、町民の方からいろんな相談を受けるんですけれども、特に障害者支援についての質問を受けることが非常に多いんです。その中でも特に障害を持つお子さんを持っている保護者の方から、現在の障害者支援についてもですけれども、将来的な部分で不安だということで相談を受けます。特に島内で働くことのできる場を確保してくださいという要望が非常に多いんです。そういう意味からも、今回この質問を上げさせていただいたんですけれども。

障害者雇用といっても本町では農業、第一次産業が中心でほとんどほかの産業がないので、やはり農福連携というのはこれからの福祉政策にとって非常に大事だと思います。国のほうも、農山漁村交付金において福祉農園の新設だったり、加工施設の整備、農業技術習得の研修、あと作業マニュアルの作成支援という農福連携に向けた支援というものが行われているんです、しっかりと。そこは町がどういうふうに判断をして福祉政策の一環、もしくは学校給食の自給率を上げる取り組みとして入れるかどうかというところは、町の取り組み次第だと思います。町長、いかがでしょうか。

○町長(今井力夫君)

全ての人が生きていく中で、生きる目標の一つは、自分が社会にどれだけ貢献できているかというその実感を持てるか持てないかというところが問われているところ、そこにご質問の中身も入ってきているかなと思われます。障害を持っている子供を持っている保護者にとっては、この子の行く末は果たして働く場所があるのか、自分で働くことの喜びをどこでこの子は感じることができるのかというのは非常に大きな関心事だとは思っております。

そういう中で、ただ、果たして全てそういう子供たちが農業だけに興味を持っているのかというあたりは、我々は十分気をつけて判断していかなきゃいけないことであって、昨今の子供たちにおいては、ICT能力を高めることによって障害を克服して社会進出できている方たちもおりますので、農業に特化する前に、果たしてそういう障害を持った子供たち、障害のある方たちが本人の特性がどこにあるのかと、そういうものを十分私は吟味した上で施策を打つべきかなと思っております。

— 94 —

○2番(外山利章君)

その点は、現在提案として出させていただきましたので、やはり福祉の支援の一つの政策として、ぜひ考慮していただきたい。今後、そのニーズも押さえた上で考慮していただきたいと思います。

最後に締めますが、本町にとって第一次産業である農業、漁業の活性化なくして町の発展はあり得ません。食の自足による新たなバリューチェーンの構築は、農業、漁業の所得の最大化と自立した地域経済の循環を生む形につながります。ぜひ食の自足というのを概念的に捉えるのではなくて、農業をベースにしたこれからの新しい産業創出の一環として捉えて、長期的なビジョンのもと振興計画を立てていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長(平 秀徳君)

これで、外山利章君の一般質問を終わります。しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時から再開します。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時00分

○議長(平 秀徳君)

休憩前に引き続き会議を開きます。 根釜昭一郎君の発言を許可します。

○3番(根釜昭一郎君)

町民の皆様、こんにちは。また、足元のお悪い中にもかかわりませず傍聴いただきありがとうございます。また、日ごろより議会活動にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、現在、町民の皆様の一番の本町行政に関する関心事は、新庁舎建設であろうと思います。また同時に、行政職員の関心事もしかりだと思います。皆様の新庁舎に対する熱い思いを含め、令和元年最後の一般質問をさせていただきます。

1、新庁舎建設に伴うソフト事業及び住民サービスについて。

昨年来、新庁舎建設に当たり町民会議や10月に開催されました住民説明会「子や孫に誇れるまちづくり」等で、建築場所の選定や必要経費等、おおむねハード面についてさまざまな議論がなされてきています。そこで、行政改革を含めたソフト面について幾つか質問いたします。

①昨今の住民ニーズの多様化、細分化が進み、関係部署が幾つかの課をまたぐ案

件もふえてきているであろうと考えます。その場合の情報共有は現在どのように行われているのか。

- ②庁舎移転に伴い、一本化したシステムの導入を検討しているのか。
- ③職員の労務改善策の一環としてRPAなどの導入を検討しているのか。
- ④ペーパーレスへの取り組みを検討しているのか。
- ⑤議会へのタブレット導入についてはどう考えているのか。
- ⑥システム構築へ向けて、地域おこし協力隊の活用は検討していないのか。
- ⑦新庁舎に移転した場合、フロアマネジメントについてはどのように計画しているのか。
 - ⑧接遇についての研修は、現在どのように行われているのか。
- ⑨各種申請書類に必要なもの及び記入例並びにフローチャートを本町のホームページに掲載できないのか。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

○町長 (今井力夫君)

それでは、ただいまの根釜議員のご質問に回答してまいります。

①と⑦に関しましては、かなり関連性があるのかなと思われますので、一括して 回答していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ご質問の①と⑦につきましては、関係部署の情報共有化の現状と今後についての対応について問われていると思いますので、現在、住民ニーズへの対応につきまして、窓口等の課で同じフロアにある部署とは直接に会って相談をし、他のフロアにある部署とはメールや電話等での情報の共有化を図っているところでございます。

しかしながら、その対応につきましては、職員個人の資質によるところが大きいところもあると思われる部分もあります。今後の行政改革の中で話題にしたり、研修等を通すことによって、職員のさらなる意識改革を図っていく必要があるんではないかと考えております。

また、新庁舎のフロアマネジメントにつきましては、これらのことを踏まえながら、機能的かつ効率的な課の配置を進めたいと考えております。

なお、11月11日には新庁舎における課の配置検討会において、新庁舎1階の同じ方向には町民課や保健福祉課、子育て支援課、税務課などがあったほうがいいんじゃないかというような話が出ておりますので、こういうものを参考にしながら同一フロアにどういう課を配置していくのか、町民目線に立ったワンストップフロアを考えていく必要があるのではないかと考えております。

それでは、②についてお答えします。

システムの導入につきましてですけれども、庁舎移転に伴い、庁舎内におけるネットワークに関する機器の再整備につきまして検討を進めていく予定でございます。 庁舎ネットワークの根本的な構造といたしましては、平成27年の日本年金機構の情報漏えいを受けまして、総務省から通知された新たな自治体情報セキュリティー対策の抜本的強化についてにより、インターネット系、行政ネットワーク系、個人情報系などが分離された、いわゆる三層の対策によって、インターネット接続系や個人情報系などが通常業務で使用するネットワークからは分離されていることに加えて、役場の提供する住民サービスにおいても、業務内容や所管課によって閲覧できる情報や取り扱える情報が異なっております。これは、個人情報の重要なデータを守るための措置でございますので、一元的に全てのデータを管理することは難しいのではないかと考えております。

③につきまして、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーション導入はどうしていくのかというご質問に対してですけれども、現在、国においてスマート自治体への転換に向けて、AIやRPA等を活用した業務効率化に取り組む自治体に対して支援がなされているところでございますが、RPA導入自治体においては、実証実験段階や導入初期段階にまだあり、各業務における導入効果の検証が進められているのが現状でございます。

本町においても、今後、RPAの導入を検討しておりますが、庁舎建設に伴っては、導入前に整備する必要がある業務プロセスの標準化やシステムの標準化、また窓口業務の電子化等に取り組み、行財政改革を推進したいと考えております。

- ④ペーパーレス化に対してのご質問ですけれども、スマートフォンやタブレットの普及によりまして、紙で伝達されてきたさまざまな情報のペーパーレス化が、各部署においては進んでおります。本町におきましても、ペーパーレスを取り組むことは、新庁舎移転時にICT化を進めるためにも必要なことだと考えております。
- ⑤番目、議会におけるタブレットの導入につきましてですけれども、タブレットの導入については、議会全員協議会等でメリットやデメリットの調査、研究を重ね、タブレットの操作技術の習得や情報管理研修後に初期費用や維持費用のコスト面を検討した後、まずは議員各位が導入に対する機運が高まることがタブレット導入に必要なことではないかと考えております。
- ⑥につきまして、地域おこし協力隊の第2次募集につきましては、9月議会の大 蔵議員のご質問に対し、今後の進め方といたしましては、ミッション型の募集を念 頭に、まず役場各課にニーズの把握を行った上で、当初予算作成時期までに役場庁 内でのエントリーされた募集要望の共有と協議を行い、今後の募集及び導入につい

ては検討してまいりたいと回答しております。

それを踏まえ、10月に役場各課にニーズ調査を行い、その中から緊急性、必要性、効果性等の視点から取り組むべき課題を絞り、財政状況を勘案した結果、ふるさと納税と島留学制度設計の2組を大きな柱として、現在、募集することを検討させていただいております。今議会において、その募集等に係る費用を今回の補正に計上させていただいているところでございます。

なお、ご質問のシステムの構築は重要な課題の一つと考えておりますが、現段階では地域おこし協力隊の活用をしてというところまでは考えておりません。

⑦番目は1番目で回答してありますので、⑧に入ります。

接遇等につきましてですけれども、役場職員の接遇・マナー研修は非常に重要なことだと考えております。平成28年度には、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が支援する窓口サービスステップアップ研修を実施しておりますが、今後、全庁的な接遇・マナー研修と職員の接遇マニュアルの作成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

続きまして、⑨番、町民課におきまして、まず住民票や戸籍、転入、転出等に係る申請書の記入方法につきましては、記載例を窓口に備えております。窓口で対応しながら正確な記入をお願いしているため、記載例等をホームページに掲載する予定はございません。

また、申請者が島外在住で窓口に直接来庁することが難しい方や転出証明をとらずに転出した方々につきましては、戸籍等及び転出証明書を郵送で請求する方法をホームページには掲載してあります。申請書をダウンロードすることができるようになって、そのことを通して処理をしていっております。

保健福祉課におきましては、さまざまな分野の申請書類がございます。基本はあくまでも本人もしくは代理人が申請をしなければなりません。記入例等が掲載できる各種申請書等につきましては、今後検討してまいりますが、掲載できない申請書は、これまで同様に電話対応や窓口対応で行ってまいります。

水道課においては、申請書といたしましては、新たに水道を使用する場合の開栓並びに閉栓、名義変更等が主な内容となっております。申請に当たっては、使用者確認が必要なため、窓口での対応となり、記入例につきましては窓口に設置し、ホームページへの掲載の予定はまだございません。

税務課においては、納税証明書等の請求で窓口に来られる方に対しましては、対面で記入の仕方や印鑑、身分証明書等の提示、手数料など必要なものを伝えており

ますが、事前に確認できるように、記入例とともにホームページに掲載していく予 定でございます。

以上で回答を終わります。

○3番(根釜昭一郎君)

冒頭でも述べたんですけれども、近年の少子高齢化に伴う人口減少によって、本町においても漏れなくより少ない職員での行政運営が今後必要となっていくであろうと考えております。業務効率化や、これに資する業務の自動化、省力化は急務であろうと思います。

庁舎移転というのは、整備をする際に非常によい機会ではないかと考え、また従事する職員の業務改善を、これを機に積極的に進めてほしいという思いを込めて今回の質問を上げさせていただきました。

順を追って、再質問のほうをしていきたいと思います。

①と⑦を同時に答弁いただいたんですけれども、ちょっと私の言葉不足だったかと。一緒にお答えいただいたのはお言葉不足だったかなと思います。

情報共有というのは、町長がおっしゃる子や孫に誇れるまちづくりに向けて、全職員取り組んでいると思うんですけれども、その中で各課さまざまな行事、イベント、いろいろ企画されております。勉強会であったり、研修会であったり。その各課で行われている、町民に対して声かけをしている行事等の共有等は現在できているのでしょうか。各課のほうでできているのか。また情報共有としては、町自体で町のラインであったりホームページであったり、もしくは庁舎内のネットワークのほうで各課で周知を図っているのでしょうか。その辺を伺いたいんです。

[発言する者あり]

○3番(根釜昭一郎君)

いえ、現状、代表の方、お1人で大丈夫です。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

各課が開催する行事等については、今、職員間のネットワークがありますが、その中で時期等は通知していただいております。また、町民カレンダーというのがございますが、たまに行事等がダブルブッキングする場合がありますので、来年度については、その点も踏まえたそういう情報のあり方については掲載するようにということで指示をしているところでございます。

○3番(根釜昭一郎君)

町民一人一人からすると、地元の職員の場合はどこの課に所属していると認識しているんですけれども、職員の誰さんがどこの課におられる、誰さんはどこの課、

— 99 —

なのでこのイベントに関して詳しい、詳しくないというのは町民の方は把握していませんので、役場職員だったら当然知っていると思って声かけをした場合に、いやそれは何課のイベントだからわからないとかいう、庁舎外でお会いしたときにそういうコメントが聞かれるということがあります。各種イベント、多分、課を挙げて準備をして取り組んでいるイベントになろうかと思いますので、周知徹底のほうはしっかりしてほしいなと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

続きまして、②の庁舎移転に伴い一本化したシステム。システムといいますと、 先ほど町長のほうからもありましたけれども、現状のネットワークシステムをより 進めた形でのシステムというか、行政業務でいうと何と表現していいかわからない んですけれども、シナリオだったり業務の標準化、平準化等々があろうかと思うん ですけれども、現段階では環境面、Wi-Fi環境であったりとか、そういった環 境面だけの整備は考えているが、統一システム自体が難しいというところもあるん でしょうけれども、そこまでは考えていないということでよろしいでしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

先ほど、町長も答弁いたしました。まず、基本的には平成27年度の日本年金機構の情報漏えいを受けて、総務省からのそれぞれの守らなければいけない事項等を基本として進めなさいというところで、現在のところは、うちの町としてもその取り組みを行っております。引き続き、新庁舎でもそのような形で進めていくというところで、大きく環境面を変えるとかという部分は、今のところは出てこないというふうに思っております。

○3番(根釜昭一郎君)

わかりました。

一応この質問をしているのは、番号で言って非常に申しわけないんですけれども、 ⑤の議会へのタブレット導入についてどう考えているのかと。議会でしっかりと検 討してからの議案だとは思うんですけれども、タブレット導入等に向けた庁舎自体 の新庁舎の環境が整うのかどうなのかというのをお伺いしたくて、ここで挙げさせ ていただきました。

現段階では、まだ検討していないということですけれども、いずれは検討してい くということでよろしいでしょうか。

○町長(今井力夫君)

先ほど回答の場で申し上げましたけれども、まず議員の皆様がタブレットを使用することについてのいわゆる共通認識ができ上がった段階で、我々もそれにどう対応していくかというのを考えていかなければいけないだろうし、大変失礼な物言い

— 100 —

になりますけれども、それぞれがタブレットの操作技術というものをかなり高めていかないと、先般、我々は共同で研修を受けましたけれども、実際に私もタブレット動かして必要なデータをどの部署からどういうふうに抜き取ってくるかというのはかなり時間がかかったなと思いましたので、我々もそうでしょうし、議員の皆さんにおいても、双方でそれぞれ検討会議を持ちながら進めていったほうがよろしいんではないかなと。もし、これからのペーパーレス化の時代を考えたときにやはりこれは早急に取り組んでいく必要があるというような共通認識ができ上がれば、それに対する対応は当然とっていく必要があると思っております。

○3番(根釜昭一郎君)

議会へのタブレット導入、2番と5番を一緒にしてしまったんですけれども、タブレット導入に関しては、我々議会のほうも今後研さんを積んで、いずれは必要なシステムだと思い、活動に必要不可欠だと思うので、研さんを重ねていきたいと思っております。

次に、3番目なんですけれども、職員の労務改善策の一環としてRPA導入等を検討しているのかと。現在、確かに先ほど答弁にもありましたように、どの自治体も実証実験されている状態で、またおおむね実証実験を行っているところは大規模都市の業務、データの量が非常に多いところでの実証実験が行われていると思われます。ですが、本来でしたら、本当に人口の少ない都市がマンパワー不足はより深刻な状況に、大都市よりもより早い年数でそういう事態が発生するのではないかと思っております。

RPAではないんですが、労務改善策、職員の労務の業務の平準化等に関しては、 現在どのような取り組みをされているでしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

業務改善については、今電子化が叫ばれているところですので、その点についてできるところは電子化する、オートメーション、おっしゃったようにできるような形で検討を重ねていくことが必要だと思っております。

また、このRPA等について、AI関連しますが、システムの標準化というのが問題になってきます。どういう形で打ち込んだものが自動的にオートメーションで構成されていくか、そういうところもICT関連の職員等の育成も必要になってきますので、その辺も踏まえながら今後の検討課題とさせていただきます。

○3番(根釜昭一郎君)

すみません、流れのほうがIT、ICT化関連になっているんでやむを得ないんですけれども、IT化を除いたふだんの業務、職員の業務自体が平準化がなされて

— 101 —

いないように町民のほうから見受けられているという話を伺います。何々課でしたら、定時になりましたらすぐ庁舎から帰られていると。とある課になると、何時に帰っているかわからない。9時とか10時になって庁舎前を車で通ると、まだ明かりがついていると、まだ頑張っていると。そういう意味での労務の平準化、平ら化に関しては、現在どのような対策を。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

各部署において、業務の差があるというのは認識しております。そういうことで、 先ほど町長もありましたけれども、まず業務を知っている課でそのマニュアル化を 図っていくと。それに基づいて、新しく来た人もすぐに対応できるような、そうい うマニュアル化を進めていくことが大事だということで、既に各課にはそういうこ とで業務改革の中で行うようにということで、通知はしてございます。

○3番(根釜昭一郎君)

事務分掌等で業務は細かく分かれているとは思うんですけれども、業務を実際するに当たってのマニュアルは現在つくっておられるでしょうか。新庁舎で、先ほど町長もおっしゃったようにワンストップになったりであったりとか環境等も変わるんでしょうけれども、よりよい職員の働く環境を整えていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ペーパーレスへの取り組みですが、ペーパーレスもなんですけれども、今後必要になっていくであろうと。また、ペーパーレスできないところも間違いなくあるのは事実なんですけれども、現在、大まかな数字でよろしいので、ペーパーに関する費用みたいな概算みたいなのは出せますでしょうか。

[発言する者あり]

○3番(根釜昭一郎君)

なかなか突然言われても出せないとは思うんですけれども、一応ペーパーレス化へ取り組むのであるのだとすれば、町民への説明として、費用、町民の血税になりますので、それを現在幾ら使用しているところが幾らに減らすことができるからこれを町は進めていくんだという、示すためには数値の根拠というのは非常に大事になるであろうと思われるので、数値の面に関しても、ぜひ今後取り組んでいく際で構いませんので提示していただければと思います。

飛びますが、⑤番目は先ほど答弁したので割愛します。

システム構築へ向けて地域おこし協力隊の活用は検討していないのかということで、システム構築自体が現段階ではまだ取り組む体制ではないということでしたので、もし庁舎内でネットワークを含めて業務の標準化、様式の標準化を図っていく

— 102 —

中で、必要になりましたら地域おこし協力隊だけではなくて、専門の方の協力を仰ぎながら一部の職員に負荷がかからないような体制で整備を進めていっていただきたいと思います。

早いんですが、7番のフロアマネジメントの件に関してお話しします。

以前、本議会のほうで奥山議員のほうから副町長にフロアマネジメントといいますか、1階のほうに立って町民の皆様の対応をしてはどうかという指名があったんですけれども、実際立たれた経験はおありでしょうか。

○副町長 (赤地邦男君)

ご質問ありがとうございます。

私のほうはよく行くのは、トイレへ行くときによくフロアマネジメントに行って、 1階のほうで立ってお客様が来たら「こんにちは」ということでやっております。 それと、また会計のほうに行って、会計室のほうが一番見える場所なんですよね、 ずっと。そこでまたお客さんが来たらご挨拶したりしておりまして、マネジメント をやれということはまだやっておりませんので、ひとつご理解いただきたいと思い ます。

○3番(根釜昭一郎君)

私としては、この7番の質問と8番の接遇を同じような形で問いたかったんですけれども。

1階のフロア、本町の場合は1階、2階、本館のほうに3階、あと分室のような形で離れた形での課の配置になっているんですけれども、町を訪れる皆さん、基本的には本館の正面からまず入ってこられると思うんです。ここではフロアマネジメントという表現にしていますが、ホテルでいうとコンシェルジュであったりとか、そういうスタンスなんですけれども、その現場に立つことによってさまざまな気づきが生まれると思うんです。

新庁舎に移ってワンストップになったから総合受付を置くとか、フロアマネジャー的な方を配置されるとかというのではなくて、現状でフロアマネジメント、常に置く必要はないと思うんです、午前中のある一定の時間だけでも、町民の方の役場に来る際の観察ではないですけれども、何を目的にどういった用件で来て、どこに困っているとか、そういう気づきが生まれるのも、業務をされている職員のほうは自分の業務にどうしても一生懸命なので気づきがおくれたり気づかなかったりする点があるんですけれども、現状の段階でこういった職員の配置を検討はどうでしょうか。

○町長(今井力夫君)

総合窓口案内というような感じで私は今受けとりましたけれども、現在、本町におきまして、1階に税務課、保健福祉課、そして町民課、会計課がございます。今、窓口対応の皆様は、来庁される皆様に意識を非常に高めて上がっているのではないかなと思っております。気づいたところが、「何かお困りでしょうか」とか、「本日のご用は何でしょうか」というようなのを積極的に対応する方向が見えているのではないかなと思っております。

今現在、この古い庁舎の中で、新たに窓口案内を専門に担当する方を配置していく我々の人的余裕もございません。でも、私は今1階のフロアにいる皆様方が、先に気づいた方が声かけをしていくというのが、一番接遇の中では大切なことではないかなと。1人の窓口案内に任せるのではなく、役場に来られた方たちに対して全ての人が注意を向けているというのが、私はすばらしい接遇につながっていくのかなというふうに考えております。

ただ、ご指摘のように、耕地課とか農林課、子育て支援課とかが正面の建物には ございませんので、皆さんお気づきになったでしょうか、今、本庁の職員が、どこ どこの課はどこどこにありますという色違いで矢印をつけて創意工夫をしている部 分がございます。ああいうふうな工夫が今されているということは、そういうもの の必要性をスタッフは考えて、わからない人に少しでもわかりやすいようにという、 私としてはそういう配慮が生まれているのかなと思って感心しているところでござ いますけれども、まだ全ての面において完璧にされていないというご指摘は当然あ るのかなと思います。

今、我々ができる状況の中では幾つかの手を、今ご紹介したような手を打ったりもしていただいております。例えば、階段に今、黄色いテープを昨年度から張ってあります。あれは視覚障害者の皆さんに配慮して、階段がわかりやすいようにしていきましょうというようなことで、ああいうふうなことも職員の中から出てきたアイデアであそこまで持っていっておりますので、今後とも、我々といたしましては、職員の町民に対する挨拶、服装、接遇等についてはさまざまな研修も通しながら、そして、課長会の中では常に、課長にそれぞれの課において自分の課の職員に対しての指導はしっかりするようにというふうにこちらも指導しておりますので、少しずつでも改善させていきたいと思っております。

以上です。

○3番(根釜昭一郎君)

現在の接遇がよろしくないと言っているのではなくて、役場のカウンターの中から見る、中のほうから見て気づく点とは別に、外から中を見たときに気づくところ

— 104 —

がたくさんあるんではなかろうかと考えるんですけれども、町民課長、どうでしょ うか。一番窓口対応していると思うんですけれども。

○町民課長 (元栄吉治君)

先ほど町長からもありましたように、役場の正面玄関入ってきて一番先にあるのは町民課です。まず、お客様を見たときには、まず声かけをしているところです。 農林課とか耕地課とか、本庁舎以外にご用のある方は、場所がわからない方に対しては、そこまで職員が一緒に行って案内しています。それから、2階、3階に用がある方は、例えばちょっと足の不自由な方とかお年寄りに対しては、職員に電話をいたしまして、こういうお客様が来ていますけれども1階までおりてこれますかというような形で、1階で対応する方法もとっています。

今言いましたように、中から見てこういう対応をしていますが、また外から見てというのが、まだ実際に置いていませんのでなかなか言及することはできませんけれども、時々はカウンターの外に出て、例えば窓口に置いているチラシとか、そういうものを確認しながら、どのようにすればいいのかというのは常日ごろ気をつけているところです。

○3番(根釜昭一郎君)

接遇に関して私のほうから特にというあれではないんですけれども、場所を変える、引っ越しするというのは、非常に我々町民もすごい期待していますし、期待するがゆえに町民のハードルが現状より上がってしまったりとかというのもあろうかと思いますので、その際にはぜひ生かせるように、一方からの視線だけではなくて別方向からの視線のほうにも目を向けていただければと思います。

接遇に関してなんですけれども、また接遇ではなくて役場の業務としての対応に関してですけれども、事故ではないですがトラブル案件、またインシデント、事故につながる一歩手前だったなとかという案件の取りまとめとかは現在されていますでしょうか。

○副町長 (赤地邦男君)

いろんな案件がございますが、大きなそういった問題は抱えていない状況でございますが、各課で職員に起こった場合は総務課長並びに私のほうのところまで報告がくるようになっております。最終的には、町長に報告して対処しているという現状でございます。

○3番(根釜昭一郎君)

大勢の職員が働いているわけですから、先ほど言ったインシデント、ヒヤリ・ハット案件というのは、かなり各課から拾ったら出てくるのではないかと思っており

— 105 —

ます。この接遇に関してもそうですけれども、労務改善等に関しましても、このヒヤリ・ハット案件というのは非常に勉強になる案件になると思いますので、今後は一応ヒヤリ・ハット案件を起こしたからといってその職員を責めるのではなく、こういったときにはこうしたらいいねという職員の指導にも活用していけると思いますので、ぜひヒヤリ・ハットに関しては今後進めていっていただきたいと思います。それが住民サービスの向上へとつながっていくと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点だけ、接遇に関することなんですけれども、電話を知名町役場にかけた場合に、これ、とある町民の方から伺ったんですけれども、総務課は電話対応をしょっちゅうされているので総務課ではないんですけれども、総務課の名前を使わせてください。「知名町役場総務課です」と名前を名乗ってくれないと。本来でしたら、知名町役場総務課、誰々ですと。電話対応というのは、お互いの顔が見えないものですから、最初の対応がもう第一印象としてインプットされますので、ぜひ電話対応に関しましても、課の直通電話とかでしたら、耕地課、だれだれですと、しっかりとお名前を言うようご指導していただければと思います。電話をかける側もしっかり、私がかける場合にはしっかり名を名乗りますので、ご指導していただければと思います。

次に、9番の各種申請書類に必要なもの及び記入例等に関しては、現在インターネット等で閲覧できますけれども、本町ホームページを開設しているので、そこに差しさわりのない分だけでも記載できればと思って、また現庁舎の位置が、先ほど来あるように、申請する場所が離れていたりするものですから、そういった際のフローチャートぐらい――ぐらいという表現おかしいですね、 ぜひフローチャートをホームページに案内図的な形で、重立ったのは転入時、転出時になろうかと思いますので、その際の掲示は強く要請します。

最後になりますけれども、本町の庁舎建設に関しては、町民はすごく期待しておりますので、それと同時に、役場職員自体も大変期待していると思います。町民が使いやすい庁舎であると同時に、職員が働きやすい環境の庁舎をつくっていただければと心より要請して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(平 秀徳君)

これで、根釜昭一郎君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適

切なる対処をお願いいたします。昨日の3名、本日の3名、計6名の議員の皆さん、 ご苦労さまでした。

続けます。

△日程第2 議案第51号 知名町職員の給与に関する条例及び知名 町一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長(平 秀徳君)

日程第2、議案第51号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

それでは、ただいまご提案申し上げました議案第51号は、知名町職員の給与に 関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例についての案件であります。

国の人事院勧告に準じ、平成31年4月時点での国家公務員給与と民間給与の格差(0.09%)を解消するため、給料表の引き上げ及び令和元年12月期と令和2年度以降に支給する勤勉手当支給月数0.05月分の引き上げについて改定するものでございます。

第1条は、知名町職員の給料表と令和元年12月期の勤勉手当支給月数の改定、第2条は、令和2年度以降の勤勉手当支給月数の改定であります。第3条は、特定任期つき職員及び任期つき職員の給料表と令和元年12月期の特定任期つき職員の期末手当の支給月数の改定、第4条は、令和2年度以降の特定任期つき職員の期末手当の支給月数の改定であります。

以上、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

- 1ページ。
- 2ページ。
- 3ページ。
- 4ページ。
- 5ページ。

○9番(今井吉男君)

第3条、別表第1の特定任期付職員給料表と第2表の任期付職員給料表がございますが、本町で特定任期付職員とはどういう方なのか。それから、もう一点、任期付職員とは給料表が全然違いますけれども、それはどういう人たちを言われて。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

特定任期付職員というのは、研究職とか、そういう高度な技術を持っている任期 つきの職員を想定してございます。ということで、本町にはおりません。一般の任 期付職員については、包括支援センターの介護支援専門員、また保育教諭、そうい う方々を今のところ採用してございます。

○9番(今井吉男君)

じゃ特定任期付職員は本町にはいないということで。任期付職員の中で、これが23号までありますね、最高が。本町で一番高い方は何号ですか、任期付職員の中で号給が高い。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

手元に資料がございませんので、後もってお答えいたします。

○9番(今井吉男君)

この号給というのはどのように決められますか、総務課長が、どういう形で決めるんですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

これは国家公務員の人事院勧告を受けての改定になりますので、国家公務員、その中で決まったのを地方公務員も準用するという形で行います。

先ほどの任期付職員の最高号給は1の10号給です。

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

6ページ。

附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これでページごとによる質疑を終わります。 これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり 可決されました。

> △日程第3 議案第52号 知名町長等の給与等に関する条例及び知 名町議会議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長(平 秀徳君)

日程第3、議案第52号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第52号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

国の人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数をこれまでの3.35から3.4月へ改めるものであります。

第1条及び第2条関係は、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を改める ものであります。第3条、第4条は、議会議員の期末手当の支給月数を改めるもの であります。

第1条及び第3条の改正は、令和元年12月支給分から適用し、第2条及び第

4条の改正は、令和2年6月支給分から適用されることとなります。

以上、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。 質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1ページ。

2ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第53号 令和元年度知名町一般会計補正予算(第 3号)

○議長(平 秀徳君)

日程第4、議案第53号、令和元年度知名町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第53号は、令和元年度知名町一般会計補正 予算(第3号)についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ8,110万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,419万4,000円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、交付決定及び事業量の増減により国庫支出金、 県支出金、町債を増減し、繰入金を増額計上しました。

歳出については、再生可能エネルギーの活用を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費を新規計上し、国民健康保険特別会計繰出金を増額計上しました。

債務負担行為は、システムリース料等の追加、変更を行い、地方債は、旧学校給 食センター解体事業費債を追加し、その他事業量の増減に伴い変更を行いました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページから3ページ。

○10番(福井源乃介君)

地中熱関係の補助金、それから基本計画策定委託料等々が計上されています。庁舎建設に向けて、町長の地中熱、二酸化炭素を脱すというような形での取り組みだと思いますが、これについての構想等、今後の見通し等について説明をいただきたいと思います。

○町長(今井力夫君)

機会あるごとに私のほうで説明してまいりましたことでございますけれども、これからの低炭素化社会をどう築いていくかという上では、化石燃料の消費を減らしていくということは非常に重要なことだということを議員の皆様にもご理解いただいて、今進めてきているわけでございます。

これからのスケジュール等につきましてご説明申し上げます。

この12月の後半に掘削工事を行いたいと思っております。これが大体2週間か

ら3週間かかりますので、利用できる地下水が取れるのか取れないのかというものを確認していかなければいけないことになっておりますので、そしてこれについての報告を国のほうに2月第3週までには報告をしなければいけませんので、早ければ12月末から、遅くても年明け早々には掘削工事を行ってこれについての対策を練っていくつもりでございます。そういうスケジュールで動いていくつもりでございます。

以上です。

○10番(福井源乃介君)

非常に自然エネルギー、再生可能エネルギーの活用というようなことですばらしい取り組みだと思うし、また、国のほうの手厚い支援がないとなかなか実現しにくいところもあろうかと思います。私たちも五島市の洋上風力発電の視察等も行きましたが、やはり環境省を初め国の支援がないとなかなか難しいところもありますが、その辺の補助金、補助事業等の見通しについてはいかがですか。

○町長(今井力夫君)

今回、実施しますのは、あくまでも今回いただいている補助金につきましては、活用できるかという実験を行うという段階のものが今回のものです。実際にできるとなったときには、本庁舎にこれを導入していくことにつきましては、今現在はこれに係る総事業費の3分の2は国が補助するということになっておりますが、この制度は令和2年度で終了します。したがって、先般、私が東京に出張した折に、環境省のほうに担当課のほうに出向きまして、令和3年からさらに5年間、この事業が継続されますようにという要請活動も行ってきたところでございます。

また、この地中熱フォーラムに参加したという報告を昨日行いましたけれども、 地中熱利用促進協議会のほうも、国会議員等を通じて令和3年度以降もこの補助制 度が継続されるように要請活動を行っていくというふうなことを申しております。

また、きょうのニュースでは、小泉大臣のほうもCOP25の中で日本の再生可能エネルギーを積極的に活用していくというような旨を発表するというようなことも申し上げておりますので、国内外のほうで低炭素化社会に向けての動きというのが加速されていくのではないかと思っておりますので、今後も令和3年度以降この事業費が国のほうで推奨されるように、こちらとしては積極的に要請活動を行っていくつもりでございます。

○10番(福井源乃介君)

今回は掘削調査というようなことなんですが、あしびの郷周辺、全て出るような ところ全域の調査になるのか、それともピンポイントである程度の探査というか、

— 112 —

自信を持って掘れる場所があるのかどうか。

○町長(今井力夫君)

今回は、ある特定の場所を特定した中で行います。今先ほど私が申し上げた水を利用するかどうかというやり方と、実はもう一つ別の方法もございます。必ずしも水がなければできないかというのではなくて、水を利用したほうがよりランニングコストが非常に安うございますので、そういう意味で放熱用のワイヤーを地中深く入れるというのはかなり深くまで掘ったり高度な技術が必要になりますので、これを行うとかなり経費もかかるということです。

本町においては、雨水が全て地下に入っていくような地質構造になっておりますので、今回はおよそこのあたりが想定される場所ではないだろうかというようなあたりをポイントを決めておいて掘削工事を行っていただくというようなことを考えております。

○10番(福井源乃介君)

であれば、基本計画策定委託料というのは後の話じゃないかなという気もするんですが、ある程度確実に水脈がある、あるいは利用できるというような、ちょっと 矛盾するのかなというのが気になったんですが、その辺は、基本計画自体はどういう形になるんですか。

○町長(今井力夫君)

実際にこれはどの位置に庁舎を持ってくるのかというようなことを遠回しに聞かれているような感じもしておりますので、今現在、掘削を始めようと思っている場所は、現在、国営の水利事業所前を想定して掘削を行っていく計画でございますので、そういうものがございますので基本計画の中にこういう方向性を持たせているというふうにご理解いただければと思います。

○議長(平 秀徳君)

はい。ほかに。

○6番(宗村 勝君)

今回、早目に滞納収納状況という資料をいただいておりますが、町民税が約800万円未済額ですね。そのほかに基盤整備事業が4,000万円、住宅使用料1,700万円とありますけれども、町民税に比べて多いみたいな感じしますけれども、住宅使用料というのは公営住宅の入居料だと思いますが、余りに高額が残っているような雰囲気ですが、その収納活動等の説明をいただきたいと思います。

○建設課長(平山盛文君)

現在、公営住宅の使用料として滯納額が1,811万5,000円余りあるんで

— 113 —

すけれども、昨年度、例えば平成30年度においては、この表にもあるとおり136万円、140万円弱ぐらい。それ以前の滞納分が繰り越してあって、その分が過去もう一応失効というかあれがないんで、ずっと過去退去者の人やら、それから現入居者、それから亡くなった方等の債務がまだ残っていて、それの合計が1,811万5,000円ということでふえています。

○6番(宗村 勝君)

もう亡くなった方とか、もうどうしようもない方はもう不納欠損にするしかない と思いますけれども、まだ可能性のある方も多分当然いらっしゃるんじゃないかと 思いますが、以前、住宅使用料に関して裁判の話もありましたけれども、そういう ことも考えているのか、ちょっとお伺いします。

○建設課長(平山盛文君)

過去、平成28年度、29年度、各1件ずつ告訴をしまして、その中で2件とも 和解は成立して滞納分を徴収できた経緯があります。

○6番(宗村 勝君)

それで徴収できたのは、多分裁判するからということで解決したと思いますけれども、やっぱり簡単に不納欠損してはいけないと思いますので、できるだけ努力して、さっきの基盤整備事業も含めてですけれども、中野議員が自主財源がないと質問しておりましたけれども、そういう掘り出しもぜひ必要じゃないかと思いますので、できるだけ頑張っていただき、解決に向けていただきたいと思います。終わります。

○2番(外山利章君)

総括してお伺いしますが、来年2020年度1月以降に船舶の燃料上がりにかかわる硫黄分濃度の国際的な規制が変わって、これまで使用していたC重油が使えなくなって新しい適合重油を使う SO_x 規制が始まりますが、それにかかわるフェリー会社からのどれぐらいの値段が運賃が上がるという情報であったり、また町民にかかわる影響というものは把握されておりますか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

申しわけございません。今初めて聞いたことでございまして、運送会社等からの まだ情報提供がありませんので、またお伺いしておきたいと思っております。

○2番(外山利章君)

これは農業関係の中で、運送会社のほうからこういうことがありまして、もう確実に値段が上がりますということで、例えば花を出荷する、農産物を出荷する場合の運賃が上がるので、その分はこれからの運賃の増加は見込んでいてくださいとい

— 114 —

う形で、運送会社のほうから情報提供がありました。

それになりますと鹿児島までの運賃は今、輸送コスト支援事業で支払われている 分があるんですけれども、フェリー運賃であったり、そういう部分というものも値 上がりが今後見込まれることから、島民に対しての影響というのはすごく大きい部 分が出てくると思います。

この部分に関しては、県であったり国であったりというところに要望が必要と思いますので、町長も情報を早いうちに仕入れて、国会議員だったり県会議員に対しての要望というものを上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長(今井力夫君)

二酸化炭素排出等もこれには十分絡んでおりまして、ご指摘のようなC重油の使用というのが世界的にとめられていくということはもう承知しておりまして、これにつきましては、12市町村の中で既に前回の要請活動の中でも、値上げがあったときにはこれに対する地域住民への影響が大きくならないようにということは、今の段階で我々は口頭での申し入れをしておりますので、どれぐらいの上昇になってくるかというのが把握され次第、それについては文書等によります要請活動がまた行われるものだと思っております。

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

○7番(大藏哲治君)

行政報告の中で、町長から職員の採用試験の内容について話がありましたけれども、9月の採用試験の中では必要な人数が確保できていないので、2月にもう一度採用試験をするという説明をいただきました。そして、2月の採用試験には、対象者として新卒者だけなのか、それとも中途採用もあり得るのか、その辺、説明をお願いいたします。

○町長(今井力夫君)

今回、2次募集につきましては、年齢等につきましては前回提案してある部分で行ってまいりますけれども、その中途採用というのは年度途中で採用してくるかということではないわけですね。

[発言する者あり]

○町長(今井力夫君)

年齢を上げ、もう少し上がるかということにつきましては、一応今回の募集につきましては、1次で行った募集内容で行っていく予定でございます。

○7番(大藏哲治君)

ということは、新卒者が対象ということですよね、それでいいですか。

○町長(今井力夫君)

おわびして訂正します。一般で35歳まで上がるということです。

○7番(大藏哲治君)

今、町長から35歳までという説明をいただきましたけれども、今、国では就職 氷河期の40歳まで正規に雇ったらどうかという報道もなされておりますので、本 町も人口減少でだんだんそういう働き手も不足している中でありますので、実際に そういう対象者が知名町にいるかどうかはわかりませんけれども、国のほうにおい ても就職氷河期における正規雇用を民間にお願いするという話も出ておりますので、 知名町においても40歳前後の皆さんまで採用の中に広げてもらえないかどうかと いうことをお願いしたいんですけれども、どうですか。

○町長(今井力夫君)

来年度実施します採用試験等の年齢につきましては、今後、我々が検討していく 課題の一つだと考えております。今回は既に募集要項も出してありますので、その 流れで進めさせていただきたいと思っております。

○7番(大藏哲治君)

40歳前後まで、もし対象が島外におったら島に帰ってくるということもあり得ますので、ぜひ年齢を引き上げて採用試験のほうをお願いいたして終わります。

○10番(福井源乃介君)

一般質問の中で、庁舎建設等々について幅広く質問がありましたが、その中で1つだけ気になる答弁が、償還計画についてはおおむね3,000万円前後の25年返済というような方向性が示されましたけれども、無駄な利息は払いたくないんですよね、やっぱり誰でも。ですから、基金が4億5,000万円もあるわけですので、全額投入して、そして、例えば5,000万円の15年あるいは十二、三年というような形でしていくのがベストかなというふうな感覚を持っています。

また、財調から5,000万円繰り入れて5億円頭金というような形で投入すれば、非常に理解を得られるんじゃないかなと思うんですが、3億円しか投入しない根拠は何ですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

資金のシミュレーションについては、今予定の段階でございます。あれが全てではございません。今後の検討の中でも、またそういう意見が出てくると思いますので、その時点でまた考えたいと。

また、4億5,000万円ありますが、庁舎を建てるだけじゃなくて解体の部分

も出てきます、必ず。その分の資金手当についても残しておく必要があるのではないかという意見もありますので、そういう点で3億円という形で試算をさせていただきました。

○10番(福井源乃介君)

シミュレーションもわかりますけれども、やはり貯金もある程度使って、公債費 比率が1%上がったぐらい、別に大したことでもないんで、やはり長いスパンでや るともうほとんど利息ですよね、町の町債に関しても。やはり余分な利息を払うと いうのではなくて、ある程度貯金、基金がありますので、それも生かしながらやる のがベストかなと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○町長(今井力夫君)

先ほど、総務課長が答弁したことを、我々、スケジュールの中では考えておりますので、いつどれだけの想定していない出費が出てくるかわかりません。財調の部分におきましては、大規模災害等が起こったときにはそれに対応するだけのものを残しておかなければいけないという万が一も考えて、私たちは試算してまいりたいなと考えております。

それから、昨日も申しましたけれども、来年度から地方債がこの3年間、10億円を超していくと。このような状況を考えていたときに、ある程度の町としての余裕の部分も持っておく必要があると思っておりますので、いろいろなものを勘案しながら、我々としてはどれぐらい置かれてどれぐらいのスパンで返済していくかというのは計算していく必要があると思いますので、おっしゃるとおりに無駄な部分は我々も最小限に抑えていきたいし、かといって大盤振る舞いしたときに、今度は考えている事業が打てなくなってくるということもございますので、いろいろなものを勘案しながら、返済、年数、金額等については計算していきたいと考えております。

○10番(福井源乃介君)

頭の痛い案件だと思いますが、できるだけ余分な利息は町民にとってもやはり税 金ですので、その辺もシミュレーションをしながら考えていただければと思います。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

第2表、債務負担行為補正、4ページ。

第3表、地方債、5ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。 歳入、8ページから。

○5番(西 文男君)

8ページの歳入の国有の中で、補正が462万円ありますが、これは場所はどこの場所ですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

大山自衛隊基地のレーダー基地の基地交付金になります。

○5番(西 文男君)

これは自衛隊の基地ということですが、これ一括で当初予算ではこれだけの金額 ということはわからなかったんでしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

当初予算の時点では内示額というのが届いてございませんので、大体の年間の交付金の額を考慮して当初では算定してございます。

○5番(西 文男君)

ということは、来年は、これ 2, 3 0 0 万円に減価償却をした数字で当初予算を 組むという解釈でいいですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

そのとおりでございますが、この基地交付金については年によっては全体の額が 増額になる場合がございます。今回については、その全体の額が増額になったとい うことで、こういう形で増額分を計上させていただきました。

○議長(平 秀徳君)

はい。ほかに。

9ページ。

進めます。

歳出、10ページから。

○7番(大藏哲治君)

これも行政報告の中でありましたけれども、サトウキビの夏植えのことについて 町長から説明がありまして、現在、8号、22号から夏用27号へ移行すると考え

○議長(平 秀徳君)

大藏君、歳出の10ページ。

○7番(大藏哲治君)

10ページかな、その分です。よろしいです。移行するとお話がありました。

[発言する者あり]

○7番(大藏哲治君)

今だめか。却下。

○議長(平 秀徳君)

- 10ページ。
- 11ページ。
- 12ページ。

○9番(今井吉男君)

12ページの2款の総務費で、その中の8目の光ファイバー管理費のほうで関連で、ことしの4月に和泊町から本町に転入した方が光ファイバーの工事を申し込んだんですが、まだ6カ月になっても工事が終わっていないと。こういう形では、もうちょっと、どういう流れでどこの業者が受けているのか、その辺の流れがわからない。もしそうであれば、途中でこうこうでいつごろになりますよとか、その流れをわかっていないからもうぜひということで質問しますけれども、今現在どうなっていますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

申しわけございません。その情報は今、私のほうに届いておりませんが、すぐ会議が終わり次第、内容を確認して、その当本人にもおわびを入れて早急に対応するようにしたいと思っております。

○9番(今井吉男君)

やっぱりもう半年もそのまま放置しておくのはちょっとおかしいんじゃないかと思いますので、その流れも申し込んでいつごろにできるというの、一つのそういうのもやっぱりパンフレットみたいなのをつくって渡すべきじゃないかと思いますので、業者に、もう正月、12月までできるか、年末になると余計来ないんじゃないかと心配していますので、ぜひ早目に対応していただくよう要請して終わります。

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

12ページ。

○5番(西 文男君)

15目、補正が150万円ついています。業務委託料、これ何にどうやって、具体的にどこに支払いますか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

この事業に関しましては、国のスポーツ庁の事業をいただいて行っている事業で

ございます。今回、この対象といたしましては、育児や仕事などでなかなかスポーツをする習慣が途切れがちな女性を対象に、ヨガ、整体、食の各プログラムを準備して今年度行っている事業でありますが、当初予算でいわゆる補助対象、システムリース料を当初組んであったんですが、それが補助対象にならないというところで、あわせてその内容を業務委託をDig Sportsスポーツというところと実施委託を結んでの内容であります。予算としては組み替えというところになります。その後、業務委託料で再度更正をかけて契約というか、こちらのほうの処理をしたいと思っております。

○5番(西 文男君)

説明資料、Dig Sportsに実施する業務委託、それは、総額は750万円余りになっていますよね。そのうち150万円は補正かけた増額のやつなんですけれども、その150万円全てが業務委託料ということですか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

そのとおりです。150万円をそのまま業務委託料という形になります。

○5番(西 文男君)

150万円の委託料の内容は、本当に業務だけで150万円もするんですか。比率的に非常に高いと思われますが。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

すみません、もう一度、中身を確認して答弁させていただきます。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

○2番(外山利章君)

16目の官民連携推進事業費についてお尋ねいたしますが、説明書によりますとフィットネスのフランチャイズを展開する企業との連携ということですが、よろしいですか、課長。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

はい。

○2番(外山利章君)

これ、具体的にはフィットネスジムを開設するという形でしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

旧知名保育所におきまして、保育所が閉所した後、企画振興課のほうで財産管理 を行っておりましたが、その旧知名保育所の遊戯室にフィットネス環境を整えるた めの施設改修を行いたいというところで、中身としましては、その遊戯室の改修等 を行います。あわせて、じゃそのフィットネスの器具等はということですが、現在町民体育館の 2 階のほうにもフィットネスの器具がございますが、それと別に、株式会社 F a s t F i t n e s s J a p a n というところからマシンを、中古になりますが、5 年前後使った機材を無償で提供するというシステムに相談をいたしまして、それを導入すると。そのかわり場所を設置しておいてくれという流れができましたので、今回、その旧知名保育所の遊戯室に改修を入れてそのような整備を行うというふうな内容でございます。

○2番(外山利章君)

町民の健康増進のためにフィットネスジムというのは非常に需要があるのかなとは思うんですけれども、器具は寄附ということで。この会社のホームページを見させていただきますけれども、フィットネスジムの経営をされている会社ですよね。 知名町において、その会社がフィットネスジムを同じような形で運営するという形でしょうか。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

フィットネスのフランチャイズを提供しているFast Fitness Japan、その企業としましてはマシンを提供するというだけでございます。この施設の運営に関しましては、現在、<math>NPO法人沖永良部スポーツクラブ・ELOVEのほうに、今後運営をしていくというふうな相談をしております。

○2番(外山利章君)

それでは、今後大体どれぐらい年間運営費というものを試算されているのかというところを聞かせていただいて、今回の質問は終わりたいと思います。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

神永良部スポーツクラブ・ELOVEのほうから、今後の活用と、あと想定するいわゆる金額等をいただいております。現在のところ、数字の出し方ですが、日本のフィットネスジムの会員の人口比率というのが3.35%というふうな数字が出ているようです。知名町の人口が約6,000人ですので、その3.35を掛けると約200名と。その200名のうち大人の方を大体160名、学生を40名想定して、月額、今のところ案でありますが、一般の方は月3,300円、学生の場合でしたら月1,650円税込みで想定をしておりまして、月、大体59万4,000円の想定収入という形で資料はいただいております。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

13ページ。

14ページ。

進めます。

15ページ。

○7番(大藏哲治君)

先ほどは失礼しました。本来ならば、総括で質問する事項でありますけれども、 ここでの質問をお許し願いたいと思います。

これも行政報告の中でありましたけれども、キビの問題でありますけれども、キビの8号、22号から夏植えは27号へ同時期に移行するという考えであるという話をいただきました。

農林課長に伺いますけれども、今多くあるハーベスターで、それは27号に移行 した場合は12トン以上が予想されるんです、単収の。それで処理する能力がある のかないのか、どう思いますか。

○農林課長(上村隆一郎君)

まず、冒頭あったことについてちょっと補足して説明させていただきたいと思います。

今、農業開発組合のほうで優良種苗を生産し、供給しておりますけれども、その品種構成においては5つ生産し、種苗として供給しているんですけれども、夏植えに対する種苗、それから春植えに対する種苗の品種構成があるんです。また農林27号という奨励品種ができてきましたので、これについては夏植え向けで非常にいいという特性がございますので、夏植えについては農林27号を少しふやしていこうということと、それに合わせて若干8号、22号をちょっと減らしていこうという、そういったことでございます。

春植えについても、今まで5品種供給していたわけですけれども、春植えについては農林30号、これをちょっと少し高めて、ほかのものをちょっと減らしてバランスをとっていこうとそういったことでありますので、その点はご理解をいただきたいと思います。

27号へ入ってまいりましたけれども、これが今後収穫をされていくわけですけれども、途中の段階の今報告を受けているんですけれども、非常に夏植えでした場合にいいと、またそれを夏植えからの株もいいということは伺っております。これが今後ハーベスターで収穫されていくわけですけれども、この収穫については、また今期分でどういう状況だったかということはあるかなと思います。

サトウキビについては、ことし、かなり台風も少なかったので非常にいい状況かなと思いますけれども、こういういい状況の期は過去も平成29年度あったわけで

すけれども、そのときにやったのが夏植えで非常に収量がよくて、既存のハーベスターでは刈りにくいという圃場がかなりあったかと思いますので、今期についてもそういった状況、それから27号に対するハーベスターの収穫の状況、そういったところは検証していく必要があるかなというふうに考えております。

○7番(大藏哲治君)

質問した理由は、27号になった場合、ハーベスター、今多くある、若干1台か2台かだけはちょっと処理能力の高いハーベスもありますけれども、多くあるハーベスターでは27号に移行していった場合、将来的に移行した場合、処理する力のあるハーベスはなくなってくると思うんです。だから、それに備えて早目に新たなハーベスター購入の補助事業も大型化に向けて考えておくべきだと思いますので、今より処理能力の高いハーベスター購入の補助事業についてぜひ進めていただきたいと思います。要請します。お願いします。

○農林課長(上村隆一郎君)

ハーベスターの状況が、今収穫率がもう97%を超すような状況になってきておりますので、その中で生産側の課題としてもやはり単収を伸ばしていくということが非常に課題になってくるかと思います。今現在進められている国営地下ダムの畑かん施設の整備によりまして、かなり単収も向上してくるかなと思います。

そういったことで、収穫に対するハーベスターの能力も若干また、議員がおっしゃったように能力の高い機械も入れる必要があるかなということは想定をしておりますので、そういった地域の実情に合わせて進めてまいりたいと思います。

ちなみにですけれども、今年度2台、知名町で新しくハーベスターが入ってきましたけれども、その2台とも100馬力ということで、かなり能力の高いものが入ってきている状況です。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

- 16ページ。
- 17ページ。
- 18ページ。
- 19ページ。

○9番(今井吉男君)

9款の教育費の中で、小学校・中学校備品購入や修繕費等が計上されておりますが、先週の土曜日、12月7日に旧知名町学校給食センターの物品公売会が開催され、話によりますと約150名ほどの皆さんが参加されて大盛況だったということ

ですが、その売り上げというのは幾らぐらいですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

今、議員が言われるように、私も9時前から行って、これほど来るのかなと思う ぐらい大盛況で150人は超えているかなと思っております。売り上げで64万 5円の売り上げがございました。

○9番(今井吉男君)

教育費にこれは全部充てるということで要望を出してありますので、ほかに使わないように、ぜひ、こういう学校関係にだけこのお金を使うように、町長。ぜひ、総務課長、ほかに一般会計に出さず、これ教育費に必ず使うように要請して終わります。どうですか、一応もう一回、総務課長に確認してから。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

要請ということで、真摯に受けとめておきます。

○6番(宗村 勝君)

ただいまの今井議員の質問したのに関連してですが、同じく12月7日に公売を されたんですけれども、大盛況だったということを聞いております。

私、何度もたびたび申し上げておりますけれども、それをインターネットによる公有財産にすると、多分もっと売り上げがあったと思います。あの釜とか、全国には欲しい方たくさんいると思うんです。永良部の人はいないものであれだけの価格になったと思いますけれども、ぜひこういう公有財産とか、そういうのは全国に知名町の名前を売るためにもぜひやってほしいなと。一度やれば多分できると思いますけれども、ぜひ各課の皆さんでそういう公有財産があった場合、町内で消費するのもいいかもしれませんが、売れ残った場合、町内の町民に渡すのもいいんですけれども、全国に宣伝しながらやると、価格も60万円どころじゃなかったと思いますけれども、ぜひ学校教育課長の今後のお考えをお聞きしたいと思います。教育長でもいいですよ。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長兼学校給食センター所長(迫田昭三君)

以前にも宗村議員からご提案があったんですが、アカウントと言うんですか、それをヤフーとかに出す場合のアカウント、町としてどういった形でどこの課が管理をしていくかと、そういったものも今後詰めていかないといけない部分があろうかと思います。そういったことで、今回については町内における公売という形をとらせていただきました。今後については、また今後、役場内で検討していく必要があろうかと思っております。

○6番(宗村 勝君)

ずっと前から言っていることで、一度やれば多分できると思うんです。多分、税 務課の皆さん、ヤフーからそういう講師も来ていると思いますけれども、課長、そ うですよね。

○税務課長(甲斐敬造君)

現在、税務課のほうでの公売につきましては、両町合同公売会ということで、当日じかに見ていただいて公売をしていただいているんですが、まだインターネットで一応、ほかの市町村の状況を現在確認といいますか、状況を見ている状況で、まだ税務課としても、インターネットでの公売ということはまだ検討しているところでございます。

○6番(宗村 勝君)

全国の各市町村、結構出しております。ごらんになっている方はわかると思いますけれども、アカウントをとるのは、私やったことないんですけれども、そんなに難しいことじゃないと思います。一度そういうのをとって、一度やれば次々、知名町の名前を全国に知れ渡ることができると思いますので、宣伝プラス売り上げアップのためにぜひ取り組んでいただきたいことを要請して、終わりたいと思います。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

○7番(大藏哲治君)

小学校の管理の問題についてお尋ねします。

知名小の正門、屋内体育館の新築の記念事業で、そのときに今きれいにされていますけれども、その以前にあった正門、町道というか、町道の一番上にある昔の正門が、もう旧態依然で、知名小学校と書いたまま古い校門が残って、みすぼらしいという感じで建っておりますけれども、それを撤去すると、それは校門をつくるときにここは学校敷地じゃない、学校の管轄じゃないということを言われてそのままにしてあったんです。それがまだもう何十年もそのままにしてありますので、そこをその校門を撤去して、そこは、ただいいかげんにつくったような階段で学校におりるというふうになっておるんですけれども、そこを階段ももうちょっときれいにしてスロープにするなり、何かしらの整備ができないかなと思うんですけれども、これは教育長か、副町長か、誰か返答をお願いします。

○教育長(林 富義志君)

この正門に関しては、住民の方から、何とかならんかということで相談がありまして、まず境界というか、土地そのものがどういう状況になっているかという、両サイドの所有者、それから道路そのものが校門の敷地が誰の所有なのかというのを

— 125 —

まずはっきりしてから、確かに老人があそこをおりていくのはちょっと難しいというような昔ながらの階段になっておりますので、やっぱり改良する必要はあるというふうに思っております。

ただ、これ所有者が誰かであるかによって、道路というふうに捉えておればちょっと建設課と協議して、どういう形にするかとか協議しなければいけません。今、 土地の所有者と境界を調べさせて、教育委員会で調べてやっております。

○7番(大藏哲治君)

前向きに進めているようでございますので、ぜひお願いします。終わります。

○議長(平 秀徳君)

はい。進めます。

- 20ページ。
- 2 1ページ。
- 22ページ。

○2番(外山利章君)

6目の文化財費についてお尋ねします。

生涯学習課長、先日、高倉の補修費ということで予算がついているわけですが、 先日、住吉の有志のメンバーで高倉の補修ということを行いました。若いメンバー が四、五人で刈ったカヤを損傷していた場所に行ったんですけれども、足場を組ん で、それを全部補修を行うまでにもう丸々1日かかったという状況で、その補修の 際に見たんですけれども、中から薄くなって外が見えかけているところがあるとい うことで、ただそのカヤが全然足りなくて、そこまで補修できなかったというのが 現状なんですけれども、もう来年度には確実にもうそのままであると穴があいてい くんじゃないかなというところで心配をしておりますが、それに対して生涯学習課、 文化財を管轄をする課としてどのように思われますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 (榮 照和君)

今、外山議員がおっしゃるように、少し補修をしなければならないところがあります。それで、令和2年度の当初予算に補修額を盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○2番(外山利章君)

財政と調整をしてという話がなかったのであれなんですけれども、本当に字の 方々も、やはりそこの字のシンボルということで放送したところ、もう年配の方も 見に来ていただいたり、青壮年団が中心になって一生懸命協力できる部分は協力す るんですけれども、やはりあれ多分、全面改修となると竹をとりに行ったりカヤを とりに行ったりすると、もう二、三週間は優にかかるんじゃないのかなと思ってい ます。

やはりそこまで個人的な地域のものだからということで、負担をかけるということもなかなかできない部分がありますので、字でできる分に関してはできるだけ字でできるような形で、また今度、高倉保存会もつくろうということで話を進めておりますので、その中で役割分担も決めながらしていきたいと思いますので、また町のほうにおいては、ぜひその点も配慮していただいて、またそういう予算づけにも協力していただきたいと思います。これは要請で終わります。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

23ページ。

2 4ページ。

○3番(根釜昭一郎君)

2.4ページの災害復旧費、先日、耕地課のほうでお話しした場所だと田皆の平増 すに当たると思うんですけれども、工期をどの程度予定しているのかというのと、 近隣がほとんどサトウキビの圃場になりますので、通行どめ等が発生する予定なの かどうかという2点、お伺いします。

○耕地課長 (窪田政英君)

すみません、工期につきましては、今ちょっと確認ができておりませんが、いずれにしても今年度中に早期に。といいますのは、ため池の脇の道路が、ガードレールがもう浮いている状態になっておりまして、これが中のほうへ侵食が進んでいきますと、通行そのものができなくなる可能性があるということで、これは急ぎで対応しようと思っております。

なお、今キビの収穫時期にも重なっておりますので、当然、車両の運行について は迂回をする必要があると思いますので、そのあたりは現地の道路状況を確認しな がら、迂回の情報を流して協力を求めていきたいと、このように思っております。

○3番(根釜昭一郎君)

現状の段階でこの補正額になろうかと思うんですけれども、現場のほうを把握していると思うんですけれども、工期がおくれる、用意ドンがおくれればおくれる分だけ多分広がっていくので、現在でしたらキビ運搬車1台、右のほうに寄れば辛うじて通れるかなという状況ですけれども、あれがもう少し崩落が進んだら交通災害もあり得る状況になってくるので、一日も早い整備をよろしく、強く強く要請しま

— 127 —

す。事故の起きる前にお願いします。

○議長(平 秀徳君)

はい。要請ですね。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

しばらくお待ちください。

○企画振興課長(髙風勝一郎君)

申しわけございません。先ほど答弁できなかった部分、また答弁いたしましたけれども、訂正等含めて再度お答えさせていただきます。

補正予算の12ページ、まず西議員からありました15節のスポーツによる地域活性化推進事業費、業務委託料の150万円につきましてです。

当初予算を組んだときに、健康能力を判定する機器等の内容をリース料で組んでおりましたが、その内容でなく業務委託の中で組みなさいというふうなことがありまして、今回その150万円を業務委託料に組み替えるという内容でございました。150万円の増額というふうな内容になります。

それから、その次の外山議員からの16節の官民連携推進事業費、今後、旧知名保育所の遊戯室においてそのフィットネスの関係を進めていくわけですが、その運営については、先ほどNPOのELOVEのほうでというふうにお答えいたしましたが、当面は町のほうで、窓口は生涯学習課のほうになりますが、そちらのほうで運営して、その後、状況を見てその後にNPO法人に引き継いでいくというふうな考えで現在進めようとしております。

以上です。

○議長(平 秀徳君)

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第53号、令和元年度知名町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和元年度知名町一般会計補正予算(第3号)は、 原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後3時15分から再開します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時15分

○議長(平 秀徳君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第54号 令和元年度知名町国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)

○議長(平 秀徳君)

日程第5、議案第54号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第54号は、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ1,189万1,000円増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ10億2,534万円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、県支出金、繰入金をそれぞれ増額計上しました。

歳出については、総務費、保険給付費、諸支出金をそれぞれ増額計上しました。 詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(平 秀徳君)

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平 秀徳君)

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第54号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和元年度知名町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第6 議案第55号 令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(平 秀徳君)

日程第6、議案第55号、令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第55号は、令和元年度知名町合併処理浄化 槽事業特別会計補正予算(第1号)についての案件であります。 今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ148万円追加し、歳入歳出予算の総額を2,742万4,000円と定めました。

主な補正内容は、歳入については、平成30年度決算の確定により繰越金を 144万4、000円と定めました。

歳出については、市町村設置型浄化槽整備事業費を130万円増額計上しました。 詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

○10番(福井源乃介君)

ちょっとおもしろい話をしたいと思いますが、過去に東山議員が、まさか議員の中に接続をしていない議員はいないでしょうという質問をしたら、あるA議員がすぐ接続をしたというおもしろい話を聞いているんですが、まさかこの中につないでいない議員はいないんですよね。

[「います」と呼ぶ者あり] 「「いるのか、確認」と呼ぶ者あり]

○耕地課長(窪田政英君)

おりませんと申し上げたいんですが、今ここにいらっしゃる皆さんに限って、いるのかいないのかということで即答がちょっとできません。調べることは可能ですが。

[「ああ、じゃ行きます、そっちに」と呼ぶ者あり]

○耕地課長 (窪田政英君)

はい。じゃ後でよろしくお願いします。

[「上下水道の委員長をしていますので教えてください」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第55号、令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、令和元年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正 予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第56号 令和元年度知名町土地改良事業換地清算 特別会計補正予算(第2号)

○議長(平 秀徳君)

日程第7、議案第56号、令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第56号は、令和元年度知名町土地改良事業 換地清算特別会計補正予算(第2号)についての案件であります。

今回の補正は、第四知名東部地区の換地清算金の確定に伴い、歳入歳出をそれぞれ6,564万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,939万9,000円と定めました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、1ページ、2ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第56号、令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、令和元年度知名町土地改良事業換地清算特別会計補 正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第8 議案第57号 令和元年度知名町水道事業会計補正予算 (第1号)

○議長(平 秀徳君)

日程第8、議案第57号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第1号)を 議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第57号は、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第1号)についての案件であります。

今回の補正は、収益的支出に240万4,000円を増額し、資本的収入を2,070万円減額し、資本的支出を1,541万2,000円減額しました。

主な補正内容は、収益的支出において、職員の人事異動に伴い給料、手当、法定 副利費を増額計上し、会計システムの消費税増税対応のため委託料を増額計上しま した。

資本的収入において、企業債を減額計上しました。

資本的支出において、職員の人事異動に伴い給料、手当、法定福利費を増額計上 し、水道管の布設がえ工事のため、直営工事費を増額計上し、その他委託料を減額 計上しました。

詳細については、お手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。質疑。

○6番(宗村 勝君)

新しい水源の試掘が終わったのかどうかわかりませんが、終わった場合、その結果どうなったのか、お聞かせください。

○水道課長(山田 悟君)

試掘調査は終わりました。口径150ミリを計画し、100メーターを計画していましたが、現在、水深を102メーターほど掘ってあります。あと、深度をポンプ設置を75メーターにして、日量、今現在1,100トンほど上がっています。以上です。

○6番(宗村 勝君)

工事期間内に多分終わったと思いますけれども、池上参事、多分終わるとお聞き しましたけれども、終わりましたか。

○水道課参事 (池上 末亮君)

すみません、以前、上下水道運営委員会のときに工期期間内に完了すると申し上げましたが、若干51日ほど工期を延長しまして、掘削の途中、どうしても岩盤がかたい硬岩に当たりましてなかなか進捗が思わしくなく、11月20日まで工期を

延長しております。

○6番(宗村 勝君)

それは新しい水源も利用可能という理解でよろしいと思いますけれども、町長、 最近、硬度低減化の話題も出てきませんが、どういうお考えなのか、その水源を利 用できるのか伺います。はい、どうぞ。

○町長(今井力夫君)

硬度低減化については、これはぜひ進めていきたい事案だと考えております。先ほどありましたように、今現在の150ミリの径では1, 100トン可能だと算出されておりまして、この径を例えば250、300ミリの径まで広げていきますと、知名町で利用する4, 000トンはこの井戸1本で可能になります。ただ、この井戸1本を使用してしまうと万が一がありますので、できますれば予備として今の第2水源と、あと1カ所試掘をすることによって新たな井戸を1本確保しておくことによって、全てこの大山周辺にある水源で可能になりますので、硬度低減化の建屋を今までは2棟考えておりましたけれども、1棟の建設で済むのではないかというふうに試算しておりますので、役場庁舎建設等々が終わりましたら、この問題については対応していくつもりでおります。

以上です。

○6番(宗村 勝君)

町長は、ある場所で2年以内に実現すると公言したことありますけれども、覚えていると思いますけれども、今もう庁舎建設で一生懸命だと思いますので、早目にというか、いつにできそうだということをまず案でもお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

○町長(今井力夫君)

国の補助率が、今現在、上水道において4分の1になっておりますので、このかさ上げを今、国のほうにずっと申請をしております。あと、これのかさ上げと、それから一般会計の中でどれぐらい使えていくかというのを試算していかなければいけませんので、そういう意味では、早くて役場の庁舎建設が終了した段階からスタートしてまいりたいと思っておりますので、まずは国のかさ上げが最初の段階になってくるかなと思っておりますので、明確な時期をいつからと言うのはなかなか国との要請活動次第で決定していくかなと考えております。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。

補正予算、1ページ。

実施計画書、2ページ。

次に、実施計画明細書、3ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで、ページごとによる質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第57号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、令和元年度知名町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす12日は午前10時から会議を開きます。

ご起立ください。お疲れさまでございます。

散 会 午後 3時36分

令和元年 第4回知名町議会定例会

第 3 日 令和元年 12 月 12 日

令和元年第4回知名町議会定例会議事日程 令和元年12月12日(木曜日)午前10時00分開議

1. 議事日程(第3号)

- ○開議の宣告
- ○日程第1 議案第58号 沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部変更について
- ○日程第2 議案第59号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制 定について
- ○日程第3 議案第60号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例の制定について
- ○日程第4 議案第61号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について
- ○日程第5 決定第 7号 知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めること について (西田 盛起)
- ○日程第6 決定第 8号 知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めること について(園田 公子)
- ○日程第7 発議第 5号 議員派遣の件について
- ○日程第8 決定第 9号 閉会中の継続審査の件について
- ○日程第9 決定第10号 閉会中の継続調査の件について
- ○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員(12名)

議席番号		氏	名		議席番号		氏	名		
1番	新	Щ	直樹	君	2番	外	Щ	利	章	君
3番	根	釜	昭一郎	君	5番	西		文	男	君
6番	宗	村	勝	君	7番	大	藏	哲	治	君
8番	中	野	賢 一	君	9番	今	井	吉	男	君
10番	福	井	源乃介	君	11番	奥	Щ	直	武	君
12番	名	間	武忠	君	13番	亚		秀	徳	君

1. 欠席議員(0名)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長福永勝人君議会事務局主査池田勇夏君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏	名		職名		氏	名		
町 長	今 井	力 夫	君	会計管理者兼会計課長	大	Щ	幹	雄	君
副 町 長	赤地	邦 男	君	税務課長	甲	斐	敬	造	君
教 育 長	林	富義志	君	町 民 課 長	元	栄	吉	治	君
総 務 課 長	瀬島	徳幸	君	保健福祉課長	新	納	哲	仁	君
総務課参事	村 山	裕一郎	君	水 道 課 長	Щ	田		悟	君
企画振興課長	髙 風	勝一郎	君	子育て支援課長	安	田	末	広	君
農林課長	上村	隆一郎	君	教育委員会事務局長 兼学校教育課長 兼学校給食 センター所長	迫	囲	昭	三	君
農業委員会事務局長	元 榮	恵美子	君	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長 兼生涯学習課長	榮		照	和	君
建設課長	平 山	盛文	君	中央公民館長兼 図 書館長	前	利		潔	君
耕地課長	窪 田	政 英	君						

△開 会 午前10時00分

○議長(平 秀徳君)

議場におられる皆様、ご起立ください。 おはようございます。お座りください。 これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第58号 沖永良部与論地区広域事務組合規約の一 部変更について

○議長(平 秀徳君)

日程第1、議案第58号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

議員の皆様、改めましておはようございます。

3日目もよろしくお願いします。

それでは、ただいまご提案申し上げました議案第58号は、沖永良部与論地区広域事務組合の規約の一部変更についての案件であります。

沖永良部与論地区広域事務組合の経費の支弁の方法等の組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を組織する町の協議が必要であるため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次にページごとによる質疑を行います。 1ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これでページごとによる質疑を終わります。 これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、沖永良部与論地区広域事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。議場の整理を行います。

△日程第2 議案第59号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長(平 秀徳君)

日程第2、議案第59号、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定 についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

それでは、ただいまご提案申し上げました議案第59号は、第2号会計年度任用 職員の給与等に関する条例の制定についての案件であります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、導入される会計年度任用職員制度について、フルタイムで勤務する第2号会計年度任用職員の給与、期末手当及び通勤手当に関する必要な事項を定めるものであります。

以上、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてご説明申し 上げました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○2番(外山利章君)

議案に対して、会計年度任用職員に対しての総括的な質問をしたいと思いますが、 今現在、知名町の中で、この会計年度職員に次の年度から当たる職員は何名ぐらい いるのか。また、1号、2号どちらに当たるのか、教えていただけますか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

来年度施行されるこの会計年度任用職員について、本町の場合、令和2年度については130人を想定してございます。

それで、本町は1号のパートタイムの部分を採用いたします。

○2番(外山利章君)

1号、2号でパートタイムとフルタイムというふうに分かれるわけですけれども、 そのパートタイムで働く方々の勤務時間というのはどういうふうになっていますか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

現在のところ1日の勤務時間はフルタイムとして7.75時間ですが、パートタイムになりますと7.5、15分間短縮されます。

○2番(外山利章君)

1号と2号というところで大きく分かれてくるのは、退職金の手当だったりというところが1号ではないわけですか。パートタイムのほうではないわけですね。そういうふうになってくるんですけれども、実際、今の知名町の役場のほうで非常勤で働いている方々は、新しく採用された職員よりも専門性を持っている方がいたり非常に重要な役目を担っている方々というのがいらっしゃると思います。

そういう意味でも、しっかりとその退職金で手当、働いた分にしっかりと同一労働同一賃金という考え方がありますので、その考えに従ってしっかりと給料が与えられる、もしくは待遇が与えられるような職員の1号、2号という適用のほうをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

おっしゃるとおり、特別な技術を持っている職員もいようかと思いますが、その点については、本町の場合は任期付職員制度というのがございますので、その形で採用を行っております。あくまでも会計年度任用職員というのは、職員の補助的な業務に当たるということを想定してございますので、今後については、こういう特別の技術を持っている方等についてはまた検討の必要もありますが、まずは、今回はこういう形で行って、将来的にはまたいろいろ検討を加えていく必要があろうかとは思っております。

— 141 —

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から。

2ページ。

3ページ。

附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制 定については、原案のとおり可決されました。

> △日程第3 議案第60号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手 当及び費用弁償に関する条例の制定につ いて

○議長(平 秀徳君)

日程第3、議案第60号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第60号は、第1号会計年度任用職員の報酬、 期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての案件であります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い導入される会計年度任用職員制度について、パートタイムで勤務する第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものであります。

以上、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制 定についてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。質疑。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

- 1ページ、第1条から。
- 2ページ。
- 3ページ。

○7番(大藏哲治君)

これ、確認ですけれども、第6条の(2)の計算ですけれども、これは月額掛ける100分の65を掛ける下の数字のそれぞれの掛け算ということで理解してよろしいですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

期末手当については、6カ月以上勤務したときに発生することになっております。 ですから、6カ月間の平均を計算して、それに掛けて支給をするということになり ます。

○7番(大藏哲治君)

それは読んだらわかりますけれども、基準の100分の65掛ける100分の100とか100分の80とかいう計算方法ですかということを聞いているんです。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

期間については、大藏議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

 $4 \sim - \tilde{y}_0$

○6番(宗村 勝君)

第7条の5番、報酬から控除することができるものは、法令または前項に定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。それは2号と同じなんですけれども、公営住宅使用料、上下水道使用料を控除するというのはどういうことなのか、ちょっと理解できなかったものでご説明いただきたいと思います。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

例えば、この第1号の任用職員が公営住宅に入っているとか、そういう家賃です。 そういうのを申し出があって、報酬の中から控除してくださいということがあれば 控除することができると。また、法令で決まっている健康保険料とかそういうもの は必ず控除をしなければなりませんので、職員の申し出があった場合には、公営住 宅使用料と上下水道使用料については、控除はできるということをうたっておると ころです。

○6番(宗村 勝君)

例えば、職員の場合、半額、住宅使用料を補助するとかそういう制度があるみたいですけれども、それと同じということですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

今、宗村議員のおっしゃるのは、多分、住宅手当のことだとは思いますが、それについては制度に沿って応分の支給がございますが、これについては、例えば借りている家賃をその分、報酬から引いてくださいとあればそれを引いて、町にそのまま納めるという形になります。

○議長(平 秀徳君)

進めます。

5ページ、附則まで。

○11番(奥山直武君)

5ページの13条、これ業務中に事故等とかして労災休業の場合は出るんですか。 それとも、パートは労災に入っているか入っていないか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

この会計年度任用職員については、現在もですが、労災あるいは非常勤公務災害 補償の対象となっておりますので、そのほうから支給がされます。

○2番(外山利章君)

ちょっと戻りますけれども、10条の特に必要と認める会計年度職員というのは、 どういうものを指すのでしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

これは、地域おこし協力隊、そういう方々を想定してこの部分をうたってございます。

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

○9番(今井吉男君)

第7条で先ほど総務課長が言われたのが気になります。公営住宅使用料、上下水 道は本人の申し出で控除できるけれども、国民健康保険と何か強制的に控除できる ということですか。保険税とかを滞納した場合は。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

健康保険料というのは、社会保険料です。そういうものは法令で必ず控除しない といけないことになっております。国民年金保険料については、そういう規定がご ざいません。これは国の管轄になりますので、そういうことで今回はこの2つを挙 げているということです。

○議長(平 秀徳君)

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第61号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

○議長(平 秀徳君)

日程第4、議案第61号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長(今井力夫君)

ただいまご提案申し上げました議案第61号は、会計年度任用職員制度の導入に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての案件であります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い導入される会計年度任用職員制度の運用のため、知名町職員等の旅費に関する条例等9本の条例の条文の整備を行うほか、所要の改正をするものであります。

以上、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(平 秀徳君)

これから本案に対する総括的質疑を行います。

質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平 秀徳君)

これで総括的質疑を終わり、次に条文ごとによる質疑を行います。

1ページ、第1条から。

○2番(外山利章君)

すみません、教えていただきたいんですが、第4条の第2条第2項及び第3項を 削るということで、5ページのほうに報酬額の削減があるんですけれども、これは どういった理由でしょうか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

区長については、この会計年度任用職員が創設されたことに伴い、今後は委託契約を結ぶことになります。全国そういう手続きをとることになっております。

○2番(外山利章君)

区長さんは、今、特別公務員扱いだったと思っておりますが、その扱い自体もか わるということですか。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

特別非常勤職員というのがございましたけれども、今年度まではその部類にありましたが、厳格な、国のほうで特別非常勤職員については規定がされて、その中から区長という職が抜かれてございます。そういうことで委託契約を結ぶことになるということで、報酬からは削除ということになります。

○2番(外山利章君)

わかりました。

ただ、報酬についてはほとんど同じような形で、区長さんに対してはしっかりと 支払われるということですね。

○総務課長 (瀬島徳幸君)

はい。

○2番(外山利章君)

わかりました。

○議長(平 秀徳君)

2ページ、附則まで。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

これで条文ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第5 決定第7号 知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて(西田 盛起)

○議長(平 秀徳君)

日程第5、知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

知名町人権擁護委員の推薦につき意見を求められていますが、別紙のとおり西田 盛起氏を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、知名町人権擁護委員として西田盛起氏の推薦は適任と認めることに 決定しました。

△日程第6 決定第8号 知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて(園田 公子)

○議長(平 秀徳君)

日程第6、知名町人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

知名町人権擁護委員の推薦につき意見を求められていますが、別紙のとおり園田 公子氏を推薦することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、知名町人権擁護委員として園田公子氏の推薦は適任と認めることに 決定しました。

△日程第7 発議第5号 議員派遣の件について

○議長(平 秀徳君)

日程第7、発議第5号、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によってお手元にお 配りしたとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、議員派遣の件については、お手元に配付してあります とおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第8 決定第9号 閉会中の継続審査の件について

○議長(平 秀徳君)

日程第8、閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第9 決定第10号 閉会中の継続調査の件について

○議長(平 秀徳君)

日程第9、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平 秀徳君)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 平 秀徳

知名町議会議員 福井 源乃介

知名町議会議員 奥山 直武